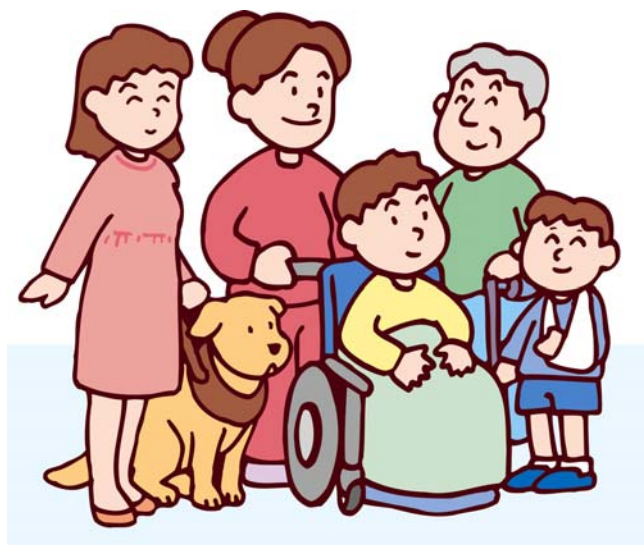


標茶町

共に生き 共に支え合う

いきいきとした「わ」のまちづくり



北海道 標茶町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1-1 計画作成の趣旨と目的	
1-1-1 計画作成の趣旨	1
1-1-2 計画作成の目的	1
1-2 計画の位置付けと法的根拠	
1-2-1 計画の位置付け	1
1-2-2 計画の期間	1
1-2-3 計画の法的根拠	2
1-3 計画の作成体制と経緯等	2
1-3-1 町民の意見反映	2
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	3
2-1 障がい者の現状	3
2-1-1 身体障がい	3
2-1-2 知的障がい	4
2-1-3 精神障がい	4
2-1-4 発達障がい	5
2-1-5 難病患者	5
2-2 サービス提供体制の現状と評価	
2-2-1 支援費等の利用状況・推移	6
2-2-2 地域移行の状況	6
2-2-3 居住支援の状況	7
2-2-4 就労支援の状況	7
2-2-5 作業工賃の状況	7
2-3 主なサービス提供施設基盤の整備状況	
2-3-1 基盤整備の状況	7
第3章 障がい者保健福祉施策の方向	
3-1 平成23年度に向けて目指す方向	8
3-2 計画推進の基本方針	8
3-3 計画推進の目標	9
3-4 障がいのある人等の推計	
3-4-1 人口の推計	11
3-4-2 障がいのある人の推計	11

第4章 目標分野別施策

4-1 相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会づくり	
4-1-1 広報・啓発	13
4-1-2 情報・コミュニケーション	15
4-2 利用者本位の生活支援と保健・医療サービスの適切な提供	
4-2-1 生活支援	16
4-2-2 保健・医療	19
4-3 能力発揮と社会貢献のための自立・社会参加	
4-3-1 教育・育成	22
4-3-2 就労支援	23
4-4 地域において自立し、安心して生活できる基盤づくり	
4-4-1 生活環・社会参加	25

第5章 計画の推進について

5-1 住民（町内会地域会含む）・事業者等・行政の協働による計画の推進	31
5-1-1 住民（町内会地域会含む）の役割	31
5-1-2 事業者等の役割	31
5-1-3 行政の役割	31
5-2 社会福祉協議会との連携による事業の推進	32
5-3 計画の管理	32

第6章 施策の達成数値目標

6-1 障がい者福祉サービス見込量の状況	34
----------------------	----

資料編

1. 各種障害者施策の実績数値	38
2. 用語の解説	40
3. 標茶町福祉施策検討委員会設置要綱	44
4. 第2期標茶町がい害者保健福祉計画策定経過	46
5. 標茶町福祉施策検討委員会名簿	47
6. 標茶町がい害者保健福祉計画策定障がい者実態調査結果	48

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画作成の趣旨と目的

1-1-1 計画作成の趣旨

我が国の障がい者施策は、障がい別に法律に基づく障がい者施策を展開してきましたが、平成7年からは、障がい者施策の基本的理念などを定めた「障害者基本法」に基づく施策展開が図られてきました。

また、平成15年度からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなり、サービス利用の促進が図られてきましたが、「支援費制度」には、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であったこと、急増する新規利用者へのサービス提供に対応する安定的な財源が確保されていないことなどの課題があり、制度全般の見直しが必要となったため、平成17年10月、「障害者自立支援法」が公布され、障がいのある人の自立と社会参加を目指した施策展開が開始されました。

また、北海道においては、「北海道障害者基本計画（平成15年度～平成24年度）」を策定し、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に、地域生活の支援体制の充実など、各般の施策の展開が図られてきました。

標茶町では、「障害者自立支援法」が目指している「障がいのある人の自立と社会参加を目指し」、日常生活や又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「標茶町障がい福祉計画」を作成することとしました。

1-1-2 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするためには、町内において必要とされる支援を提供することが可能となるよう、相談体制やサービスの基盤整備が必要であり、そのためには、自助・共助・公助の理念に基づいた視点が必要となります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「共に生き 共に支え合う いきいきとした「わ」のまちづくり」を目指しています。

また、この計画の作成においては、既存のサービス提供事業者の新制度への対応（新体系への移行）が完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定し、その期間のサービス見込量やその確保方策等について定めることとします。

1-2 計画の位置付けと法的根拠

1-2-1 計画の位置付け

この計画は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画として、標茶町が作成するものです。

また、作成に当っては「標茶町総合保健福祉まちづくりプラン」の補完と具体化を図る実施計画として位置づけ、標茶町における障がいのある人の現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、保健、福祉、医療、教育、就労、住宅、まちづくりなど、多岐にわたる施策を体系化し、総合的な施策の展開を目指していくこととしています。

1-2-1 計画の期間

この計画は、計画期間を平成21年度から平成23年度までの3年間（第2期）としており、3年

ごとに見直しを行うこととします。

1-2-1 計画の法的根拠

この計画は障害者自立支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として位置づけるとともに、下記の法令を根拠としています。

- ・ 障害者基本法
- ・ 身体障害者福祉法
- ・ 知的障害者福祉法
- ・ 精神保健福祉法
- ・ 発達障害者支援法
- ・ 特定疾患治療研究事業実施要綱

1-3 計画作成体制と経緯等

本計画の策定は、学職経験者、保健医療関係者、福祉団体関係者、産業団体関係者、その他関係関係者及び町内に在住する一般公募者で構成する「標茶町福祉施策検討委員会」を協議機関として策定に当りました。

原案作成につきましては、担当者による事務局会議、全セクションによるワーキンググループ、そして副町長を委員長とする課長職による役場内の検討委員会で議論し進めました。

1-3-1 町民の意見反映

平成16年4月に実施した「次世代育成支援計画」、「障がい者保健福祉計画」、「健康日本21しべちゃ」に係る実態調査結果及び精神障がい者アンケートを基礎資料（以下16年4月調査という）としつつ、補足調査として平成20年3月に「実態調査」（以下20年3月調査という）を実施したほか、各地の住民懇談会で出された意見や保健福祉ニーズを把握し、参考としました。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

標茶町の人口は、昭和35年の17,424人（国勢調査）をピークに減少し、平成17年には8,936人で、高齢化率も24.7%と全国（18.3%）、全道（21.4%）に比べ、3.3～6.40ポイント上回っています。

2-1 障がいのある人の現状

標茶町の人口に占める障がいのある人の割合は、身体障害者手帳、療育手帳の交付者数及び釧路保健所で把握している精神障がいのある人の数の総体で見ると、平成19年度末現在では7.4%となっており、高齢化等の影響により、年々増加しています。

また、障害認定を受けた人は平成20年10月末42人で、今後、新体系移行に伴って平成23年度まで多くの障がいのある人が認定を受けるものと想定しています。

表一1 障害認定を受けた人の推移（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
区分Ⅰ	1	1	1
区分Ⅱ	4	4	6
区分Ⅲ	3	2	1
区分Ⅳ	0	8	1
区分Ⅴ	0	2	1
区分Ⅵ	1	4	2
合計	9	21	12

2-1-1 身体障がい

平成19年度末の身体障害者手帳の交付者数は537人となっています。

身体障害者手帳交付者数の平成15年度から平成19年度までの5年間の増加率は12.8%で、平成19年度末の障害等級別の内訳は、1級が162人、2級が96人、3級が69人、4級が119人、5級が42人、6級が49人となっています。

1級の重度障がいのある人の平成15年度から平成19年度までの増加率は4.9%となっており、障がいが増重化する傾向にあります。

表一2 身体障害者手帳交付者数の推移（障害等級別）（単位：人）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1級	154	161	163	161	162
2級	98	106	92	99	96
3級	71	83	71	70	69
4級	70	95	116	119	119
5級	45	48	44	45	42
6級	38	41	52	51	49
計	476	534	538	545	537

障がい種類別の内訳は、視覚障がい34人、聴覚障がい77人、言語障がい3人、肢体不自由が299人、内部障がい123人となっています。平成15年度から平成19年度までの推移を見ると、視覚障がいは減少、言語障がいは横ばいですが、聴覚障がいと肢体不自由及び内部障がいは増加しています。

表一三 身体障害者手帳交付者数の推移 (単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
視覚障害	36	39	34	43	34
聴覚障害	68	77	80	76	77
平衡感覚		1	1	1	1
言語障害	4	5	3	3	3
肢体不自由	256	295	303	302	299
内部障害	112	118	118	121	123
計	476	534	538	545	536

年齢区分別の内訳は、18歳未満は4人、18～65歳未満は143人、65歳以上は389人となっています。

本町における平成19年度末の65歳以上の住民基本台帳人口は2,349人であり、65歳以上の住民のおよそ6人に一人が身体障害者手帳を所持していることとなります。

2-1-2 知的障がい

平成19年度末の療育手帳の交付者数は75人となっています。療育手帳交付者数の平成15年度から平成19年度までの5年間では、2人の減少となっています。

障がい程度別の内訳は、A判定が25人、B判定が50人で、平成16年度から平成19年度までの年次推移を見ると、平成18年度を除きA判定は微減、B判定は微増となっています。

表一四 療育手帳交付者数の推移 (障がい程度別) (単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
A判定	27	28	29	30	25
B判定	49	50	51	55	50
合計	76	78	80	85	75

※ A判定～重度、B判定～軽度・中度

平成19年度末における年齢区分別療育手帳の交付者数は、18歳未満は8人、18歳以上30歳未満が16人、30歳以上65歳未満が47人、65歳以上が4人となっています。

2-1-3 精神障がい

平成19年度末の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は33人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の平成15年度から平成19年度までの増加率は18.1%となっています。

平成19年度末における障害等級別の内訳は、1級が9人、2級が19人、3級が5人となっています。平成15年度から平成19年度までの障害等級別の増加率は1級が50.0%、3級が250.0%となっています。

表一五 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 (単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1級	6	7	4	9	9
2級	19	20	22	27	19
3級	2	6	4	2	5
合計	27	33	30	38	33

平成19年末の通院公費負担対象者数は45人となっています。

通院公費負担対象者数の平成15年から平成19年までの減少率は11.8%となっており、精神障害者保健福祉手帳交付者数と同様に減少傾向にあります。

表一 6 年度別精神通院公費負担対象者数 (単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
対象者数	51	59	59	56	45

2-1-4 発達障がい

本町における自閉症・アスペルガー症候群・学習障がい・注意欠陥多動性障がい等の発達に障がいのある人の数は把握できていません。

社団法人日本自閉症協会の「自閉症の手引き」で、せまい意味での自閉症は児童1,000人に約3人いると言われています。

また、平成14年2月に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち学習障がい・注意欠陥多動性障がい・高機能自閉症等により学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.3%の割合で存在する可能性があるとの報告されています。

2-1-5 難病患者

国の難病対策要綱による難病の定義は、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺を残すおそれが少なくない疾病（例：ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリトマトーデス）②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病（例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者）、小児異常行動、重症心身障害児）とされています。

国では123の特定疾患について調査・研究していますが、このうち国では45疾患、北海道では6疾患について特定疾患医療受給者証を交付し医療費の助成を行っています。

本町における平成19年度末の特定疾患医療受給者証交付者数は67人で、疾病別の内訳は、「パーキンソン病関係疾患」が最も多く13人、次いで「特発性血小板減少性紫斑病」が5人、「強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎、シェーグレン症候群」が4人の順となっています。

表一 七 特定疾患医療受給者証交付者数の推移

(単位：人)

国指定疾病	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
ベーチェット病	5	4	5	3	3
多発性硬化症	1	1	1	1	—
重症筋無力症	2	3	3	2	2
全身性エリテマトーデス	2	3	3	3	3
スモン	—	—	—	—	—
再生不良性貧血	1	1	1	2	2
サルコイドーシス	3	2	1	1	1
筋萎縮性側索硬化症	—	—	—	—	—
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	1	1	2	3	4
特発性血小板減少性紫斑病	6	7	6	5	5
結節性動脈周囲炎	—	1	1	1	1
潰瘍性大腸炎	1	1	1	4	2
大動脈炎症候群	1	1	—	—	—
ピュルガー病	5	5	4	3	3
天疱瘡	1	1	1	1	1
脊髄小脳変性症	1	1	1	1	2
クローン病	4	3	3	2	2
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	—	—	—	—	—
悪性関節リュウマチ	—	—	—	—	1
パーキンソン病関連疾患	14	15	15	14	13
アミロイドーシス	—	—	—	—	—
後縦靭帯骨化症	—	—	—	—	—
ハンチントン病	—	—	—	—	—
モヤモヤ病	—	1	—	—	—
ウェグナー病	—	—	—	—	—
特発性心筋症	—	—	—	—	—
多系統萎縮症	2	2	2	2	—
表皮水泡症	—	—	—	—	—
膿疱性乾癬	—	—	—	—	—
広範脊柱管狭窄症	—	—	—	—	—
原発性胆汁性肝硬変	2	3	3	3	2
重症急性膵炎	—	—	1	—	—
特発性大腿骨骨頭壊死症	1	1	1	2	2
混合性結合組織病	1	1	1	1	1
原発性免疫不全症候群	—	—	—	—	—
特発性間質性肺炎	3	3	—	—	—
網膜色素変性症	5	6	4	4	3
プリオン病	—	—	—	—	—
原発性肺高血圧症	—	—	—	—	—
神経線維腫症	1	1	1	1	1
亜急性硬化症脳炎	—	—	—	—	—
バッド・キアリ症候群	—	—	—	—	—
特発性慢性肺血栓塞栓症	—	—	—	—	—
ライソゾーム病	—	—	—	—	—
副腎白質ジストロフィー	—	—	—	—	—
小計	63	68	61	60	56

北海道単独指定分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度
下垂体機能障害	1	1	1	1
橋本病	38	32	6	
突発性難聴	2	3	2	2
溶血性貧血	—	—	—	—
ステロイドホルモン産生異常症	—	—	—	—
シェーグレン症候群	3	3	3	4
難治性肝炎（劇症肝炎を除く）	61	58	34	1
（特例）特発性間質性肺炎	—	—	2	2
（特例）特発性心筋症（肥大型）	—	—	1	1
小計	105	97	49	11

合計	168	165	110	67
----	-----	-----	-----	----

（注）橋本病については、平成17年10月1日から特定疾患治療研究事業として終了し、橋本病重症患者対策に変更。難治性肝炎（劇症肝炎を除く）のうち、ウイルス肝炎については、平成17年10月1日からは特定疾患治療研究事業として終了し、ウイルス肝炎進行防止対策に変更。

2-2 サービス提供体制の現状と評価

2-2-1 支援費等の利用状況・推移

本町におけるホームヘルプサービスは、現在、3箇所の民間事業所がサービスの提供を行っています。

2-2-2 地域移行の状況

平成20年10月末における施設入所者は、身体障害者入所施設では6名、知的障害者入所施設では23名で、平成16年度から平成19年度までに10名が地域生活に移行しています。

利用者の希望する生活を実現するためには、今まで以上に地域生活への移行を支援する体制づくりが必要となります。

2-2-3 居住支援の状況

本町にはグループホームが未整備で、地域生活へ移行される方に対する居住支援を行うためには、グループホーム等の整備が必要となります。

2-2-4 就労支援の状況

本町には、就労継続支援施設（B型）2施設があり、平成20年10月末現在17名の方が通所していますが、一般就労できる事業所が皆無の状況で、就労できる場所の確保が必要となります。

2-2-5 作業工賃の状況

本町の平均作業工賃は約12,000円/月で、全道平均を下回っており、障がいのある人が、生きがいをもち安心して暮らせるようにするためには、工賃向上に向けた取組が求められます。

2-3 主なサービス提供施設基盤の整備状況

2-3-1 基盤整備の状況

本町の福祉施設の基盤整備状況は、通所施設2施設で、定員は29名となっています。

第3章 障がい者保健福祉施策の方向

第3章 障がい者保健福祉施策の方向

3-1 平成23年度に向けて目指す方向

これからの目指すべき社会は、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合える共生社会とする必要があります。すべての人が社会の対等な構成員として人格を尊重され自己選択と自己決定の下、社会の一員として責任を分担します。

他方、障がいのある人の社会への参加・参画を実質的なものとするためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を取り除き、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められます。

行政だけでなく住民、事業所等全ての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、共生社会が実現します。

子どもからお年寄りまで、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でいきいきとすべての住民が暮らしていくためには、社会福祉の充実を進めていくことは不可欠です。

この標茶町障がい者保健福祉計画では、自分でできることは自己努力する「自助」、住民が互いに力を合わせて助け合っていく「共助」、そして行政が行う公的サービスの「公助」の役割のバランスがとれたいきいきとした活力ある福祉社会の創造を目指し、

『共に生き 共に支え合う いきいきとした「わ」のまちづくり』

を基本理念といたします。

3-2 計画推進の基本方針

「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「エンパワメント」の理念の実現には、障がいのある人が自己選択、自己決定でき、そのために必要な様々な支援が身近なところで受けられる生活が保障されなければなりません。

しかし、地域社会には、これを困難にしている住環境などの物理面のみならず、制度上、意識上の様々なバリア（障壁）が存在しており、これらを取り除く必要があります。

この計画の理念を実現するため、基本的な視点を以下のようにします。

- (1) 人格・個性の尊重と住民参加・参画による、ともに創るノーマライゼーション社会の実現
すべての住民が福祉の担い手であり受け手であるという認識のもと、施策推進におけるあらゆる段階で、障がいのある人や介助者・ボランティアなどを核とした住民の参加を進め、それぞれの役割を果たし、互いを認め合う協働の取り組みにより、ともに創る地域社会の実現を目指します。
- (2) 主体性・自立性・自己決定に基づく生活支援
「措置」から「契約」への転換など福祉サービスの枠組みが大きく変化する中、障がいのある人が自分らしい生活を自らの意思で選択・決定できるよう、利用者主体の生活支援施策の推進を目指します。
- (3) 自己実現を可能とする社会づくり
就労、文化・スポーツ活動など、様々な社会参加を通じて、自立や自己実現の可能性を拓く機会や場づくりを目指します。また、障がいのある人や介助者・ボランティアが、それぞれの立場で活動できるよう人と人をつなぐ出会いをつくり、一人ひとりが持つ力を引き出しあえる社会づくりを目指します。
- (4) 社会参加を支える環境づくり
障がいのある人が安全に安心して生活できるよう、建物・移動・情報・制度・慣行・心理などのハード面とソフト面についてバリアフリーを進め、障がいの有無にかかわらず一人ひとりがふれあう場面を通じ、地域や関係機関と協働しながら思いやりの心を育む環境づくりを目指します。

3-3 計画推進の目標

この計画は、次の5つの柱を目標に推進します。

(1) 相互の人格と個性を尊重し支え合える共生社会づくり

障がいの有無にかかわらず、相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい及び障がいのある人に関する住民の理解を促進するため、幅広い住民の参加による啓発活動を推進します。また、情報通信技術の活用などにより障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援し、障がい特性に対応した情報提供の充実を図ります。

(2) 利用者本位の生活支援と保健・医療サービスの適切な提供

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実を努め、すべての障がいのある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立します。また、障がいのある人に対して、適切な保健サービス・医療・医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

(3) 能力発揮と社会貢献のための自立・社会参加

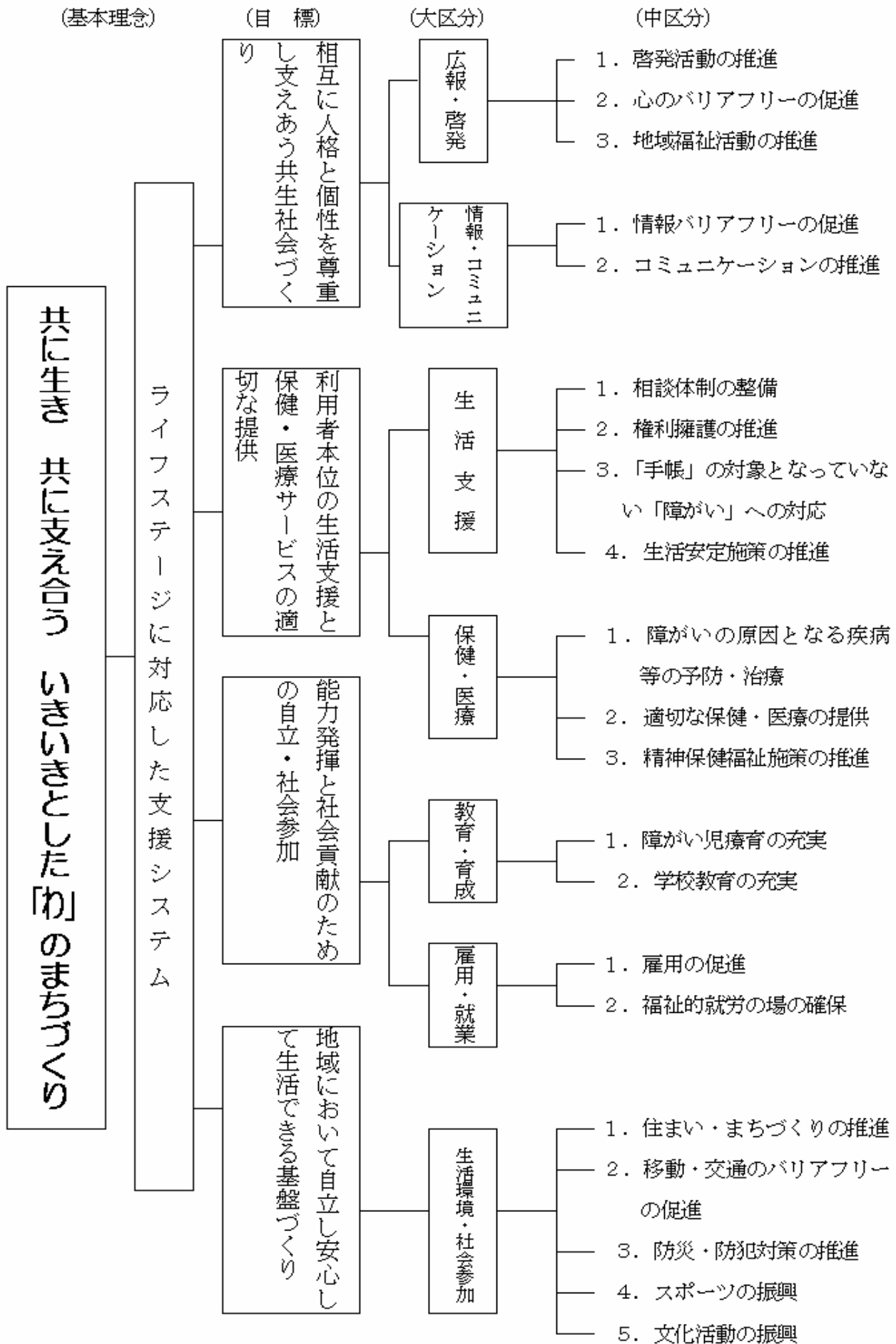
障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい・注意欠陥多動性障がい・自閉症などについて教育的支援を行うなど特別な配慮を必要とする子どもについて適切に対応します。また、雇用・就業は、障がいのある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、それぞれの持つ能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図ります。

(4) 地域において自立し安心して生活できる基盤づくり

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。このため、障がいのある人だけでなくすべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関・街中まで連続したバリアフリー環境の整備を図ります。また、安全な地域社会づくりのため、防災・防犯対策の充実を図ります。



施策の体系



3-4 障がいのある人等の推計

3-4-1 人口の推計

計画期における標茶町の総人口は、平成15年から平成19年までの住民基本台帳の人口（各年9月30日現在）を基礎にコーホート変化率法により推計しました。

		実数				推計			
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数		9,117	8,924	8,742	8,539	8,455	8,282	8,126	7,970
年 区 分	0～4歳	366	350	346	317	326	319	310	286
	5～9歳	366	377	356	368	352	329	310	311
	10～14歳	445	406	395	364	343	330	340	321
	0～14歳	1,177	1,133	1,097	1,049	1,021	978	960	918
	15～19歳	529	397	368	429	418	401	371	359
	20～24歳	418	397	368	358	364	355	337	310
	25～29歳	433	432	427	388	373	379	359	356
	30～34歳	511	503	478	466	443	385	386	384
	35～39歳	489	478	459	441	450	471	457	443
	40～44歳	553	509	485	495	455	441	437	427
	45～49歳	679	621	611	580	565	512	478	455
	50～54歳	748	749	692	663	630	642	597	590
	55～59歳	707	739	767	752	758	721	723	669
	60～64歳	579	531	540	577	590	649	685	712
	15～64歳	5,646	5,460	5,296	5,149	5,046	4,956	4,830	4,705
	65～69歳	601	630	600	588	595	553	516	520
	70～74歳	585	575	583	568	568	564	584	563
	75～79歳	501	492	515	512	508	516	510	526
	80～84歳	329	352	361	381	399	397	392	404
85歳以上	278	282	290	320	318	318	334	334	
65歳以上	2,294	2,331	2,349	2,369	2,388	2,348	2,336	2,347	

3-4-2 障がいのある人の推計

障がいの発生となる要因はさまざまであり、その発生数を将来にわたって推計することは困難なため、人口推計値と障がいのある人の数値から発生率を推計しました。

(1) 身体に障がいのある人の推計

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	163	161	162	153	150	147
2級	92	99	96	90	89	87
3級	71	70	69	66	65	63
4級	116	119	119	112	109	107
5級	44	45	42	41	41	40
6級	52	51	49	48	47	46
計	538	545	537	510	501	490

(2) 知的に障がいのある人の推計

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A判定	29	30	25	27	27	26
B判定	51	55	50	49	48	47
合計	80	85	75	76	75	73

(3) 精神に障がいのある人の推計

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	4	9	9	7	7	7
2級	22	27	19	21	21	20
3級	4	2	5	4	3	3
合計	30	38	33	32	31	30

第4章 分野別施策

第4章 目標別分野施策

4-1 相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会づくり

4-1-1 広報・啓発

広報・啓発

- ┃(1) 啓発活動の推進
- ┃(2) 心のバリアフリーの促進
- ┃(3) 地域福祉活動の推進

(1) 啓発活動の推進

【現状と課題】

- 本計画が目標として掲げる『共に生き 共に支え合う いきいきとした「わ」のまちづくり』は、行政だけではなく、地域・事業所等を含むすべての住民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を認識し、主体的に取り組むことによって達成できるものです。
しかし、障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解があるため、障がいのある人は社会生活の様々な場面で不利益を被っている場合があります。
- 本町では、これまで「広報しべちゃ」や社会福祉協議会「ふれあい」等で啓発活動を推進してきました。また、障がいのある人の理解を深める事業を地域で展開するなど、一定の効果が見られましたが、今後とも、住民一人ひとりに障がいや障がいのある人について理解と認識を深める啓発・広報活動の一層の充実が必要です。

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する住民の理解を促進するため、住民参加による啓発活動を推進します。

① 障がい者週間の取り組みの推進

障がい者週間の取り組みと記念事業への住民の参加を促進し、障がいや障がいのある人への理解促進に努めます。

② 広報媒体を通じた啓発

新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアへの報道依頼や広報しべちゃ・ホームページ等、町の広報媒体を通して効果的な啓発を推進します。

また、障がい者団体等が主催する研修会や講演会等への住民の参加を促進します。

③ 講演会や研修会等への町職員の参加の促進

障がいや障がいのある人への理解と関心を一層深めるため、障がい者団体等が主催する講演会や研修会等への町職員の参加に努めます。

(2) 心のバリアフリーの促進

【現状と課題】

- 建物や道路等がバリアフリー化されても住民一人ひとりの理解や心づかいがなければ、福祉のまちづくりは進みません。例えば、車いす使用者は、車のドアを全開にしないと乗り降りができないため、乗降スペースを広く取った専用の駐車スペースが必要で、車いす使用者の専用駐車スペースに障がいのない人の車が止まっていると、空くまで待つか、帰るしかありません。
また、点字ブロックの上や周囲に物を置くと、点字ブロックが移動の手段である視覚障がいのある人にとっては移動の妨げになるどころか、転倒などの事故につながる危険性もあります。
こうした行為は悪意はないとしても、障がいのある人にとっては大きなバリアになります。障がいのある人に対する正しい理解やちょっとした心づかいが大切です。

【施策の方向】

障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、心のバリアフリーについて、広く住民に啓発します。

① 福祉教育の推進

あらゆる人が協働してまちづくりを行うために、ひとりひとりが障がいを正しく理解し助け合えるよう、保育・幼児教育・学校教育と一貫した福祉教育に努めます。

② 交流機会の拡大

地域で行われる各種行事について、障がいのある人との交流が図れる運営内容となるよう、主催者に対して協力を要請します。

③ 不適當用語・差別用語の是正

障がいや障がいのある人に対する差別・偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう啓発・指導に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

○ 子どもからお年寄りまで、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でいきいきとすべての住民が暮らしていくためには、社会福祉の充実を進めていくことは不可欠です。

社会において、障がいのある人が地域で生活することは自然なことというノーマライゼーションの考え方を浸透させていくことは重要ですが、障がいのある人自身も、地域社会の構成員の1人として、役割を担っていく認識をもつことが求められています。

障がいのある人が地域で自立した生活を営んでいくためには、行政や施設による支援だけでは十分ではありません。地域住民の理解や協力、さらには、NPO・ボランティア等による活動が重要になってきています。広く地域社会で、障がいのある人を支えるという観点から、住民、関係団体、NPO、ボランティア団体等が連携・協働して地域福祉を推進する基盤づくりをすることが求められています。

【施策の方向】

全ての人が地域社会において、心から受け入れられ、また支え合いの中で参画するという、ノーマライゼーションの理念による地域福祉活動を推進します。

① 地域交流の促進

地域における様々なイベント等において、障がいのある人との交流を促進します。

具体的な推進方策として、障がいのある人が主催する行事への参加を促進するとともに、地域の行事等に障がいのある人の参加促進に努めます。また、地域の行事等の

企画に当たっては障がいのある人の参画に努めます。さらに、地域の行事等において日中活動施設等の出店を関係者に要請します。

② 関係団体とのネットワークの形成

社会福祉協議会と連携を図りながら「保健・医療・福祉・教育等の団体や住民組織等」の意見交換会を行い、障がいのある人について相互理解を図るとともに、ネットワークの形成に努めます。

③ ボランティア活動への支援

障がいのある人に対してボランティア活動を行う意欲のある団体に対して、社会福祉協議会やボランティアセンター等と連携をとりながら、ボランティア活動についての適切な情報の提供を行うなど活動を支援します。

4-1-2 情報・情報・コミュニケーション

情報・情報・コミュニケーション

- ┆(1) 情報バリアフリーの促進
- ┆(2) コミュニケーションの推進

(1) 情報バリアフリーの促進

【現状と課題】

- 地域で生活するためには、誰もが必要とする様々な情報を漏れなく容易に入手でき、自ら発信できることが大切なことです。近年のITの進歩により、居ながらにして大量の情報に接したり、様々な形態でのコミュニケーションが可能になってきました。電子メール機能の付いている携帯電話は、聴覚障がいのある人にとって外出先での連絡が容易に取れるようになるなど、有効な例もあります。視覚障がいのある人が、音声変換ソフト等視覚障がい者用の各種ソフトの普及などにより自ら情報発信したり、情報収集ができます。
一方、ITの技術進歩は、障がいのある人を障がいがあるためにこれまで以上に情報へのバリアを持つ「情報弱者」にしかねないおそれがありますが、ITを障がいの特性に応じて効果的に活用できれば、障がいのある人の情報入手力・発信力を大きく高め、障がいのある人の自立と社会参加を促進する大きな手段となり得ます。
- IT（情報通信技術）を利用することに不得手な障がいのある人については、これまでの情報提供に係る事業を推進し、必要な情報が確保されるよう配慮することも必要です。

【施策の方向】

IT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障がいによりデジタル・ディバイド（情報格差）が生じないよう既存の事業についても推進します。

① 視覚に障がいのある人への情報提供方法の拡充

町が視覚に障がいのある人に対する情報の提供をするに当たっては、その内容や希望に応じて、点字版、音声テープ、CD-ROM等を提供できる体制の整備に努めます。

② 点字郵便物の充実

視覚に障がいのある人への町の発送文書は、本人の求めに応じて封筒に点字入りのシールを貼付します。

③ IT機器の利用の促進

インターネット・電子メール・携帯電話等のIT機器の活用による便宜性について「障害者福祉の手引き」やホームページに掲載し、利用の促進に努めます。

④ 視覚に障がいのある人への情報提供の推進

視聴覚ライブラリー等の機能を活用し障がいのある人へのサービスに努めます。

(2) コミュニケーションの推進

【現状と課題】

- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには様々な社会環境が整備されることが必要ですが、対人とのコミュニケーションを十分果たせるよう支援することも重要です。
- 社会活動の際に障がいとなることでは、「身体的なこと」、「介助が必要なこと」、「情報がないこと」といった社会的バリアも認められることから、今後ともきめ細かなサービスの充実が求められることにかわりはありません。

【施策の方向】

コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人の特性に応じた体制の充実を図ります。

① 手話通訳者等の派遣の推進

視聴覚に障がいのある人の自立や社会参加を一層促進するため、手話通訳者・要約筆記奉仕員・ガイドヘルパー等の派遣体制の充実を図ります。また、緊急時における手話通訳者等の派遣体制の充実に努めます。

② 人材の養成

朗読ボランティア・点訳奉仕員・ガイドヘルパーなどコミュニケーションを支援する人材の養成の支援に努めます。

③ バリアフリーマップの作成

障がいのある人等が外出する際に安心して施設を利用できるよう、施設のバリアフリー情報を紹介するバリアフリーマップを作成し、町のホームページに掲載します。この中で、視覚や聴覚等に障がいのある人も利用できる情報の提供に努めます。

4-2 利用者本位の生活支援と保健・医療サービスの適切な提供

4-2-1 生活支援

生活支援

ト(1) 相談支援体制の整備

ト(2) 権利擁護の推進

ト(3) 「手帳」の対象となっていない「障がい」への対応

ㇿ(4) 生活安定施策の推進

(1) 相談支援体制の整備

【現状と課題】

○ 福祉制度が「行政による措置」から「事業者との対等な契約」へと変わってきており、利用者自ら福祉サービスを選択することから、その内容や質などを見極める力が求められています。

また、福祉サービスを提供する事業者についても、自ら施設や事業内容の情報を開示するとともに、サービスの質の向上が求められています。

そこで、利用者が求める福祉サービスについて身近な地域でいつでも相談でき、迅速に対応できる総合的な相談体制が必要です。そして、相談の段階からきめ細かく対応できる総合的な相談体制の充実とともに、広く住民に必要な情報を分かりやすく提供しながら各種制度が総合的に支援できる仕組みが整っていることが必要です。

○ ケースごとの相談を的確に対応し、悩みや不安を解消し、問題を解決していくために、各相談機関の専門性を高め、いつでも、どこでも、安心して利用できる体制を整備することが必要になっています。

【施策の方向】

障がいのある人やその家族の相談に応じ、不安解消や問題解決のため、地域活動センターや地域自立支援協議会等の相談支援体制の充実に努めます。

① 相談支援機関の連携強化

各相談支援機関相互の連携及び関係機関との連携を密接にし、障がいのある人一人ひとりへの連続した支援ができるよう相談体制の強化に努めます。

② 総合相談体制の整備

ふれあい交流センター及び住民課には総合的な相談窓口、各公民館には相談窓口を設置し、住民の福祉などの相談に対応していますが、相談内容に応じて適切に担当窓口につながるよう、相

談機能の一層の充実を図ります。

児童関係の相談では、児童や家庭・母子家庭相談、そしていじめや不登校などに対してきめ細かく相談窓口を設けていますが、住民から見てどこに相談していいのかわからず、かえって利用しづらいとの声も聞かれることから、どこで受付けても相談内容に適した相談窓口につながるよう連携し、利用しやすい相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある人や高齢者、女性に関する相談などにおいても利用しやすい相談窓口等の充実を図ります。

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 平成16年6月から改正された障害者基本法では国及び地方公共団体は、障がいのある人の権利擁護及び障がいのある人に対する差別の防止を図りつつ、障がいのある人の自立及び社会参加を支援することにより、障がいのある人の福祉を増進する責務を有することが規定されています。
- 精神に障がいのある人等のうち判断能力が十分でない人々が地域において自立した生活を送ることができるよう支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業が平成11年10月から実施されています。

また、精神上の障がいにより判断能力が不十分なため財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な人々を保護・支援するため、民法の改正などによって、これまでの禁治産及び準禁治産の制度を改め、後見・保佐・補助の制度を導入することなどを内容とする新たな成年後見制度が平成12年4月から施行されています。

高齢化や核家族化が進行する中、判断能力が不十分な障がいのある人等に対する権利擁護に関する事業や財産管理を支援する制度等の利用の促進を図り、地域において安全で安心して生活を送ることができるよう支援することが必要です。

【施策の方向】

障がいのある人の権利擁護のための各種制度の普及を図るとともに、行政、地域、事業者等が一体となって障がいのある人の権利擁護を推進します。

① 法律相談等の利用促進

障がいのある人の権利を守るため、法律相談や北海道が委託実施している「障害者110番」の普及に努めます。

② 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の普及

地域において障がいのある人が安全で安心して生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の普及に努めます。

③ 福祉関係者への人権思想の啓発

民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の福祉関係者に対し、研修会等を通して障がいのある人の権利擁護について一層の啓発に努めます。

④ 障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進

様々な行政施策に障がいのある人の意見が十分反映されるようにするため、障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与を推進に努めます。

(3) 「手帳」の対象となっていない「障がい」への対応

【現状と課題】

- 自閉症・アスペルガー症候群・学習障がい・注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある人を支援するため、平成16年12月に発達障害者支援法が制定され平成17年4月から施行されてい

ます。この法律には、国や地方公共団体の責務として発達に障がいのある人の早期発見や発達支援について必要な措置を講じるよう規定されています。

発達障がいについては、幼児期から学齢期、学校を卒業した後の就労まで連続した支援が重要です。このため、療育・教育・保健・医療・福祉・就労等の関係機関が連携し、一人ひとりの実態に応じた支援に取り組むことが求められています。

- 難病については、要介護の状態にありながら介護保険法・老人福祉法・身体障害者福祉法等の施策の対象とならない難病患者等を対象として、特定疾患通院交通費助成を実施し、これらの人々の療養生活を支援しています。
- 「高次脳機能障がい」とは、一般に、外傷性脳損傷・脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい・注意障がい・社会的行動障がい等を指し、具体的には「会話がうまくかみ合わない」、「段取りをつけて物事を行うことができない」などの症状が挙げられます。高次脳機能障がいは、日常生活において大きな支障をもたらすことも多いのですが、一見してその症状が障がいに由来するものと認識されていないこともあるなど、住民や行政、福祉関係者等に十分な理解が得られておらず、その特性に着目したサービスの提供は行われていません。

こうしたことから、家族会との意見交換会で高次脳機能障がいについての住民の理解の促進や障がいに応じた活動の場の確保についての要望が寄せられています。

国では平成13年度から、高次脳機能障がいへの具体的な支援方策を検討するため、道において「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施しており、診断や必要なサービスについての調査が進められています。

【施策の方向】

「手帳」の対象となっていない「障がい」のある人の実態把握に努め、必要な支援方法を検討します。

① 発達障がい者支援モデル事業の実施

関係機関の協力のもと、在宅の自閉症等発達に障がいのある人の診断・評価、発達支援等を実施して、当該発達に障がいのある人が地域生活を円滑に送れるようにするための援助をモデル的に実施します。

② 難病相談事業等の推進

難病患者やその家族に対する相談や訪問、患者会への支援等を通して難病患者の療養生活の支援に努めます。

③ 高次脳機能障がいについての啓発の推進

高次脳機能障がいについての住民理解の促進を図るため、家族会と連携して啓発活動に努めます。

また、高次脳機能障がいのある人の日中活動の場の在り方について、調査・研究を行います。

④ 各種研修会・講習会等への支援

「手帳」の対象となっていない「障がい」のある人等で構成する団体が主催する各種研修会・講習会等への参加を広く住民に働きかけ、障がいについての理解の促進に努めます。

(4) 生活安定施策への対応

【現状と課題】

- ノーマライゼーションの理念を実現し、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるためには、気軽に何でも相談できる窓口の充実と共に、経済的な基盤の確立が不可欠であり、年金や手当等の給付制度、雇用や就労を促進する施策、経済的負担の軽減に係る各種制度等の充実を図ることが求められています。

【施策の方向】

障がいのある人の経済的自立を支援するため、雇用や就労に関する施策を推進するとともに、社会保障制度等の利用の促進を図ります。

① 本町における障がいのある人の雇用の推進

障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保に努めます。

② 各種制度の利用の促進

各種年金や手当の支給、医療費の助成等について、町のホームページや広報等に掲載し利用の促進に努めます。

③ 公共交通機関の運賃割引の要望

精神障害者保健福祉手帳所持者に対する公共交通機関の運賃割引について、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同等に適用するよう関係団体の要請に基づき、関係機関に要望します。

④ 町有施設利用料金減免の継続

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している人が町有施設を利用する際の利用料金の減免に努めます。

⑤ 国への所得保障の要望

障がいのある人の所得保障は国の責務であるとの視点に立ち、関係団体等の要請により国に要望します。

⑥ 障がい福祉サービスの制度周知と利用の促進

これまでは、身体障がい・知的障がい・精神障がいと三つの障がいに種類が分けられ、その障がいの種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容が決められていましたが、障害者自立支援法の成立により、複雑に組み合わさっていた福祉サービスが一つになり、どの障害の人も共通の福祉サービスを受けられるようになりました。

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、各種障がい福祉サービスの充実を図るとともに制度周知と利用促進を図ります。

4-2-2 保健・医療・健康推進

保健・医療

┆(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

┆(2) 適切な保健・医療の提供

┆(3) 精神保健施策の推進

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【現状と課題】

- 障がいの原因としては、遺伝子や染色体に異常があつて非常に早期から障がいを生じる場合、母体内の環境や条件によって障がいを生じる場合のほか、出産の前後に原因のあるもの、生まれてから、あるいは成人や高齢になってからの疾病や事故等があります。
- 本町では、障がいの予防や早期発見のため、妊婦に対する健康診査、先天性代謝異常等の検査や乳幼児健康診査などの母子保健事業を行っています。健康診査は、早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導や早期治療に結びつける機会でもあります。しかし、保護者の障がいに対する受容しがたい気持ちなどから早期療育や早期治療に結びつけられない場合もあります。
- 学校においては、就学時や毎学年定期に児童生徒の健康診断を行っており、早期発見や早期治療に努めています。

- 健康寿命の更なる延伸に伴い、生活の質の向上を実現し、元気で明るい高齢社会を築くためには、疾病の早期発見や治療に加えて、若いうちから生活慣習の見直しなどを通じて、積極的に健康を増進し、疾病の発症や進行を予防する「一次予防」に重点を置いた対策が必要です。
- 複雑化する現代社会では、家庭・学校・職場等の日常生活の場でのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症等の疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の心の不健康な状態にある人がいます。こうした人たちが地域で孤立して症状が悪化しないよう、適切な対応が必要になっています。
- 労働災害や交通事故等が原因となって障がいをもつようになる人は少なくありません。日ごろから労働安全や交通安全等についての一層の啓発活動が重要です。

【施策の方向】

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る健康の保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進します。

① 障がいの早期発見

障がいの原因となる疾病等を予防するため、適切な妊婦検診の受診を勧奨し、安全安心な妊婦出産のため、妊娠期間を通して14回の検診料の公費負担や新生児・未熟児に対する相談指導、発育の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査等、母子保健法に基づく母子保健事業を推進します。

② 子育て支援の推進

子育て家庭への相談、情報提供等を通し、障がいのある乳幼児の保護者の不安軽減等を図ります。

③ 壮年期の予防対策の充実

壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見のため、健康診査や相談・指導、機能訓練等、健康増進法に基づく保健事業を推進します。

④ 労働安全思想等の啓発

労働災害や交通事故等が原因となる障がいの発生を予防するため、関係機関と連携して未然防止対策の啓発を行います。

(2) 適切な保健・医療の提供

【現状と課題】

- 保健・医療サービスは、障がいによる機能低下の軽減、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーション等、障がいのある人の自立を支援するために重要な意義を有しています。そのため、適切なサービスが受けられるよう、今後とも体制の整備を図るとともに、必要に応じて医療費等の公費負担制度による支援を図ることが重要です。

また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進行する中、福祉サービスの提供とともに、保健・医療サービスの提供が一体となって障がいのある人の生活の質の向上を図ることが不可欠です。

- 障がいのある人が医療を受けるに当たって、現状ではコミュニケーションやアクセスなど社会的不利が存在し、地域で健康な暮らしを送るためには、関係機関と連携して受診しやすい環境の整備に努めることが求められています。
- 難病を有する人に対しては、国や北海道で指定した特定疾患について、医療費の一部又は全部を国と北海道で助成しています。また、本町においては特定疾患患者通院交通費助成業務や難病相談・家庭訪問活動・患者会への支援等を実施していますが、今後とも難病を有する人の自立と社会参加を促進し、地域において安心して生活できるよう支援を行っていくことが重要です。

【施策の方向】

障がいの早期発見及び障がいに対する医療の提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がいのある人に対応した適切な保健サービスを提供します。

① 乳幼児期の健康診査及び療育体制の充実

先天性代謝異常等の早期検査をはじめ、乳幼児期の各種健康診査を推進し、健康診査で障がいの疑いが見られる乳幼児について、医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて療育機関への移行を助言します。

② 成人保健事業等の推進

壮年期からの障がいの予防又は軽減等を図るための一環として、健康手帳の交付・健康教育・機能訓練・訪問指導・健康診査等の保健事業を推進し、疾病予防、健康の増進を推進します。

③ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

障がいの特性に応じた保健・医療等に関する適切な情報提供体制の充実に努めます。

④ マンパワーの確保

障がいのある人に対する保健・医療サービスが安定して提供されるよう、関係機関と連携を図りながら、医師等のマンパワーの確保に努めます。

⑤ 医療費の給付等の推進

医療が必要な障がいのある人が安心して適切な治療を受けることができるよう、公費による医療費の給付等を推進します。

⑥ かかりつけ医等の確保

障がいのある人の障がいの程度や健康状態を常に把握し、適切な医療の提供が受けられる「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」を確保するよう普及を図ります。

⑦ 受診しやすい環境の整備

コミュニケーションを取ることが不得手な障がいのある人が受診の際に円滑に診療を受けられる方策について検討します。

また、聴覚障がいのある人が受診時にコミュニケーションを円滑にとることができるよう専任手話通訳者の派遣を充実します。

⑧ 歯科保健・医療の推進

訪問口腔衛生指導や心身に障がいのある人の歯科診療事業を推進し、障がいのある人の歯の健康づくりを支援します。

⑨ 難病を有する人への保健・医療の充実

難病を有する人が地域で安心して生活できるよう、医療機関や関係団体との連携を強化し、在宅の難病患者に対するきめ細やかな療養支援を推進します。

(3) 精神保健福祉施策の推進

【現状と課題】

○ 従来、精神に障がいのある人への施策は、医療が中心のものでしたが、昭和62年の精神衛生法から精神保健法への改正にはじまる一連の法律・制度の改正により大きな転換を受け、福祉施策の導入に加え身体に障がいのある人や知的に障がいのある人と同じく障がいのある人として位置付けられるようになるなど、自立と社会参加の促進等が図られています。

○ 本町では、平成14年度に精神保健福祉法の一部市町村委譲により、精神保健福祉手帳及び通院医療費公費負担に関する手続きの受理事務等を実施しています。しかし、精神に障がいのある人の社会復帰や地域における自立生活への支援については、他の障がいに比べ十分とはいえません。

- 精神障がい者アンケート調査（16年4月調査）において、「利用したいと思うもの」は、「地域の人と交流できる場」「昼間、仲間と集まれる場所」「不安なときに一泊程度休息できる場所」などとなっています。

こうしたことから、精神障がいのある人の中には、仲間や地域の方々との交流を求めるとともに何かの理由により一人になった場合の不安を抱きながら生活していることが伺えます。

- 保健所では、精神保健相談や社会復帰相談指導事業等に取り組んでいますが、このうち精神保健相談の件数は増加傾向にあり、複雑多様化する現代社会において、心の健康づくりに対して行政・家族・地域・医療機関・事業者等が連携をとりながら取り組むことが重要です。
- 思春期におけるいわゆるひきこもり・不登校・家庭内暴力など心の問題が社会問題化しています。また、心的外傷体験により生じるPTSD（心的外傷ストレス障害）は長期間の療養を要することから、適切な対応が求められています。

【施策の方向】

精神に障がいのある人に対する保健・医療・福祉施策及び住民の心の健康づくりを一層推進します。

① 精神障がいや精神に障がいのある人に対する正しい理解の促進

精神疾患は誰でもかかる可能性のある疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神に障がいのある人に対する正しい理解の促進を図ることが必要です。そのため、「障害者週間記念事業」、講演会等あらゆる機会を通じて、普及啓発に努めます。

② 心の健康対策の充実

複雑多様化した現代社会において、過度のストレスから心や身体を健康を害する人、うつ・ストレス疾患等の心の健康を害した人に対するケアとして、保健や医療等についての相談支援体制の一層の充実を図ります。

③ 日中活動の場の充実

ひきこもりがちな精神に障がいのある人に積極的に地域に出向いてもらうため、障害者自立支援法に基づく相談支援事業の積極的な活用を図るとともに、同法に基づく地域活動支援センターの拡充を図り、自立と社会参加の促進を図ります。

④ 北海道地域福祉生活支援センターの利用促進

精神に障がいのある人やその家族に対して相談に応じる北海道釧路地区地域福祉生活支援センター（Tel0154-44-2941）の利用促進を図ります。

④ 関係部局の連携強化

精神に障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、保健・医療・福祉等を所管している部署の一層の連携強化を図るとともに、関連する施策について総合的に取り組みます。

4-3 能力発揮と社会貢献のための自立・社会参加

4-3-1 教育・育成

教育・育成

┆(1) 障害児療育の充実

┆(2) 学校教育の充実

(1) 障害児療育の充実

【現状と課題】

障がい児の支援については、早期から必要な治療や訓練指導を行うことによって、障がいの軽

減や生活能力の向上を図ることが期待できます。将来の社会的自立（自己実現）へとつなげていくため、適切な療育を実施することが重要です。

【施策の方向】

① 子ども発達支援センターの充実

発達に心配のある児童や発達の遅れが疑われる児童に対しては、専門職員が発達相談を行い、適切な相談、指導が行われるよう療育指導体制の充実に努めます。

② 母子通園センターの利用支援

第一次療育圏内の母子通園センターに通園する利用者に対する支援に努めます。

(2) 学校教育の充実

【現状と課題】

学校教育の場においては、障がいに伴う適切な教育環境を整えると共に、決して差別化につながらないように統合教育の確立に努めることが重要です。

【施策の方向】

① 就学指導の充実

一人ひとりの障がいの状態や特性、または、本人や保護者の意向を配慮しながら、関係機関との連携のうえ適正な就学指導に努めます。

② 教育環境の整備

障がいのある児童・生徒の教育に携わる教職員の資質の向上を図るため、研修機会の確保など教育環境の整備に努め、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現の基礎確立を目指し、障がい児教育の充実に努めます。

(3) 特別支援教育の推進

障がいの程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」への転換を図るため、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症などの発達障がいに対する教職員の理解を深めるとともに、指導方法などに関する研修への参加を支援します。

4-3-2 就労支援

就労支援

┆(1) 雇用の促進

┆(2) 福祉的就労の場

(1) 雇用の促進

【現状と課題】

○ 雇用・就業は障がいのある人にとっても自立と社会参加の重要な柱であり、日々の生活に生きがいとめりはりを持つ重要な意義を有しています。

しかし、障がいのある人が適性と能力に応じた職業に就き、働くことを通じて社会参加し自立した生活を送ることは多くの困難が伴っています。

○ 釧路地方における雇用・就労環境は長引く不況等の影響で、有効求人倍率は全国及び全道平均を下回っています。

○ 障がいのある人については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業・地方公共団体は、一定割合以上の身体に障がいのある人・知的に障がいのある人及び精神に障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。

- こうしたことから、障がいのある人にとって必要な就労環境は、事業主や職場の人が障がいのある人の雇用について十分な理解を持つとともに、障がいにあった働き方ができることにより、障がいのある人の雇用が図られ、職場への定着が促進されるものと考えます。また、就職や職場適応の就業面の支援だけでなく、生活習慣の確立や日常生活の管理などの生活支援と一体となった総合的な支援が展開できる体制づくりも必要です。
- 障がいのある人の雇用・就労の場として、障がいの程度や特性などから、「一般就労」と「福祉的就労」に分けて、各種施策の推進を図ってきました。「福祉的就労」の場として位置付けている小規模通所授産施設や共同作業所については、平成18年の障害者自立支援法のもと、就労継続支援となり、障がいのある人の自立と社会参加に向けた基盤として、仕事を通じて社会参加を進めていくという役割を担っています。また、本人の能力や意向に応じて「福祉的就労」から「一般就労」への移行を支援する体制として就労移行支援も整備されたところです。

【施策の方向】

障がいのある人が能力を最大限に発揮し、社会に貢献できるよう、その特性に応じ、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

- ① 本町における障がいのある人の雇用の推進
障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保に努めます。
- ② 釧路公共職業安定所との連携
障がい者雇用の未達成事業所の理解を深めるため、釧路公共職業安定所と連携を図りながらPR活動に努めます。
- ③ 障がいのある人の雇用の実例の紹介
事業所で働いている障がいのある人を広く紹介し、障がい者雇用への住民の理解の浸透を図ります。
- ④ 相談支援事業
障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
- ⑤ 地域活動支援センターの設置
障がいのある人等の地域生活支援を図るため、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進に努めます。
- ⑥ 起業への支援
障がいのある人の起業を支援するため、必要な貸付制度の利用促進を図ります。

(2) 福祉的就労の場の確保

【現状と課題】

- 町内には、仕事を通じて社会参加を進めていく就労継続支援施設があります。
- 障がいのある人の中に、自宅でひきこもったまま社会との接点が遮断されている人もいます。こうした人の社会参加を促進し、生活にめりはりを持たせるための日中活動施設等の役割は益々重要です。
- 日中活動施設等の製品の販路確保は主として施設関係者によって行われていますが、販路拡大によって収益を上げるための支援策が必要です。

【施策の方向】

福祉的就労の場は、障がいのある人の働く場、また、日中活動の場として大きな役割を担っていることから、引き続き支援します。

① 精神障がい者社会復帰支援事業

精神障がい者の方が社会復帰施設等に通所するための交通費助成や、経済的負担の軽減と社会経済活動への参加促進に努めます。

② 福祉的就労の場の拡大

平成18年の障害者自立支援法により、通所授産施設、共同作業所などは就労継続支援となりました。これらの収入につながる福祉的就労に対し、事業委託の拡大などを行い、就労の場の確保・充実に努めます。

③ 製品の販路拡大への支援

町は日中活動施設等への率先発注に努めるとともに、その製品を広く町のホームページで情報を提供するなど販路拡大を支援します。

また、町が主催するイベント等において日中活動施設等の出店を支援します。

さらに、地域・学校・事業所等が企画するイベント等に関係者の了解のもと日中活動施設等の出店を働きかけます。

4-4 地域において自立し、安心して生活できる基盤づくり

4-4-1 生活環境・社会参加

生活環境・社会参加

- ト (1)住まい・まちづくりの推進
- ト (2)移動・交通のバリアフリーの促進
- ト (3)防災・防犯対策の推進
- ト (4)スポーツの振興
- ㇿ (5)文化活動の振興

(1) 住まい・まちづくりの推進

【現状と課題】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし、積極的に社会参加できるようにするためには、建築物・道路・公園・公共交通機関等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるよう、バリアフリー化を進めるとともに、今後は障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設や設備を設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れていく必要があります。
- 国は平成18年6月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を廃止し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を制定しました。

この法律は高齢者、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活をおくることができるように、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置等を講ずることにより、高齢者、障がいのある人等の移動及び施設を利用する上での利便性及び安全性の向上等を図ることを目的としています。
- 本町は、平成7年3月に標茶町福祉環境整備要綱（以下「環境整備要綱」という。）を制定し、多くの住民が利用する建築物・道路・公園等の施設を、障がいのある人・高齢の人・身体の不自由な人々を含む、すべての住民が容易に利用することができるよう、施設の整備に関する指針を定めました。

- 要綱の施行から13年が経過し、高齢化の進行や障がいのある人の社会参加の促進に対応した福祉の街づくりを一層推進するためには、すべての人に利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活空間のバリアフリー化を推進することが求められ、同要綱の見直しが必要な時期を迎えています。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を営むため、地域において生活できる多様な暮らしの場の確保は極めて重要な課題です。このため、21年度中のグループホームの設置や公営住宅のバリアフリー化を推進するなど、住環境の整備に取り組む必要があります。
- 障がい者アンケート調査（20年3月調査）で住まいの状況については、身体及び精神に障がいのある人では「自分の家」（一戸建て）が最も多く69.4%、次いで「公営住宅」が16.5%、「民間の賃貸住宅」が3.5%の順となっており、知的障がいのある人では「その他」が最も多く31.4%、次いで「自分の家」（一戸建て）と「公営住宅」がともに28.6%となっています。
- 公営住宅の現状については、平成18年10月30日現在で464戸整備されており、このうち単身者が入居可能な住宅は208戸あります。また車いす使用者専用の住宅は3戸整備されており、全てが単身入居可能となっています。現在、老朽化した公営住宅の建替事業を進めていますが、障がいのある人も安心して生活できるよう配慮しています。

【施策の方向】

障がいのある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共建築物・道路・公園等の生活空間のバリアフリー化を推進します。

① 福祉環境整備要綱の見直し

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の制定を踏まえ、福祉環境整備要綱の見直しを行います。

② 町有施設のバリアフリー化

新設する町有施設のバリアフリー化はもちろんのこと、既存の町有施設については利用実績や緊急性を勘案しバリアフリー化を推進します。なお、新設する町有施設のバリアフリー化に当たっては、標茶町福祉施策検討委員会等での検討内容も参考とします。

③ 住まいに関する相談・情報提供

障がいのある人や高齢者等が地域で安心して生活できるよう住まいに関する相談を行うとともに、バリアフリー化についての情報を提供します。

④ 住宅資金貸付制度の利用促進

リフォーム工事に係る資金貸付制度の利用を促進します。

⑤ 住宅改造費等の助成

視覚・下肢・体幹などの身体障がいのある人（児）がいる世帯が手すりの取付や床段差解消等のバリアフリー化のため住宅を改修する場合や住宅前の舗装工事をする場合、経費の一部を助成します。

⑥ 多世帯同居等住宅建築資金等融資事業

少子・高齢化や核家族化が進む中で、高齢者を含めた親子二世以上が同居等をするための住宅を新築や増築又は購入しようとする人に対して、建築等の資金を融資し多世帯同居を促進するものです。

今後も、国・道の融資制度の整合を図り事業の推進に努めていきます。

⑦ 在宅重度心身障がい者居室整備費補助金制度

北海道の補助金制度の周知・利用を促進し、在宅の重度心身障がい者の住環境の改善を図ります。

⑧ 重度心身障がい者居室整備資金貸付制度

社会福祉協議会の貸付制度の周知・利用を促進し、在宅の重度心身障がい者の住環境の改善

を図ります。

- ⑨ 車いす対応等の障がいのある人向け公営住宅の整備
車いす対応等の障がいのある人向けバリアフリー仕様の公営住宅の整備を推進します。
- ⑩ 民間活力による住環境の整備

住民が快適に暮らし、地域の活性化にもつながるものとして、民間活力によるPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）方式の導入について検討し、障がい者施設、高齢者施設、グループホームなど福祉の視点を取り入れた複合的な機能を持つ施設等の整備について住民と共に検討していきます。

(2) 移動・交通のバリアフリーの促進

【現状と課題】

- 障がい者アンケート調査（20年3月調査）によると、身体または精神に障がいのある人では週に1～2回以上外出をしている回答者の割合は、全体の65.9%に上ります。一方、その反対で、ほとんど、もしくはまったく外出しないと答えた人の割合は5.9%でした。知的に障害のある人では「ほとんど出かけない」と答える人が2.9%でした。60.0%の方は週に1～2回以上外出していると答えています。
- 外出時に困ることや不満に思うことの有無で「ある」と答えた人のうち、身体及び精神に障がいのある人では「緊急時の対処が心配になる」が22.4%、次いで「バスなどの交通機関が少ない」が18.8%、「障がい者用のトイレが少ない」の順となっています。知的に障がいのある人では「緊急時になったときが心配」が最も多く34.3%、次いで「バスなどの交通機関が少ない」、「たくさんお金がかかる」がそれぞれ17.1%となっています。
- 障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上でまち全体を障がいのある人にとって利用しやすいものへと変えていくことが求められています。

このため、道路や建物だけでなく、歩行空間、公共交通機関などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、町なかまで連続した環境の整備を図ることが重要です。

また、自家用車を利用して移動する障がいのある人が、駐車場から施設まで円滑に移動できるようきめ細やかに配慮することも必要です。

一方、生活空間のバリアフリー化が不十分な場合に、よりきめ細やかに対応するためには、「人的な対応」を推進することも必要です。ただし、「人的な対応」の推進が物理的なバリアを除去する取組をなおざりにする方便とされることがあってはならないことに注意しつつ、ソフト施策を活用することにより、ハード・ソフトが一体となった総合的なバリアフリー施策を構築することが重要です。

また、積雪・寒冷といった本町の地域特性などを踏まえ、今後とも、誰もが安全で快適に行動できる福祉の街づくりを推進することも重要です。

【施策の方向】

障がいのある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、町なかまで連続したバリアフリー環境の整備に努めます。

- ① 市街地等のバリアフリー化の整備
旅客施設を中心とした一定の地域における道路・駅前広場・通路等におけるバリアフリー化を推進します。
- ② 音響式信号機等の整備促進
安全で円滑な移動ができるよう、音響式信号機の整備拡大を関係機関に要望します。また、公道の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を引き続き関係機関に働きかけます。

③ 除雪等の推進

玄関前の間口除雪を推進します。また、駅周辺・市街地中心部・幹線道路・通学路等における歩道の除雪の充実に努めます。

④ 路上放置物や違法駐車 の排除

視覚に障がいのある人や車いす使用者等の移動の妨げになる路上放置物や違法駐車 の排除について、関係機関との連携により、啓発・広報や注意指導に努めます。

⑤ ハード整備を補完する「人的な対応」の促進

歩行空間のバリアフリー化の推進を基本とするが、共に支え合う地域福祉を推進する観点から、ハード整備を補完する「人的な対応」について広く啓発します。

⑥ 重度心身障がい者等交通費の助成

重度の心身障がいのある人等で日常の外出の際にタクシー等を利用せざるを得ない者に対し、その交通費の一部を助成します。

⑦ ガイドヘルプサービスの充実

一人で外出が困難な障がいのある人等を対象に、付き添いを行い外出時の援助を行っております。利用者のニーズに応じて利用できるよう、ガイドヘルプサービスの量的・質的な充実を図ります。

⑧ 移送サービスの充実

普通乗用車に乗車が困難な障がいのある人等を対象に、ストレッチャー付き特殊車両で外出に対する支援を行います。

(3) 防災・防犯対策の推進

【現況と課題】

- 高齢者も障がいのある人も児童もすべての住民が、地域で安心して暮らし、それぞれ能力を生かしながら、地域活動・生涯学習・スポーツ・レクリエーションなどさまざまな活動に参加できる環境づくりが大切です。

また、大きな地震などの大災害が起きた場合には、救急車や消防車がすぐに到着するとは限りません。万が一の際には、初期対応として、地域での防災活動が重要になります。さらに、地域で支援を必要とする人を支えるためには、さまざまな福祉サービスが必要です。

- 福祉サービスには、見守り・安否確認など専門的な知識や技術を要しないものから、介護サービスといった高度な知識や技術を必要とするものまで多種多様です。

こうしたサービスを担うのは人材であり、支援を必要とする人が地域で生活できるように、人材の発掘や専門職の資質の向上など地域福祉に関連する人材の幅広い育成が求められます。

また、多様なサービスの提供は、行政や民間事業者のみならず、NPOなど多様な主体が事業に参加することにより実現が可能となります。

こうしたことから、できるだけ多くの民間事業者やNPOが事業主体として参加できる環境づくりを継続していくことが必要です。

- 障がいのある人の中には災害発生時に適切な行動をとることが容易でない人もいるため、平常時における備えや災害発生時において取るべき行動等についてまとめた手引き書を作成する必要があります。

【施策の方向】

障がいのある人を災害や犯罪から守るため、地域の防災・防犯対策や緊急通報システムの推進など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを整備します。

① 防災手引き書の作成

障がいのある人の障がいの特性や程度に応じた防災手引き書を作成し、日ごろの防災対策へ

の備えとします。

② 地域における救護体制の整備検討

障がいのある人が災害発生時において地域の人々の協力で安全に救護できる体制の整備について検討します。

③ 日常生活用具の利用促進

火災報知器・自動消火器・聴覚障害者用通信装置などの防災・防犯関連の日常生活用具の利用促進を図ります。

④ 消防・警察機関への緊急通報制度の利用促進

障がいのある人等に対する災害時等の緊急通報システムを推進するとともに、FAX等による消防・警察機関への緊急通報制度の普及を図ります。

⑤ 「振り込め詐欺（恐喝）」事件等の未然防止

「振り込め詐欺（恐喝）」事件（いわゆる「オレオレ詐欺（恐喝）」事件）や悪徳商法などによる被害を未然に防止するための消費者教育や広報活動を推進します

(4) スポーツの振興

【現状と課題】

○ 昭和39年に開催された東京オリンピックを契機として、わが国においても積極的に障がいのある人のスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）が行われるようになりました。平成10年に冬季大会としてアジアで初めて開催された長野パラリンピックにおいて活躍する選手の姿は、障がい者スポーツに対する認識を障がいのない人のスポーツと同様のものとする機会となりました。

○ 競技スポーツについては、本町からパラリンピックや障がい者スポーツ大会へ出場する選手も出ております。障がいのある人のスポーツは、レクリエーションとして、あるいは競技スポーツとして、自らの興味に応じて選択できる自主的なものへと広がりつつあります。

○ 障がい者スポーツをより広く積極的に推進していくためには、障がいの種別を超えて、また、行政の枠に留まらず、民間でも幅広く取り組んでいくことが必要であり、障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるよう、周辺環境の整備や指導員の養成等、体制の整備を図ることが求められています。

【施策の方向】

障がい者スポーツを振興するため、障がいのある人が利用しやすい施設の整備や情報の提供、障がい者スポーツ指導員の育成等を推進します。

① スポーツ施設のバリアフリー化の推進

スポーツ施設の整備に当たっては、障がい者スポーツ指導員や障がい者スポーツ選手等の意見・要望を踏まえたバリアフリー化を推進します。

② スポーツ指導員の養成

障がいの特性に応じたスポーツ指導ができるよう、スポーツ指導員の養成を推進します。また、障がいのある人自らがスポーツ指導員となることについても支援します。

③ 各種スポーツ大会等への障がいのある人の参加促進

障がいのある人のスポーツの取組状況や各種スポーツ大会への参加の意向を踏まえ、関係スポーツ団体等に障がいのある人の競技への参加を要請します。

④ 遠征費用の助成

各種大会に出場にする選手に対し、遠征費用の一部を助成します。

(5) 文化活動の振興

【現状と課題】

- 文化活動は、障がいの有無にかかわらず様々な人々との幅広い交流が図られるものであり、文化活動を通して地域社会におけるノーマライゼーションの理念の普及・啓発を期待することができるため、積極的に振興を図る必要があります。

障がいのある人の製作した作品等は、障がいのある人の生活を豊かにするだけでなく、周囲の理解と関心を深める上で効果があります。

- 文化活動を始めようとする障がいのある人に対し、必要な情報を提供できる窓口の確保や障がいのある人自らが製作した作品展や障がいのある人が演出する活動等について、発表できる機会の確保を図ることが必要です。
- 障がいのある人が文化活動をしようとする際に、様々な要因により自由な活動が制約されることがあります。そのため、ハード、ソフト等あらゆる面において障がいのある人の文化活動の場を確保するための取組を進める必要があります。

【施策の方向】

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がいのある人による文化活動を支援します。

① 文化施設のバリアフリー化の推進

文化施設の整備に当たっては、障がい者団体や専門家等の意見・要望を踏まえたバリアフリー化を推進します。

② 文化活動への参加の支援

様々な文化活動を展開している住民活動団体への障がいのある人の参加を支援するため、関係機関と連携し情報を提供します。

③ 作品展等の発表機会の確保等

障がいのある人が製作した作品展や演劇等は障がいや障がいのある人への理解と関心を深める上で効果的なことから、多くの住民が集まる場所で作品展等を開催できるよう支援するとともに、イベント情報の広報に努めます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進について

5-1 住民（町内会地域会含む）・事業者等・行政の協働による計画の推進

心豊かで住みよい地域コミュニティを育みながら、安心して暮らすことのできる地域福祉社会を実現するために、住民・町内会地域会・事業者等（保健・医療・福祉団体等）そして行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から本計画に取り組み、協働を進めていくことが重要です。

また、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行う地域自立支援協議会の運営を図ります。

5-1-1 住民（町内会地域会含む）の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が求められています。

- ・ 町内会地域会、ボランティア団体、NPO法人などの活動への参加
- ・ 地域における支え合い活動（「見守り」「話し合い」「助け合い」）への参加
- ・ 地域の身近な問題の発見と解決
- ・ 地域での福祉サービスのニーズの把握
- ・ 福祉サービスのニーズの潜在化防止のために、日常的な仲間づくり、交流の場づくり

5-1-2 事業者等の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

- ・ 保健・医療・福祉のネットワークへの参加及び総合的なサービス提供体制への参加
- ・ 地域福祉活動への参加及び地域との交流
- ・ サービスの質の向上及び事業内容の情報公開
- ・ 相談機能の充実及び事業者段階の苦情解決の仕組みの整備
- ・ 人材の育成、新たな事業の開発、事業への参入

5-1-3 行政の役割

地域福祉の推進に当たって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図ると共に、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

更に、地域福祉への住民参加の機会の拡充に努めると共に、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援・情報提供の充実などが求められています。

- ・ 社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人等への支援
- ・ 保健・医療・福祉のネットワークづくりの支援及び総合的なサービス提供体制の推進
- ・ 総合相談体制の整備
- ・ 福祉サービスの情報提供
- ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の広報
- ・ 自主的な防災体制への支援
- ・ 地域福祉を担う人材の育成

5-2 社会福祉協議会との連携による事業の推進

平成12年の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられました。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着した地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

5-3 計画の管理

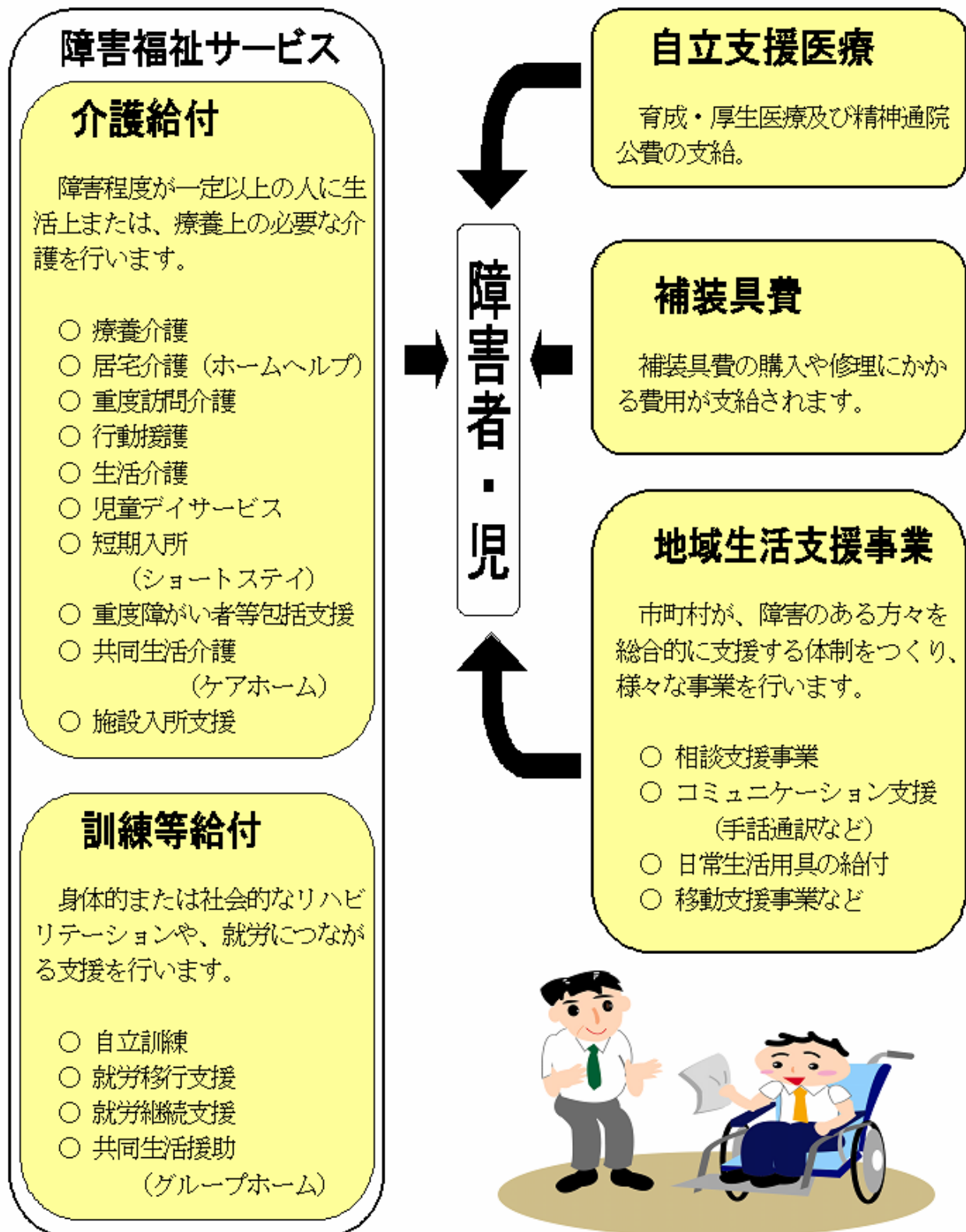
本計画を「標茶町総合計画」の個別計画として総合的に推進していくため、「本町の高齢化・少子化・情報化そして多様化した住民福祉（保健・医療・介護保険含む。）向上の方向性を追及し、総合的に新たな社会福祉施策の立案や各種計画実施状況を調査及び改訂するにあたり、広く町民の意見を求める」ため設置された「標茶町福祉施策検討委員会」において進行管理を行います。

また、行政の内部組織として位置づけている「庁内標茶町福祉施策検討委員会」のもとで、計画に基づく事業の進捗状況を確認し子どもから高齢者に至るまでの木目細かなサービスを一体的に提供できるよう、関係部局との連携を図りながら計画を推進します。

更に、住民参加の視点から各種住民懇談における意見聴取や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する住民の意識や活動実態の把握に努めると共に、数値などでは計ることのできない利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、住民の声を反映する検証の推進を図ります。

サービスのしくみ

様々な福祉サービスを組み合わせて、総合的に障がいのある方々の地域での生活を支援します。



第6章 施策の達成数値目標

第6章 施策の達成数値目標

障害者自立支援法の基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保、その見込み量の確保が義務付けられていることから、平成26年度までの達成数値目標を定めるものです。

1 障がい福祉サービス見込み量の状況

サービスの分類	事業名	計 画 目 標 値												計画目標値に対する考え方
		平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成26年度			
		実施見込 箇所数	利用見込 人数 (件数)	延べ利用 見込時間 又は日数	実施見込 箇所数	利用見込 人数 (件数)	延べ利用 見込時間 又は日数	実施見込 箇所数	利用見込 人数 (件数)	延べ利用 見込時間 又は日数	実施見込 箇所数	利用見込 人数 (件数)	延べ利用 見込時間 又は日数	
障がい福祉サービス (介護給付)	居宅介護（ホームヘルプ）													利用見込み人数・延べ利用時間は、平成20年度の実績数に基づき、今後の伸びを考慮して設定。 実施見込み箇所数は、町内の指定事業所の実数。
	身体障がい者	3箇所	3人	119時間	3箇所	4人	203時間	3箇所	4人	203時間	3箇所	4人	203時間	
	知的障がい者	3箇所	1人	95時間	4箇所	1人	95時間	3箇所	1人	95時間	3箇所	1人	95時間	
	身体・知的障がい児	3箇所	2人	198時間	3箇所	2人	198時間	3箇所	2人	198時間	3箇所	2人	198時間	
	精神障がい者	3箇所	3人	224時間	3箇所	3人	224時間	3箇所	3人	224時間	3箇所	3人	224時間	
	重度訪問介護													平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	身体介護	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	
	移動介護	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	
	行動援護													平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	知的障がい者	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	
	精神障がい者	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	
	短期入所（ショートステイ）													利用見込み人数・延べ利用時間は、平成20年度の実績数に基づき、今後の伸びを考慮して設定。 実施見込み箇所数は、平成20年度の利用実績数に基づく入所施設（町外）の実数。平成26年度は、町内の入所施設（知的）1箇所見込む。
	身体障がい者	－	0人	0日	0箇所	0人	0日	－	0人	0日	－	0人	0日	
	知的障がい者	1箇所	2人	174日	1箇所	2人	174日	2箇所	3人	174日	2箇所	3人	174日	
	知的障がい児	2箇所	5人	46日	2箇所	5人	46日	2箇所	5人	46日	2箇所	5人	46日	
	精神障がい者	1箇所	2人	140日	1箇所	2人	140日	1箇所	2人	140日	1箇所	2人	140日	
	重度障害者等包括支援	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	児童デイサービス	1箇所	2人	120日	1箇所	4人	240日	1箇所	5人	360日	1箇所	5人	360日	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 実施見込み箇所数は、平成20年度の利用実績数に基づく入所施設（町外）の実数。
	生活介護													平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 実施見込み箇所数は、平成20年度の利用実績数に基づく入所施設（町外）の実数。
身体障がい者	－	0人	0日	－	0人	0日	－	4人	792日	－	4人	792日		
知的障がい者	－	5人	1,580日	－	9人	2,376日	－	15人	4,224日	－	15人	4,224日		
療養介護	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	－	0人	0時間	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。	
共同生活介護（ケアホーム）													平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 通勤寮、入所施設からの地域移行を見込む。	
知的障がい者	3箇所	3人	－	3箇所	3人	－	7箇所	12人	－	7箇所	12人	－		
精神障がい者	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－		
施設入所支援													平成20年度の施設入所者数及び入所施設数の実績に基づき、旧体系からの移行を見込む。	
療養施設（身体）	3箇所	4人	－	3箇所	4人	－	3箇所	4人	－	3箇所	4人	－		
授産施設（身体）	1箇所	2人	－	1箇所	2人	－	1箇所	2人	－	1箇所	2人	－		
更生施設（知的）	11箇所	16人	－	11箇所	13人	－	11箇所	13人	－	11箇所	13人	－		
授産施設（知的）	0箇所	0人	－	3箇所	3人	－	3箇所	3人	－	3箇所	3人	－		
旧体系サービス	施設訓練等支援費												平成20年度の施設入所者数及び入所施設数の実績に基づき、新体系からの移行を見込む。 （施設入所支援及び共同生活介護へ）	
療養施設（身体）	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－		
授産施設（身体）	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－		
更生施設（知的）	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－		
授産施設（知的）	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－		
通勤寮（知的）	2箇所	3人	－	2箇所	3人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－		
知的更生施設通所	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－		
知的授産施設通所	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－	0箇所	0人	－		

サービスの分類	事業名	計画目標値												計画目標値に対する考え方
		平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成26年度			
		実施見込箇所数	利用見込人数(件数)	延べ利用見込時間又は日数	実施見込箇所数	利用見込人数(件数)	延べ利用見込時間又は日数	実施見込箇所数	利用見込人数(件数)	延べ利用見込時間又は日数	実施見込箇所数	利用見込人数(件数)	延べ利用見込時間又は日数	
障がい福祉サービス (訓練等給付)	自立訓練(機能訓練)	1箇所	1人	264日	1箇所	1人	264日	1箇所	1人	264日	1箇所	1人	264日	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	自立訓練(生活訓練)	1箇所	2人	528日	1箇所	2人	528日	2箇所	4人	1,056日	2箇所	4人	1,056日	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 (小規模通所授産施設「コスモス」の新体系移行も含む。)
	就労移行支援	1箇所	1人	264日	1箇所	1人	264日	1箇所	2人	528日	1箇所	2人	528日	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	就労継続支援(A型)	1箇所	1人	264日	1箇所	1人	264日	1箇所	2人	528日	1箇所	2人	528日	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	就労継続支援(B型)	3箇所	15人	3,696日	3箇所	15人	3,696日	5箇所	45人	11,880日	5箇所	45人	11,880日	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 (小規模通所授産施設「コスモス」の新体系移行も含む。)
	共同生活援助(グループホーム)													
自立支援医療	知的障がい者	4箇所	4人	—	4箇所	4人	—	5箇所	9人	—	5箇所	9人	—	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	精神障がい者	2箇所	3人	—	2箇所	3人	—	2箇所	3人	—	2箇所	3人	—	
	旧更生医療	—	9人	—	—	9人	—	—	9人	—	—	9人	—	
補装具	旧精神通院医療費	—	60人	—	—	60人	—	—	60人	—	—	60人	—	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	補装具給付(交付・修理)													
	身体障がい者	—	89件	—	—	89件	—	—	89件	—	—	89件	—	
地域生活支援事業	身体障がい児	—	5件	—	—	5件	—	—	5件	—	—	5件	—	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	相談支援事業													
	身体障がい者等	1箇所	4人	—	1箇所	4人	—	1箇所	5人	—	1箇所	5人	—	
	知的障がい者等		4人	—		4人	—		5人	—				
	精神障がい者等		6人	—		6人	—		7人	—				
	コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣)	1箇所	3人	—	1箇所	3人	—	1箇所	4人	—	1箇所	4人	—	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 (聴覚障がい等のため、意思疎通に支障がある障がい者等の利用人数。)
	日常生活用具給付事業													平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 (在宅の重度障害者等の利用人数。)
	介護・訓練支援用具	—	2件	—	—	2件	—	—	2件	—	—	2件	—	
	自立生活支援用具	—	6件	—	—	6件	—	—	6件	—	—	6件	—	
	在宅療養等支援用具	—	1件	—	—	1件	—	—	1件	—	—	1件	—	
情報・意思疎通支援用具	—	2件	—	—	2件	—	—	2件	—	—	2件	—		
排泄管理支援用具	—	212件	—	—	212件	—	—	212件	—	—	220件	—		
居室生活動作補助用具(住宅改修費)	—	1件	—	—	1件	—	—	1件	—	—	1件	—		
移動支援事業													平成20年度は、ガイドヘルプ事業の利用見込み人数。平成21年度以降は、指定事業所による付き添い介助つき移動支援の利用見込人数。	
身体障がい者等	2箇所	3人	120時間	2箇所	9人	1,080時間	2箇所	9人	1,080時間	2箇所	9人	1,080時間		
知的障がい者等		2人	80時間		6人	720時間		6人	720時間					
精神障がい者等		1人	40時間		3人	360時間		3人	360時間					
地域活動支援センター運営事業	1箇所	4人	600日	1箇所	4人	600日	1箇所	6人	1,200日	1箇所	7人	1,400日	地域活動支援センターの実施箇所数と利用人数の見込み。	
在宅障がい者福祉サービス	重度心身障がい者等交通費助成(タクシーチケットの助成)	2箇所	25人	—	2箇所	25人	—	2箇所	28人	—	2箇所	30人	—	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	重度心身障がい者医療費助成	—	240人	—	—	240人	—	—	260人	—	—	260人	—	
	特別入浴事業	1箇所	4人	192日	1箇所	4人	192日	1箇所	4人	192日	1箇所	4人	192日	

サービスの分類	事業名	計画目標値												計画目標値に対する考え方
		平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成26年度			
		実施見込 箇所数	利用見込 人数 (件数)	延べ利用 見込時間 又は日数	実施見込 箇所数	利用見込 人数 (件数)	延べ利用 見込時間 又は日数	実施見込 箇所数	利用見込 人数 (件数)	延べ利用 見込時間 又は日数	実施見込 箇所数	利用見込 人数 (件数)	延べ利用 見込時間 又は日数	
在宅障がい者 福祉サービス	障がい者用自動車改造費助成	—	1件	—	—	1件	—	—	1件	—	—	1件	—	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	住宅改造費助成	—	2件	—	—	2件	—	—	2件	—	—	2件	—	平成20年度実績（住宅改修 件、舗装工 件） に基づき、利用見込量を設定。
	心身障がい児等施設訪問看護	2箇所	2件	—	2箇所	2件	—	2箇所	2件	—	2箇所	2件	—	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 実施見込み箇所数は、町外の入所施設を見込む。
	除雪援助	—	150世帯	—	—	150世帯	—	—	150世帯	—	—	150世帯	—	身障、高齢者、母子世帯等対象世帯総体の見込量 を設定。
	緊急通報システムの設置	—	30世帯	—	—	35世帯	—	—	40世帯	—	—	40世帯	—	身障、高齢者等対象世帯総体の見込量を設定。
	移送サービス	—	10人	30日	—	10人	30日	—	10人	30日	—	10人	30日	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。
	給食宅配サービス	—	30人	1,440日	—	35人	1,680日	—	40人	1,920日	—	40人	1,920日	平成20年度の実績に基づき、今後の対象地区拡大 を見込み、設定。
	特別障がい者手当	—	5人	—	—	5人	—	—	5人	—	—	5人	—	
	障がい児福祉手当	—	2人	—	—	2人	—	—	2人	—	—	2人	—	身障、高齢者、母子世帯等対象世帯総体の見込量 を設定。（延べ世帯数）
	特別児童扶養手当	—	10人	—	—	10人	—	—	10人	—	—	10人	—	
	ほっとらいふ （上下水道、暖房費の助成）	—	370件	—	—	370件	—	—	370件	—	—	370件	—	身障、高齢者、母子世帯等対象世帯総体の見込量 を設定。
	特定疾患者通院交通費助成	13箇所	160件	1,500日	13箇所	160件	1,500日	13箇所	160件	1,500日	13箇所	160件	1,500日	平成20年度の実績に基づき、延べ利用人数、延べ 通院日数を見込む。
	児童居宅支援等事業所通所 交通費助成	1箇所	2人	—	1箇所	2人	—	1箇所	2人	—	1箇所	2人	—	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 実施見込箇所数は、指定事業所（町外）の実数。
	精神障がい者社会復帰施設等 通所交通費助成	1箇所	1人	12回	1箇所	1人	12回	1箇所	2人	24回	1箇所	2人	24回	平成20年度の実績に基づき、今後の見込量を設定。 実施見込箇所数は、指定事業所（町外）の実数。
	子ども発達支援センターの運営	1箇所	13人	312日	1箇所	12人	288日	1箇所	12人	288日	1箇所	12人	288日	利用見込み人数は、通級児童（個別指導）の利用 見込量。
	障がい児保育の実施	2箇所	3人	720日	2箇所	3人	720日	2箇所	3人	720日	2箇所	3人	720日	利用見込み人数は、療育手帳保持者で保育園入園 希望者数の見込み。
小規模通所授産施設への支援	1箇所	12人	1,992日	1箇所	12人	1,992日	—	—	—	—	—	—	町運営費補助金 6,698千円（平成20年度） 平成21年度以降は、新体系事業への移行を見込む。	
障害者団体への活動支援	4団体	—	—	4団体	—	—	4団体	—	—	4団体	—	—	町運営費補助金 213千円（4団体合計） 団体名…身障会、手話の会、育成会、難病連	

1 障がい福祉サービス見込み量の状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	数 値 に対する 考え方
現入居者数 (A)	24 人	平成20年10月の数
目標年度入所者数推計 (B)	22 人	平成20年度末の利用人員
削減見込数 (A-B)	2 人	差引減少見込数
目標年度地域生活移行数	2 人	施設入所からグループホーム、ケアホームに移行した者の数

② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項 目	数 値	数 値 に対する 考え方
現在	0 人	平成20年度患者調査の退院可能精神障がい者数
目標年度減少数	0 人	平成26年度末までに減少を目指す数

③ 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	数 値 に対する 考え方
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成20年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度年間一般就労移行者数	1 人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

④ 町内における指定事業所の基盤整備目標

項 目	数 値	数 値 に対する 考え方
現在の指定事業所の状況	4 箇所	サービス提供事業所数 居宅介護(ホームヘルプ) 4箇所
目標年度入所者数推計 (B)	4 箇所	サービス提供事業所数 居宅介護(ホームヘルプ) 4箇所 グループホーム 1箇所 ショートステイ 1箇所 就労継続支援、自立訓練 2箇所



資料編

1・各種障がい者施策の実績数値

サービスの名称	年度別実績				備考
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
ホームヘルプサービス（身体）	2人	4人	3人	3人	
ホームヘルプサービス（知的）	1人	2人	1人	4人	
ホームヘルプサービス（精神）	2人	3人	2人	4人	
ホームヘルプサービス（児童）	1人	1人	2人	2人	
児童デイサービス	3人	4人	3人	1人	
短期入所（知的）	1人	4人	2人		
短期入所（児童）	5人	4人	1人		
グループホーム（知的）	2人	5人	5人	3人	
グループホーム（精神）			3人	2人	
施設入所（身体障害者療護施設）	4人	4人	4人	4人	
施設入所（身体障害者授産施設）	2人	2人			
施設入所（知的障害者更正施設）	16人	16人	16人	16人	
施設入所（知的障害者授産施設）	3人	4人	5人	3人	
施設入所（知的障害者通勤寮）	3人	3人	3人	3人	
施設入所（知的障害者更正施設）		2人	2人	2人	
補装具給付事業	188人	217人	32人	26人	
日常生活用具給付事業	1人	13人	35人	37人	
重度心身障害者等交通費助成	27人	23人	24人	25人	
重度心身障害者医療費助成	243人 35,403千円	230人 24,838千円	224人 24,262千円	213人 29,100千円	
特別入浴事業	4人	3人	4人	3人	
障害者用自動車改造費助成	2人			1人	
住宅改造費助成		1人	3人	1人	
心身障害児等施設訪問援護	2人	1人	2人	2人	
除雪援助	154世帯	144世帯	150世帯	147世帯	
緊急通報システム	18世帯	21世帯	27世帯	32世帯	
移送サービス	22人60回	10人34回	18人23回	11人11回	
給食宅配サービス	37人 1,167食	33人 959食	23人 982食	33人 1,271食	
ほっとらいふ （上下水道、暖房費の助成）	545件 4,955千円	566件 5,559千円	591件 5,174千円	422件 6,072千円	件数は延
ガイドヘルプサービス	団体21件 個人52件	団体21件 個人14件	団体19件 個人8件	団体20件 個人10件	
特定疾患通院交通費助成	163件 4,937千円	156件 6,238千円	146件 4,977千円	109件 5,690千円	件数は延
児童居宅支援等事業所通所交通費助成		2人			17年度より 制度開始

サービスの名称	年 度 別 実 績				備 考
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成	1人	1人	1人	1人	
子ども発達支援センターの運営	通級17人 相談42件	通級22人 相談57人	通級16人 相談件	通級21人 相談人	
障害児保育の実施	4人	3人	3人	3人	
小規模通所授産施設への支援	10,509千円	12,400千円	12,400千円	11,536千円	コスモス
精神障害者共同作業所への支援	1,057千円	3,407千円			タンポポ
障害者団体への活動支援	218千円	218千円	218千円	218千円	育成会等4団体
特別障害者手当	4人	4人	5人	3人	
障害児福祉手当	2人	2人	2人		
特別児童扶養手当	11人	8人	9人	10人	

2・用語集（あいうえお順）

（あ）

●アセスメント

課題分析。対象者の身体的、心理的な状態、受けているサービス、生活環境などの評価を通じて実情を整理し、生活課題（ニーズ）を明らかにすること。

●AD／H D

注意欠陥多動性障がいといい、脳神経学的な障がいとされています。7歳未満に発生するもので、脳の神経学的な機能不全によって、情報をまとめたり注意を集中する能力がうまく働かないなどの症状が起こると考えられています。

●ALS

筋萎縮性側索硬化症といい、運動神経をつかさどる神経を侵し、筋肉を萎縮させる、進行性神経疾患です。

●エンパワメント

社会福祉の援助において、障がい者などが、自ら抱える問題を主体的に解決しようとする力を引き出すように進めること。

●OT

作業療法といい、身体又は精神に障がいのある者等に対して、その主体的な活動の獲得を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行うこと。

（か）

●ガイドヘルパー

ホームヘルプサービスの一環として外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのことです。

●グループホーム

地域の中にある住宅等において共同で生活する障がいのある人に対し、世話人による食事の提供、金銭管理などの日常生活援助を行うところです。

●ケアマネジメント

支援を必要とする人に対して、地域の様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービス提供を行い総合的、継続的な支援を行う手法です。ケアプランとは、個々の状況、サービスの必要性を把握・評価して作成する援助計画のことです。

●傾聴ボランティア

障がい者や一人暮らしの高齢者に接し、高齢者自身の孤独感や不安感などの話を誠実に「聴く」ことを目的としたボランティア。話を聴くことで、心のケアをすすめ、聴くことのできる社会貢献として注目されているボランティアです。

●コーホート要因法

コーホート法とは、同年（又は同周期）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法。例えば、ある地域の現在20～24歳の住民は、5年後には25～29歳に達するが、その間の死亡や転入・転出による移動によって人口に変化が生じる。このような年齢階層ごとの変化が、今後の5年間も継続すると仮定して、現在の人口をもとに、ある階層における移動の数と人口の割合を用い、5年後の人口を推計することが可能となるという考え方。

●高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く

特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを言う。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

●コミュニティ

「コミュニティ」とは、一般的に共同体または地域社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことを指す。

(さ)

●社会資源

社会福祉を行ううえで、支援を必要とする人の生活課題、ニーズを充足させるために用いられる人的、物的、制度的な資源。

制度、法律、施設、物資、資金、機関、団体などのほか、家族や友人、近隣、ボランティアなども社会資源と言える。

●社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがある方や、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人。

●社会福祉法人

社会福祉事業を担うことを目的として、社会福祉法にもとづいて設立される法人。

●支援費制度

行政が障がい児（者）のサービスを決定していた「措置制度」に代わり、障がい児（者）自らがサービスを選択し契約によってサービスを利用する制度で、ノーマライゼーションの理念に基づき障がい児（者）の自己決定を尊重する制度です。

●小規模授産所

在宅で、一般企業に就職が困難な15歳以上の知的障がいや身体障がいのある人が毎日通所して作業訓練や社会適応訓練を通して広く社会参加を行う施設です。

●ジョブコーチ

障がいのある人が自立して働けるよう、職場に付き添って仕事の手順や、職場のルールなどに対する直接の指導や周囲の従業員に理解協力を求めるなど雇用が継続するよう職場環境を整える様々な支援を提供する職場適応援助者とその制度のことです。

●施設外授産

施設内で就労するのではなく、地域の事業所で就労することです。

●ショートステイ（短期入所）

障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により居宅での介護を行えない場合、障がいのある人を短期間、施設等で預かり必要なサービスを提供する事業です。

●生活寮

就労可能な障がいのある人に生活の場を提供し、日常生活における援護及び独立生活に必要な指導を行うことにより社会的自立を図る施設です。

●成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（知的障がいのある人、精神に障がいのある人、認知性高齢者など）の財産や権利を保護するための制度です。

(た)

●デイサービス

障がいのある人が自立した生活ができるよう、通所により専門の施設等において創作的活動、機能

訓練等の各種サービスを提供する。

●閉じこもり

一日のほとんどを、自宅やその周辺（庭先など）で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて狭くなってしまった状態などを指す。

（な）

●ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方です。

（は）

●ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称。安心して気持ちよく利用できる建築物（ハートビル）の建築を促進することにより、誰もが快適に暮らせる生活環境づくりに役立てることを目的としています。

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多い用語ですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

●ピアカウンセリング

障がいのある人が自らの経験等に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人の相談に応じ、自立にむけた支援を行うことで、この相談に応じる人をピアカウンセラーと呼びます。

●PT

理学療法士といい、身体に障がいのある人に対して、治療体操や運動を用いたり、電気や温熱、マッサージなどの物理的刺激を加えて、基本的動作能力の改善を図る。

●ボランティア

社会福祉分野を含む幅広い分野において行われる民間の奉仕活動に、自発的に携わる人々のことを言います。

（ま）

●マネジメント

経営、管理、監督。【ケアマネジメント：介護保険で要介護認定を申請し、要介護者とされた人に対する介護サービス又は介護サービス（ケアプラン）に基づき、地域の社会資源を連絡調整する技術。介護支援サービスという場合もある。】

（や）

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

(ら)

●ライフステージ

人の一生を乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期などに分けた、それぞれの段階のことです。

●リハビリテーション

身体に障がいのある人や精神に障がいのある人、事故や病気による後遺症をもつ人などに、最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指して行われる総合的な治療と訓練のことです。

●療育

障がいの種類や程度にとらわれず、障がいのある子どもが障がいと共存しながら成長する過程を援助することです。

●LD（学習障がい）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な障がいを指すものです。

3 標茶町福祉施策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の高齢化・少子化・情報化そして多様化した住民福祉（保健・医療・保険含む。）向上の方向性を追及し、総合的に新たな社会福祉施策の立案や各種計画実施状況を調査及び改訂するにあたり、広く町民の意見を求めるため標茶町福祉施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号にかかる諸計画に関して町長の求めに応じ検討協議すると共に、自ら調査研究しその志向を町長に具申することができる。

- (1) 町民の保健・福祉・医療一般に関すること。
- (2) 児童保健・福祉に関すること。
- (3) 母子及び寡婦保健・福祉に関すること。
- (4) 高齢者保健・福祉・介護に関すること。
- (5) 身体・知的・精神障がい者保健・福祉に関すること。
- (6) その他保健・福祉対策に必要な事項
- (7) 前各号にかかる計画管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、45名以内の委員で構成し、審議内容による委員の内訳は、別表のとおりとする。

- 2 委員は学職経験者、保健医療関係者、福祉関係団体関係者、産業関係団体関係者、その他関係団体関係者及び町内に在住する一般公募者（審議内容により公募）のうちから町長が委嘱する。
- 3 前項に定める他、審議内容により必要な者を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、町長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、住民課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(標茶町福祉懇談会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 標茶町福祉懇談会設置要綱（平成3年標茶町訓令第4号）
 - (2) 標茶町保健医療計画策定委員会設置要綱（平成5年標茶町訓令第22号）

(3) 標茶町母子保健連絡協議会設置要綱（平成8年標茶町訓令第25号）

(4) 標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成11年標茶町訓令第30号）

（経過措置）

3 この訓令の施行前に前項の規定による廃止前の標茶町福祉懇談会設置要綱、標茶町保健医療計画策定委員会設置要綱、標茶町母子保健連絡協議会設置要綱及び標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱の規定によりなされた発令その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた発令その他の行為とみなす。

別 表

委嘱者	審議内容	高 齢 福 祉	次世代 育 成	障がい 福 祉	健康日本 21	特 定 検 診	地域包 括支援 センター
学識経験者	1名	○	○	○	○	○	○
保健医療関係者	2名	○	○	○	○	○	○
福祉関係団体関係者	4名	○	○	○	○	○	○
産業関係団体関係者	2名	○	○	○	○	○	○
その他関係団体関係者	3名	○	○	○	○	○	○
福祉関係等サービス事業者	2名						○
一般公募（被保険者）	7名	○				○	○
一般公募（パパ・ママ）	8名		○				
一般公募（障がい者）	8名			○			
一般公募	若干名		○		○		
その他特別委嘱	若干名				○	○	

4 標茶町障がい者保健福祉計画策定経過

平成20年

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 8月 8日 | 第1回事務局会議 |
| 8月12日 | 第1回庁内福祉施策検討委員会 |
| 8月21日 | 第1回町内福祉施策検討委員会 |
| 9月 3日 | 第2回事務局会議 |
| 9月19日 | 第3回事務局会議 |
| 10月 7日 | 第4回事務局会議 |
| 10月17日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（虹別地区） |
| 10月22日 | 第5回事務局会議 |
| 10月23日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（塘路地区） |
| 10月28日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（磯分内地区） |
| 10月29日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（茅沼・茶安別地区） |
| 10月30日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（阿歴内・中御卒別地区） |
| 10月31日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（弥栄地区） |
| 11月 4日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（中虹別地区） |
| 11月 5日 | 第6回事務局会議 |
| 11月10日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（開運地区） |
| 11月11日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（桜地区） |
| 11月14日 | 第7回事務局会議 |
| 11月17日 | 諸計画及び町立病院改革プラン策定地域懇談会（旭地区） |
| 11月18日 | 第2回庁内福祉施策検討委員会 |
| 12月 1日 | 第8回事務局会議 |
| 12月 2日 | 第2回町内福祉施策検討委員会 |
| 12月16日 | 第9回事務局会議 |
| 12月25日 | 第3回庁内福祉施策検討委員会 |

平成21年

- | | |
|-------|----------------|
| 1月20日 | 第3回町内福祉施策検討委員会 |
| 2月10日 | 第10回事務局会議 |
| 2月20日 | 第3回町内福祉施策検討委員会 |
| 2月24日 | 第4回庁内福祉施策検討委員会 |
| 3月 3日 | 第4回町内福祉施策検討委員会 |

5 標茶町福祉施策検討委員会名簿

所	属	氏名	備考
学識経験者			
	標茶町社会教育委員の会	本多 耕平	
保健医療関係者			
	標茶町町立病院	佐藤 泰男	
	標茶町地域歯科保健医療協議会	榎本 辰美	
福祉関係団体関係者			
	標茶町社会福祉協議会	鈴木 一幸	
	標茶町老人クラブ連合会	安藤 正男	
	標茶町民生児童委員協議会	常田 久清	
	標茶町保健推進委員	篠原 崇子	
産業関係団体関係者			
	標茶町農業協同組合	八巻 房子	
	標茶町商工会	三本 智恵子	
福祉関係等サービス事業者			
	(社) 北海道総合在宅ケア字事業団	斉藤 光江	
	(有) 碧	伊東 恵	
	(社) 釧路敬愛協会	早川 博司	
その他関係団体関係者			
	標茶町町内会・地域会連絡協議会	近藤 幹延	
	標茶町女性団体連絡協議会	中嶋 静子	
	標茶町女性団体連絡協議会	森 美代子	
特別委嘱			
	釧路支庁（釧路保健福祉事務所）	新目 啓二	
一般公募者			
	高齢者（第1号被保険者）	須藤 忠生	
	高齢者（第1号被保険者）	栗田 守	
	高齢者（第2号被保険者）	柳田 久子	
	高齢者（第2号被保険者）	森枝 幸子	
	高齢者（第2号被保険者）	菊池 功明	
	健康日本21・（高齢第1号）	本間 國秀	
	健康日本21・（高齢第2号）	加藤 正子	
	障がい者保健福祉計画	澁谷 六男	
	障がい者保健福祉計画	福田 善機	
	障がい者保健福祉計画	鈴木 仁 祭	
	次世代育成支援計画	中嶋 和美	
	次世代育成支援計画	山崎 千博	
	次世代育成支援計画	吉井 美佳	

6 標茶町障がい者保健福祉施設画策定障害者実態調査結果

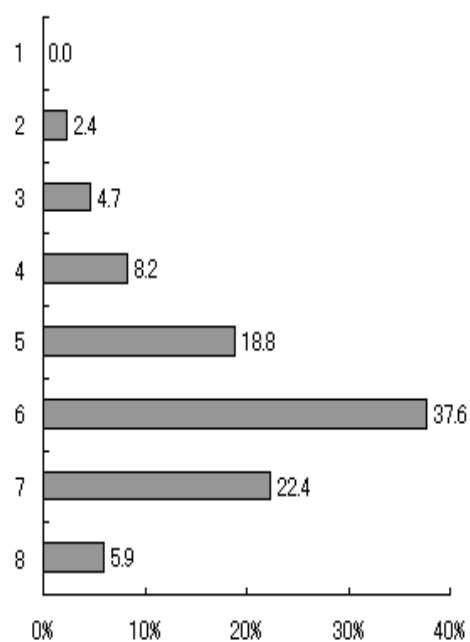
平成20年3月実施

Ⅲ－４ 身体障がい者・精神障がい者

問1 あなたの年齢は（3月1日現在）。（○は1つ）

回答者の年齢は「50～59歳」が37.6%と最も高く、次いで「60～64歳」が22.4%、「40～49歳」が18.8%となっています。

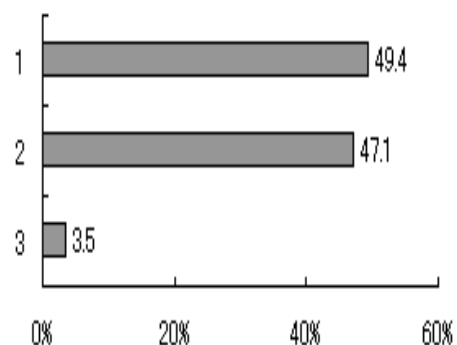
No.	カテゴリー名	n	%
1	0～6歳	0	0.0
2	7～17歳	2	2.4
3	18～29歳	4	4.7
4	30～39歳	7	8.2
5	40～49歳	16	18.8
6	50～59歳	32	37.6
7	60～64歳	19	22.4
8	無回答	5	5.9
	全体	85	100.0



問2 あなたの性別は。（○は1つ）

回答者の性別は「男性」が49.4%、「女性」が47.1%となっており、男性の割合が高くなっています。

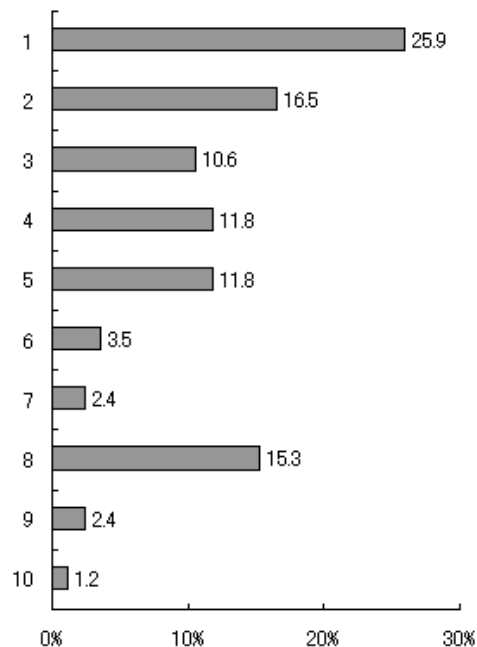
No.	カテゴリー名	n	%
1	男性	42	49.4
2	女性	40	47.1
3	無回答	3	3.5
	全体	85	100.0



問3 あなたがお持ちの障がい者手帳は。(あてはまるものすべてに○)

障がい者手帳の種類は、「身体障がい者1級」が25.9%と最も高く、次いで「身体障がい者2級」が16.5%、「精神障がい者2級」が15.3%となっています。

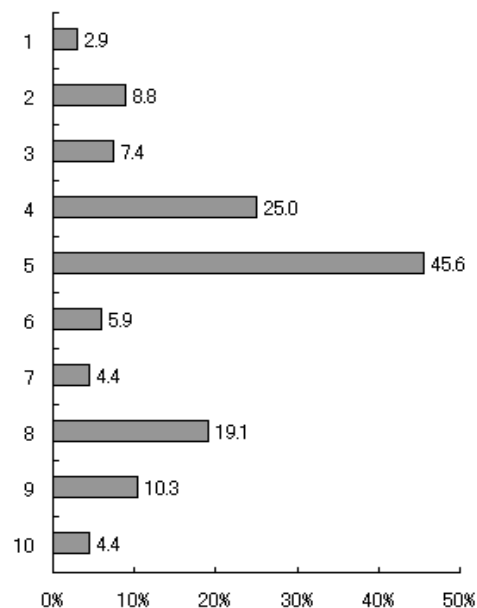
No.	カテゴリー名	n	%
1	身体障がい者手帳 1級	22	25.9
2	身体障がい者手帳 2級	14	16.5
3	身体障がい者手帳 3級	9	10.6
4	身体障がい者手帳 4級	10	11.8
5	身体障がい者手帳 5級	10	11.8
6	身体障がい者手帳 6級	3	3.5
7	精神障がい者保健福祉手帳 1級	2	2.4
8	精神障がい者保健福祉手帳 2級	13	15.3
9	精神障がい者保健福祉手帳 3級	2	2.4
10	無回答	1	1.2
	全体	85	100.0



問4 身体障がい者手帳をお持ちの方にうかがいます。手帳に記されている障がいに○をつけてください。(あてはまるものすべてに○)

身体障がいの種類は「下肢機能障がい」が45.6%と最も高く、次いで「上肢機能障害」が25.0%、「内部障害」が19.1%となっています。

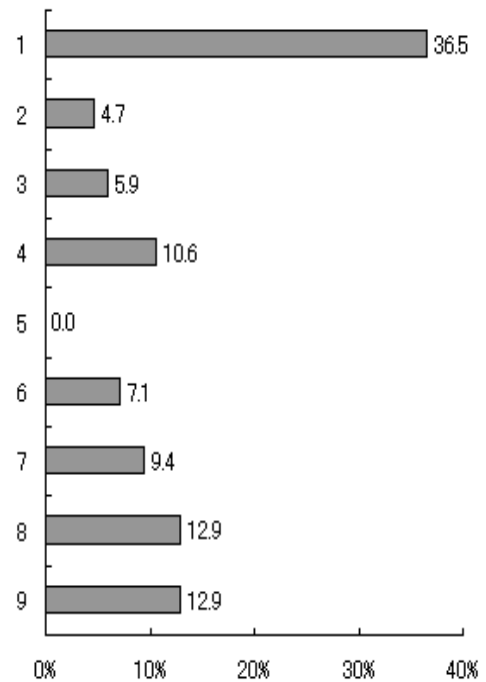
No.	カテゴリー名	n	%
1	視覚障がい	2	2.9
2	聴覚障がい・平衡機能障がい	6	8.8
3	音声・言語・そしゃく機能障がい	5	7.4
4	上肢機能障がい	17	25.0
5	下肢機能障がい	31	45.6
6	体幹機能障がい	4	5.9
7	内部障がい(ぼうこう、直腸、小腸)	3	4.4
8	内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器)	13	19.1
9	その他	7	10.3
10	無回答	3	4.4
	非該当	17	
	全体	68	100.0



問5 あなたの主な障がいの原因はなんですか。(〇は1つ)

主な障がいの原因は「疾病」が36.5%と最も高く、次いで「不明」が12.9%、「労働災害」が10.6%となっています。

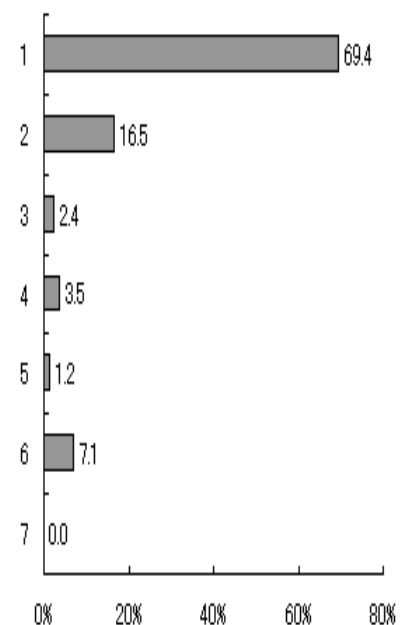
No.	カテゴリー名	n	%
1	疾病（先天性疾病を含む）	31	36.5
2	出生時の損傷	4	4.7
3	交通事故	5	5.9
4	労働災害	9	10.6
5	戦傷・戦病・戦災	0	0.0
6	その他の事故・災害	6	7.1
7	その他	8	9.4
8	不明（先天性の原因不明を含む）	11	12.9
9	無回答	11	12.9
	全体	85	100.0



問6 現在のお住まいについてお答えください。(1つに〇)

現在の住居は「持ち家」が69.4%と最も高く、次いで「町営住宅・道営住宅」が16.5%、「その他」7.1%となっています。

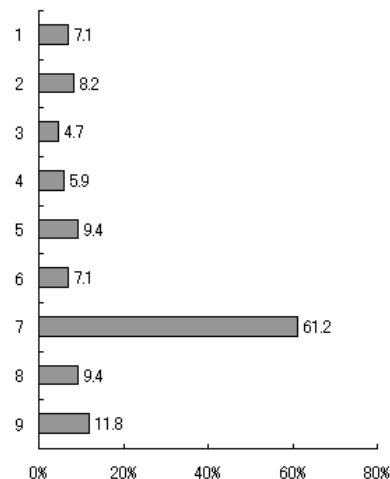
No.	カテゴリー名	n	%
1	持ち家（一戸建、マンション等）	59	69.4
2	町営住宅・道営住宅	14	16.5
3	社宅	2	2.4
4	民間の借家（一戸建、マンション、アパート等）	3	3.5
5	間借り（一戸建、アパート等の部屋の一部を賃借）	1	1.2
6	その他	6	7.1
7	無回答	0	0.0
	全体	85	100.0



問7 お住まいの住宅を改修する意向はありますか。（あてはまるものすべてに○）

住宅の改修意向は「今のところ、特に改修の必要はない」が61.2%と6割以上を占めています。改修意向の内容では、「浴室・浴槽への手すりの取り付けなど」と「その他」が9.4%と最も高く、次いで「廊下や居室などの段差を解消」が8.2%となっています。

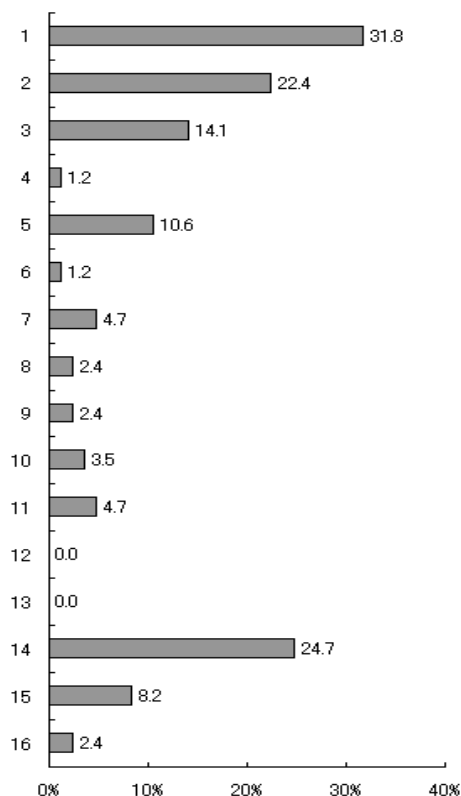
No.	カテゴリ名	n	%
1	玄関回りの段差を解消したい	6	7.1
2	廊下や居室などの段差を解消したい	7	8.2
3	玄関回りに手すりを付けたい	4	4.7
4	廊下に手すりを付けたい	5	5.9
5	浴室や浴槽に手すりの取り付けなどの改修をしたい	8	9.4
6	トイレに手すりの取り付けなどの改修をしたい	6	7.1
7	今のところ、特に改修の必要はない	52	61.2
8	その他	8	9.4
9	無回答	10	11.8
	全体	85	100.0



問8 ふだん、あなたを介助してくれる方はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

介助者は「配偶者」が31.8%と最も高く、次いで「介助は必要ない」が24.7%、「父母」が22.4%、「兄弟、姉妹」が14.1%となっています。なお、「介助をしてくれる人がいない」も8.2%みられます。

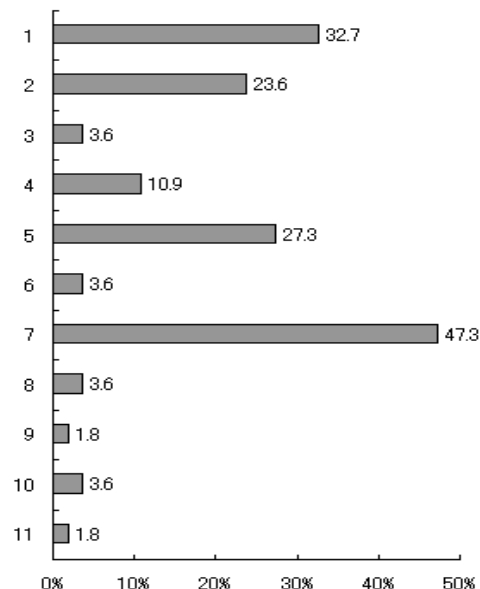
No.	カテゴリ名	n	%
1	配偶者（妻・夫）	27	31.8
2	父母	19	22.4
3	兄弟、姉妹	12	14.1
4	祖父、祖母	1	1.2
5	こども・こどもの配偶者	9	10.6
6	その他の家族、親戚	1	1.2
7	近所の人	4	4.7
8	知人、友人（近所ではない）	2	2.4
9	ホームヘルパー	2	2.4
10	ガイドヘルパー（外出時の付き添い）	3	3.5
11	入院、入所中の看護者	4	4.7
12	ボランティア	0	0.0
13	その他	0	0.0
14	介助は必要ない	21	24.7
15	介助をしてくれる人がいない	7	8.2
16	無回答	2	2.4
	全体	85	100.0



問9 介助者が介助できなくなったとき、あなたはどのようにしたいと思いますか。(○は3つまで)

介助者が介助できなくなった後の対応については「施設・病院に入院（入所）する」が47.3%と最も高く、次いで「同居の家族に頼む」が32.7%、「ホームヘルパーに頼む」が27.3%となっています。

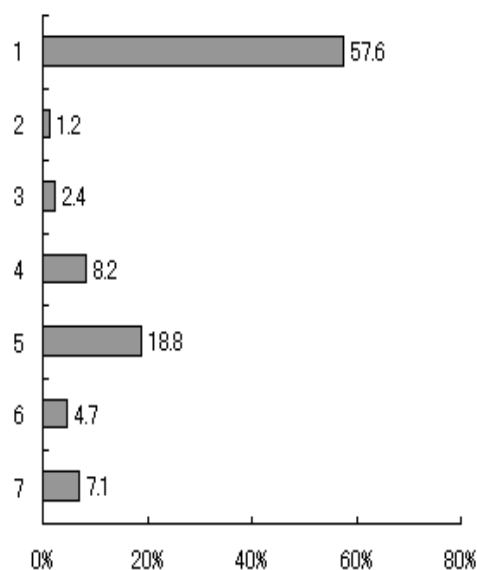
No.	カテゴリー名	n	%
1	同居の家族に頼む	18	32.7
2	別居の家族・親戚に頼む	13	23.6
3	近所の人に頼む	2	3.6
4	ボランティアに頼む	6	10.9
5	ホームヘルパーに頼む	15	27.3
6	家政婦に頼む	2	3.6
7	病院・施設に入院（入所）する	26	47.3
8	その他	2	3.6
9	誰にも頼まない	1	1.8
10	わからない	2	3.6
11	無回答	1	1.8
	非該当	30	
	全体	55	100.0



問10 あなたは、今後どのような暮らしをしたいですか。(○は1つ)

今後希望する暮らし方は「家族と一緒に暮らしたい」が57.6%と半数を超えて最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が18.8%、「障がい者施設で暮らしたい」が8.2%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	家族と一緒に暮らしたい	49	57.6
2	気の合う知人や友人と一緒に暮らしたい	1	1.2
3	グループホームで暮らしたい	2	2.4
4	障がい者施設で暮らしたい	7	8.2
5	ひとりで暮らしたい	16	18.8
6	その他	4	4.7
7	無回答	6	7.1
	全体	85	100.0

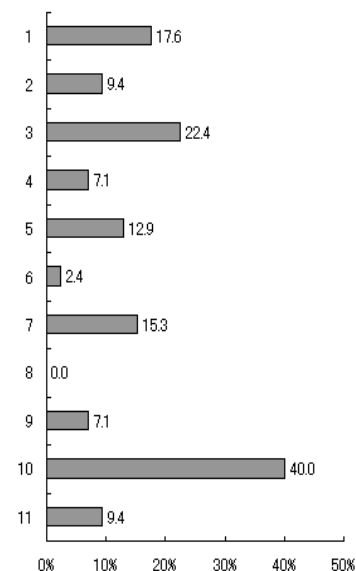


問 11 いまの生活で困っていることや不安なことはありますか。（○は3つまで）

いまの生活で困っていることについて「特に困っていることはない」が40.0%と最も高くなっています。

困っている内容としては「経済的負担が大きい」が22.4%と最も高く、次いで「必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない」が17.6%、「将来的に生活する住居があるかどうか不安」が15.3%となっています。

No.	カテゴリ名	n	%
1	必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	15	17.6
2	適当な働き口がない	8	9.4
3	経済的負担が大きい	19	22.4
4	結婚できない、結婚生活が続けられない	6	7.1
5	趣味や生きがいをもてない	11	12.9
6	介助や援助をしてくれる人との人間関係がうまくいかない	2	2.4
7	将来的に生活する住居があるかどうか不安	13	15.3
8	近所の人とうまくいっていない	0	0.0
9	その他	6	7.1
10	特に困っていることはない	34	40.0
11	無回答	8	9.4
	全体	85	100.0

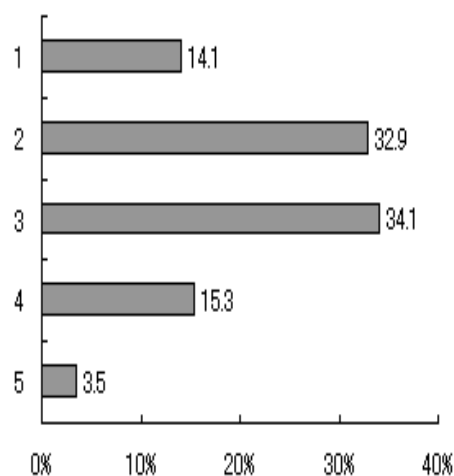


問 12 あなたは、これまでに差別や偏見、疎外感を感じたことはありますか。（○は1つ）

差別や偏見、疎外感を感じた経験は「あまり感じたことはない」が34.1%と最も高く、次いで「ときどき感じる」が32.9%、「まったく感じたことはない」が15.3%となっています。

なお「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせると47.1%となり、回答者の半数近くが何らかの差別や偏見、疎外感を感じています。

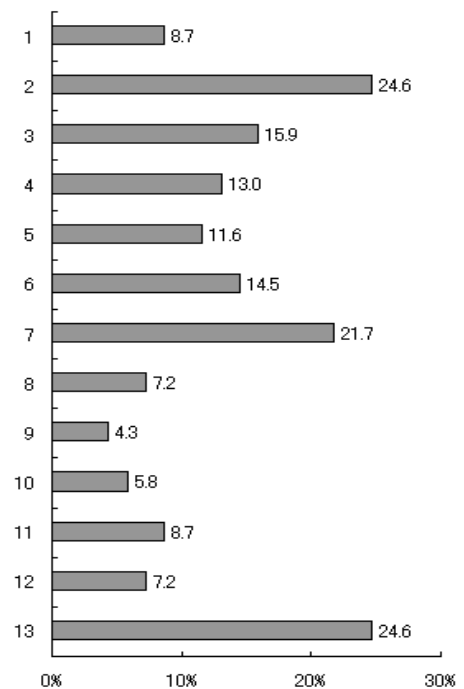
No.	カテゴリ名	n	%
1	よく感じる	12	14.1
2	ときどき感じる	28	32.9
3	あまり感じたことはない	29	34.1
4	まったく感じたことはない	13	15.3
5	無回答	3	3.5
	全体	85	100.0



問 13 どのようなときに差別や偏見、疎外感を感じますか。(○は3つまで)

差別や偏見、疎外感を感じる場面は「仕事や収入」が24.6%と最も高く、次いで「街角での人の視線」が21.7%、「コミュニケーション」が15.9%となっています。

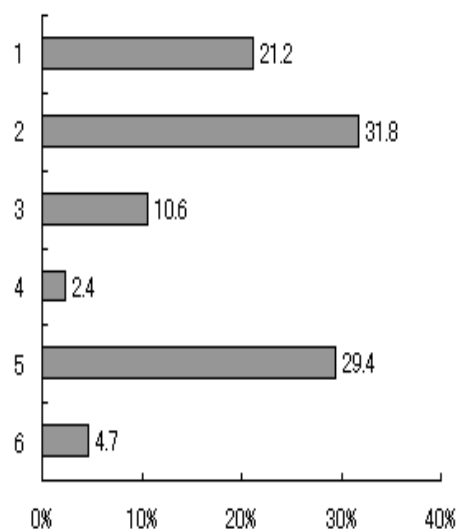
No.	カテゴリー名	n	%
1	教育の機会	6	8.7
2	仕事や収入	17	24.6
3	コミュニケーション	11	15.9
4	スポーツ・趣味の活動	9	13.0
5	隣近所づきあい	8	11.6
6	地区の行事・集まり	10	14.5
7	街角での人の視線	15	21.7
8	店などでの対応・態度	5	7.2
9	役場職員の対応・態度	3	4.3
10	施設や病院での対応・態度	4	5.8
11	交通機関の利用	6	8.7
12	その他	5	7.2
13	無回答	17	24.6
	非該当	16	
	全体	69	100.0



問 14 町職員の障がいに対する理解について、あなたはどのように感じていますか。(○は1つ)

町職員の障がいに対する理解については「まあまあ理解している」が31.8%と最も高く、「わからない」が29.4%、「とても理解している」が21.2%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	とても理解している	18	21.2
2	まあまあ理解している	27	31.8
3	あまり理解していない	9	10.6
4	まったく理解していない	2	2.4
5	わからない	25	29.4
6	無回答	4	4.7
	全体	85	100.0

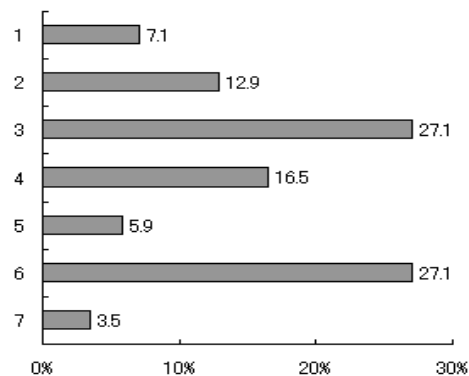


問 15 あなたは、自立支援法以前よりも障がいに対するまわりの理解が深まったと感じていますか。（○は1つ）

障がいに対する理解の変化は「変わらない」と「わからない」が27.1%と最も高く、次いで「あまり深まっていない」が16.5%となっています。

なお「かなり深まった」と「少し深まった」を合わせると20.0%となり、理解が進んでいると感じている回答者は2割にとどまっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	かなり深まった	6	7.1
2	少し深まった	11	12.9
3	変わらない	23	27.1
4	あまり深まっていない	14	16.5
5	まったく深まっていない	5	5.9
6	わからない	23	27.1
7	無回答	3	3.5
	全体	85	100.0

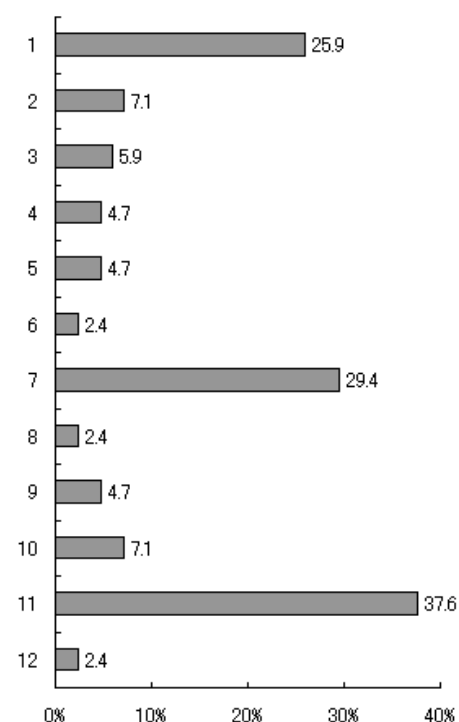


問 16 あなたは、個人的な問題や身の回りのことについて、家族以外では主にだれに相談していますか。（○は3つまで）

家族以外の相談相手は「相談しない」が37.6%と最も高くなっています。

相談相手としては「病院・医院」が29.4%と最も高く、次いで「役場の窓口、保健師」が25.9%、「保健所、総合相談所等」と「その他」が7.1%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	役場の窓口、保健師（ふれあいセンター）	22	25.9
2	保健所、総合相談所等（道の機関）	6	7.1
3	障がい者相談支援事業所（地域生活支援センター・ハート・釧路）	5	5.9
4	身体障がい者相談員・民生委員	4	4.7
5	作業所の指導員・ケアマネージャー	4	4.7
6	障がい者団体	2	2.4
7	病院・医院	25	29.4
8	保育所・学校	2	2.4
9	ホームヘルパー・ガイドヘルパー	4	4.7
10	その他	6	7.1
11	相談しない	32	37.6
12	無回答	2	2.4
	全体	85	100.0



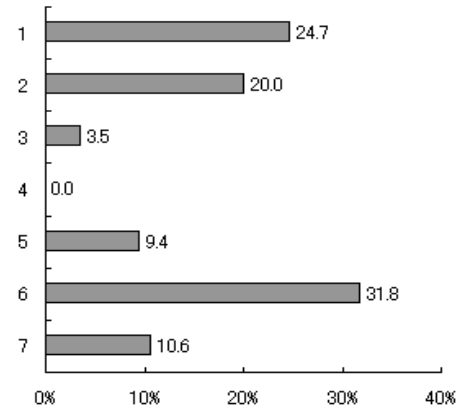
問 17 相談する機関では、あなたの相談を十分に聞いてくれますか。（○は1つ）

相談機関の対応は「相談したことがない」が31.8%と最も高くなっています。

対応の仕方については「よく聞いてくれる」が24.7%と最も高く、次いで「まあまあ聞いてくれる」が20.0%、「わからない」が9.4%となっています。

なお「あまり聞いてくれない」は3.5%、「まったく聞いてくれない」は0%となっており、概ね相談を聞いてもらえているとみられます。

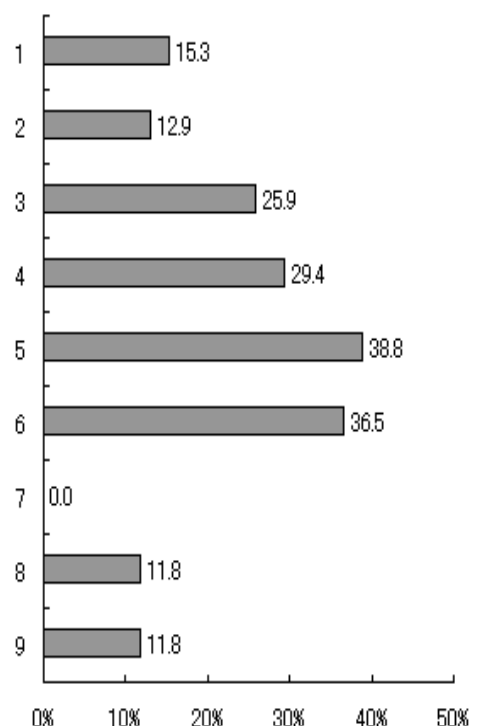
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく聞いてくれる	21	24.7
2	まあまあ聞いてくれる	17	20.0
3	あまり聞いてくれない	3	3.5
4	まったく聞いてくれない	0	0.0
5	わからない	8	9.4
6	相談したことがない	27	31.8
7	無回答	9	10.6
	全体	85	100.0



問 18 相談しやすくなるには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

相談しやすくなる条件は「親身になって応じてくれること」が38.8%と最も高く、次いで「専門的な相談に応じてくれること」が36.5%、「家などに訪問してくれる」が29.4%となっています。

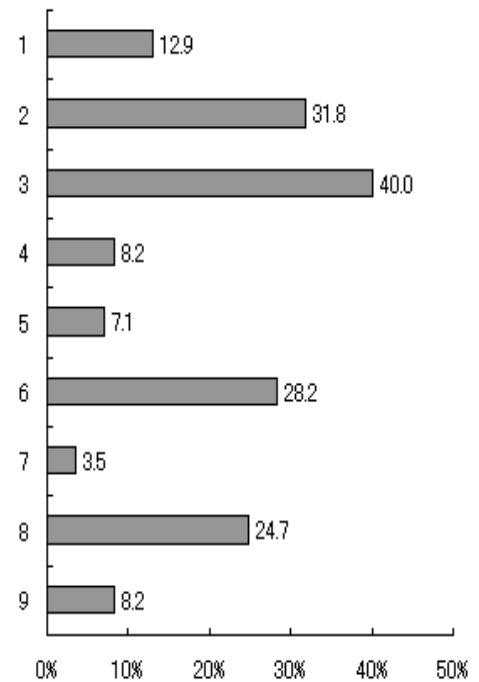
No.	カテゴリー名	n	%
1	曜日や時間に関係なく、24時間いつでも相談に応じてくれること	13	15.3
2	電話やインターネットなど、面接以外の方法で相談ができること	11	12.9
3	1か所ですべて相談に応じてくれること	22	25.9
4	家などに訪問して相談に応じてくれること	25	29.4
5	親身になって、さまざまなことの相談に応じてくれること	33	38.8
6	専門的な相談に応じてくれること	31	36.5
7	その他	0	0.0
8	特になし	10	11.8
9	無回答	10	11.8
	全体	85	100.0



問 19 あなたは、ふだんの生活のなかでどのような情報を必要としていますか。(〇は3つまで)

普段必要としている情報は「福祉制度や利用手続きの方法」が40.0%と最も高く、次いで「毎日の暮らしに関する情報」が31.8%、「医療や訓練に関すること」が28.2%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	仕事や学校の紹介	11	12.9
2	毎日の暮らしに関する情報	27	31.8
3	福祉制度や利用手続きの方法	34	40.0
4	趣味やスポーツに関すること	7	8.2
5	レジャーや旅行に関すること	6	7.1
6	医療や訓練に関すること	24	28.2
7	その他	3	3.5
8	特にない	21	24.7
9	無回答	7	8.2
	全体	85	100.0

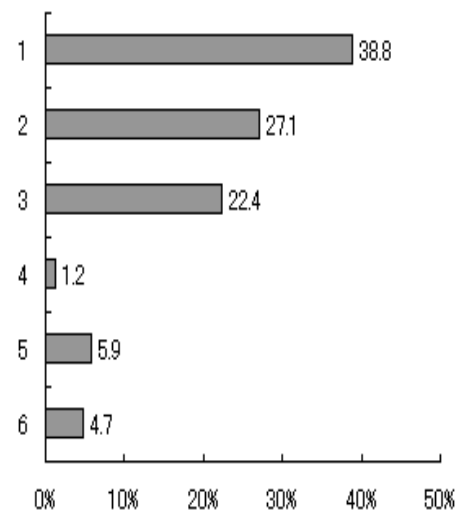


問 20 あなたは、ふだん、どれくらい外出していますか。(〇は1つ)

外出の頻度は「ほぼ毎日」が38.8%と最も高く、次いで「週に1～3回」が27.1%、「月に1～2回」が22.4%となっています。

なお「まったく外出しない」も5.9%みられます。

No.	カテゴリー名	n	%
1	ほぼ毎日	33	38.8
2	週に1～3回	23	27.1
3	月に1～2回	19	22.4
4	年に数回	1	1.2
5	まったく外出しない	5	5.9
6	無回答	4	4.7
	全体	85	100.0

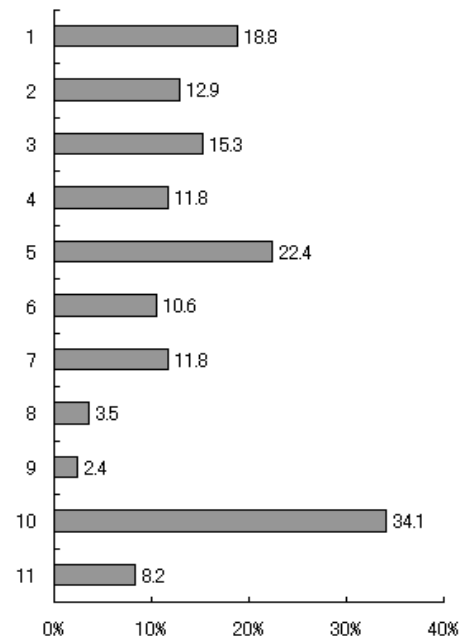


問 21 暮らしの中で不便に感じたり、困ったりすることはありますか。（〇は3つまで）

不便や困難を感じることは「特にない」が34.1%と最も高くなっています。

感じる内容は「外出のとき、緊急時の対処が心配になる」が22.4%と最も高く、次いで「バスなどの交通機関が少ない」が18.8%、「外出のとき、障がい者用のトイレが少ない」が15.3%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	バスなどの交通機関が少ない	16	18.8
2	歩道が歩きにくい（狭い、スロープや誘導ブロックの不備など）	11	12.9
3	外出のとき、障がい者用のトイレが少ない	13	15.3
4	施設や建物の設備が利用しにくい（階段、エレベーター、案内表示など）	10	11.8
5	外出のとき、緊急時の対処が心配になる	19	22.4
6	人の目が気になる	9	10.6
7	外出するとき、たくさんお金がかかる	10	11.8
8	介助者がいない	3	3.5
9	その他	2	2.4
10	特にない	29	34.1
11	無回答	7	8.2
	全体	85	100.0

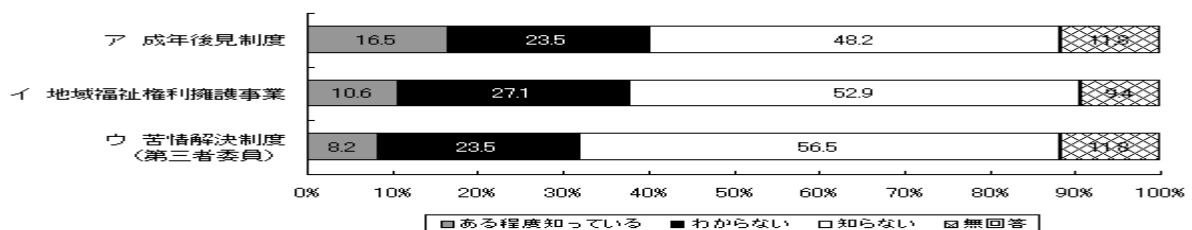


問 22 あなたは、ア～ウのことについて知っていますか。（それぞれに〇は1つ）

選択肢に挙げた3つの制度について「知らない」が成年後見制度で48.2%、地域福祉権利擁護事業で52.9%、苦情解決制度で56.5%となっており、最も高くなっています。

なお、「ある程度知っている」は成年後見制度で16.5%、地域福祉権利擁護事業で10.6%、苦情解決制度で8.2%となっており、成年後見制度が最も知られていますが、1割台にとどまっています。

	全 体	ある程度知っている	わからない	知らない	無回答
ア 成年後見制度	85	14	20	41	10
	100.0	16.5	23.5	48.2	11.8
イ 地域福祉権利擁護事業	85	9	23	45	8
	100.0	10.6	27.1	52.9	9.4
ウ 苦情解決制度 (第三者委員)	85	7	20	48	10
	100.0	8.2	23.5	56.5	11.8

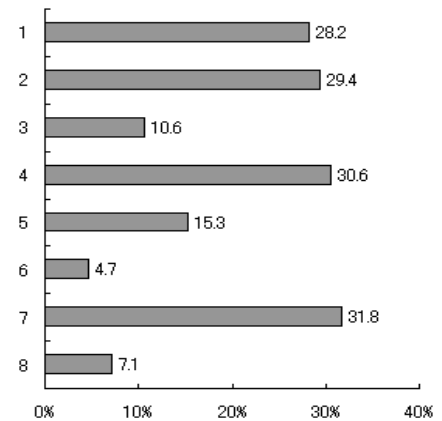


問 23 台風や地震のとき、心配なことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

自然災害時の心配事は「特にない」が31.8%と最も高くなっています。

心配事の内容としては「避難所での生活ができない（むずかしい）」が30.6%と最も高く、次いで「ひとりでの避難ができない（むずかしい）」が29.4%、「避難の情報がわからない（しにくい）」が28.2%となっています。

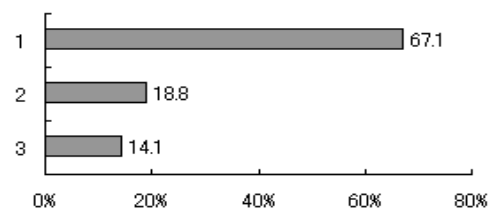
No.	カテゴリー名	n	%
1	避難の情報がわからない（しにくい）	24	28.2
2	ひとりでの避難ができない（むずかしい）	25	29.4
3	助けをよべない（むずかしい）	9	10.6
4	避難所での生活ができない（むずかしい）	26	30.6
5	薬が手にはいらない（むずかしい）	13	15.3
6	その他	4	4.7
7	特にない	27	31.8
8	無回答	6	7.1
	全体	85	100.0



問 24 災害時に支援を受けるための登録制度があれば、利用したいですか。（○は1つ）

災害時要援護者の登録については「登録して利用したい」が67.1%、「登録したくない」が18.8%となっており、「登録して利用したい」が2/3以上を占めています。

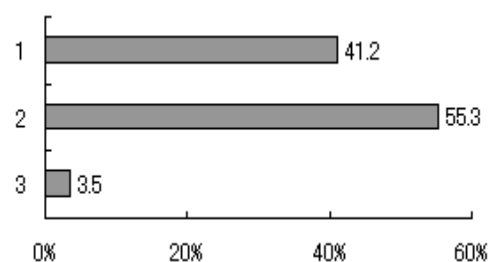
No.	カテゴリー名	n	%
1	登録して利用したい	57	67.1
2	登録したくない	16	18.8
3	無回答	12	14.1
	全体	85	100.0



問 25 あなたは仕事をしていますか。（○は1つ）

就業状況は「仕事をしている」が41.2%、「仕事をしていない」が55.3%となっており、仕事をしていない人が半数以上となっています。

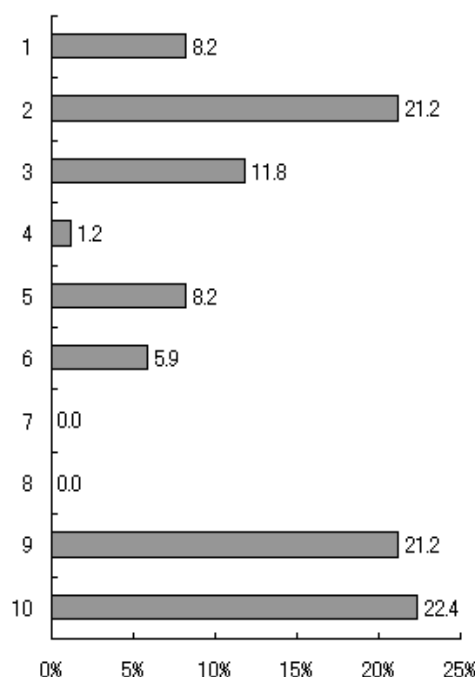
No.	カテゴリー名	n	%
1	仕事をしている	35	41.2
2	仕事をしていない	47	55.3
3	無回答	3	3.5
	全体	85	100.0



問 26 障がい者が働きやすい環境にしていくために、町の取り組みや事業者にもっとも望むことはなんですか。（○は1つ）

期待する内容は「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」と「特にない」が21.2%と最も高く、次いで「事業主や職場の仲間に理解があること」が11.8%、「労働条件が柔軟になること」と「生活できる給料がもらえること」が8.2%となっています。

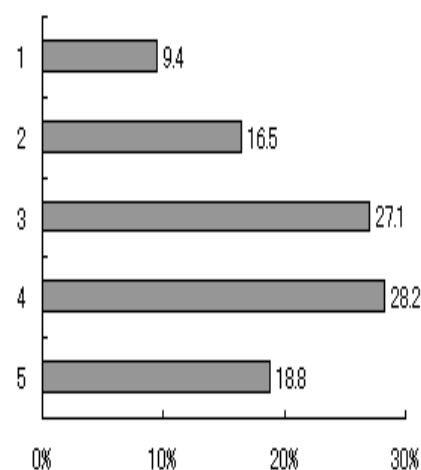
No.	カテゴリー名	n	%
1	就労条件が柔軟になること（状態に応じた労働時間、通勤への配慮など）	7	8.2
2	障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと	18	21.2
3	事業主や職場の仲間に理解があること	10	11.8
4	労働者の健康管理体制が充実すること	1	1.2
5	生活できる給料がもらえること	7	8.2
6	自営業を希望する障がい者への支援が充実すること	5	5.9
7	仕事の能力を身につける訓練や研修の機会が充実すること	0	0.0
8	その他	0	0.0
9	特にない	18	21.2
10	無回答	19	22.4
	全体	85	100.0



問 27 あなたは、パソコンやインターネットを利用していますか。（○は1つ）

パソコンやインターネットの利用状況は「パソコンやインターネットは利用したくない」が28.2%と最も高く、次いで「パソコンやインターネットを利用していないが、できればやりたい」が27.1%、「インターネットを利用している（できる）」が16.5%となっています。

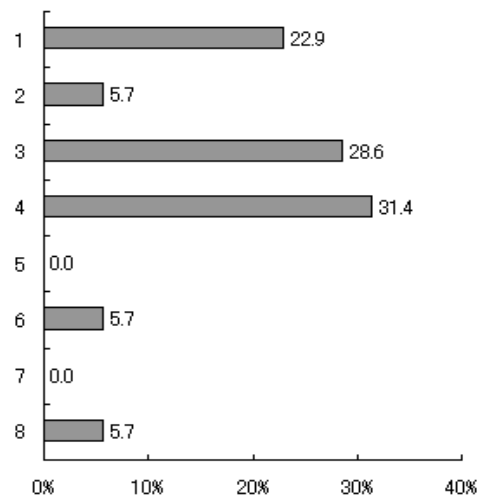
No.	カテゴリー名	n	%
1	パソコンを利用している（できる）	8	9.4
2	インターネットを利用している（できる）	14	16.5
3	パソコンやインターネットを利用していないが、できればしたい	23	27.1
4	パソコンやインターネットは利用したくない	24	28.2
5	無回答	16	18.8
	全体	85	100.0



問 28 仕事をしている方のみお答えください。どのような形態で仕事をしていますか。（○は1つ）

仕事の形態は「自営業、家事従事」が31.4%と最も高く、次いで「臨時雇い、パート、アルバイト」が28.6%、「正規の社員、職員」が22.9%となっています。

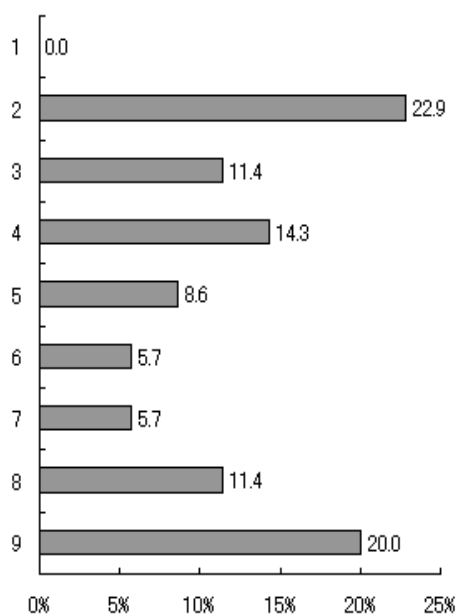
No.	カテゴリー名	n	%
1	正規の社員、職員	8	22.9
2	会社・団体などの役員	2	5.7
3	臨時雇い、パート、アルバイト	10	28.6
4	自営業、家業従事	11	31.4
5	内職	0	0.0
6	授産施設、共同作業所	2	5.7
7	その他	0	0.0
8	無回答	2	5.7
	非該当	50	
	全体	35	100.0



問 29 仕事をしている方のみお答えください。仕事で得る収入は1年間でどれくらいですか。（○は1つ）

年収は「50万円まで」が22.9%と最も高く、次いで「200万円まで」が14.3%、「100万円まで」と「500万円以上」が11.4%となっています。

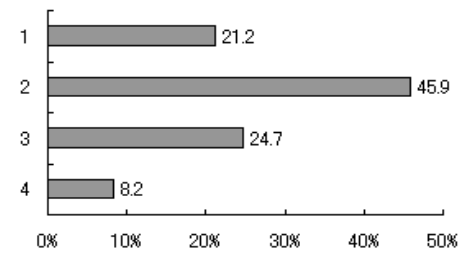
No.	カテゴリー名	n	%
1	25万円まで	0	0.0
2	50万円まで	8	22.9
3	100万円まで	4	11.4
4	200万円まで	5	14.3
5	300万円まで	3	8.6
6	400万円まで	2	5.7
7	500万円まで	2	5.7
8	500万円以上	4	11.4
9	無回答	7	20.0
	非該当	50	
	全体	35	100.0



問 30 あなたは、スポーツ、文化、交流などの活動に参加していますか。（〇は1つ）

スポーツ等への参加状況は「参加してみたいが、していない」が45.9%と最も高く、次いで「参加したくない」が24.7%、「参加している」が21.2%となっています。

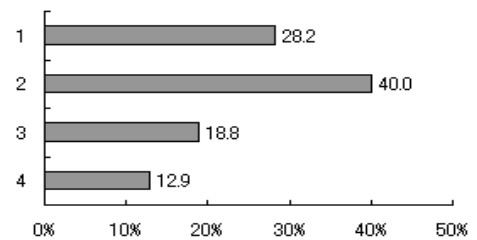
No.	カテゴリー名	n	%
1	参加している	18	21.2
2	参加してみたいが、していない	39	45.9
3	参加したくない	21	24.7
4	無回答	7	8.2
	全体	85	100.0



問 31 あなたは今後、スポーツ、文化、交流などの活動に参加したいですか。（〇は1つ）

今後の参加意向は「参加したいができない（むずかしい）」が40.0%と最も高く、次いで「参加したい」が28.2%、「参加したくない」が18.8%となっています。

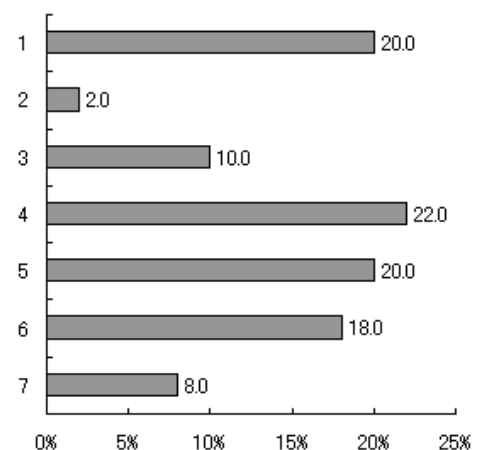
No.	カテゴリー名	n	%
1	参加したい	24	28.2
2	参加したいができない（むずかしい）	34	40.0
3	参加したくない	16	18.8
4	無回答	11	12.9
	全体	85	100.0



問 32 参加できない、参加しない方へ。主な理由は何ですか。（〇は1つ）

参加できない、しない理由は「曜日や時間が自分の都合とあわないから」が22.0%と最も高く、次いで「障がいが重い、高齢だから」と「どのような活動があるかわからないから」が20.0%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	障がいが重い、高齢だから	10	20.0
2	参加するまでの移動手段がないから	1	2.0
3	参加するには介助が必要だから	5	10.0
4	曜日や時間が自分の都合とあわないから	11	22.0
5	どのような活動があるかわからないから	10	20.0
6	その他	9	18.0
7	無回答	4	8.0
	非該当	35	
	全体	50	100.0

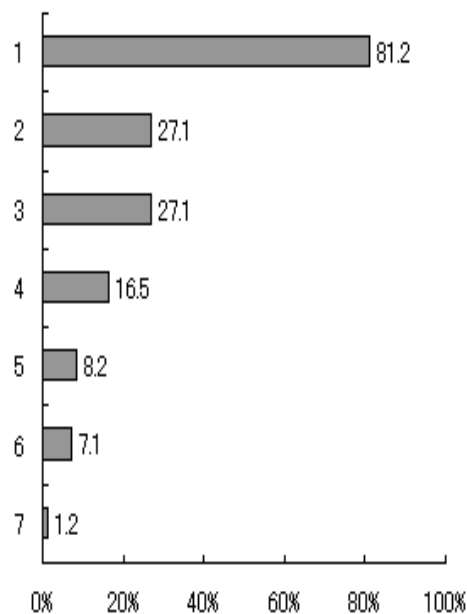


問 33 あなたは、ふだん、近所の方とどのようなお付き合いをしていますか。（○は3つまで）

近所づきあいは「会ったときは挨拶をする」が81.2%と8割を超えて最も高く、次いで「世間話をする」と「町内会などの活動を一緒にする」が27.1%となっています。

なお「付き合いはない」も7.1%みられます。

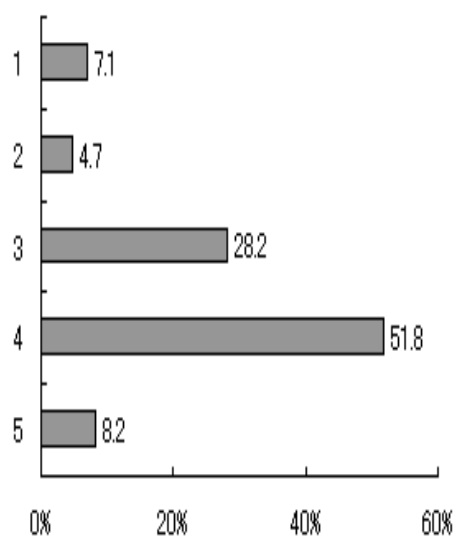
No	カテゴリー名	n	%
1	会ったときは挨拶をする	69	81.2
2	世間話をする	23	27.1
3	町内会などの活動を一緒にする	23	27.1
4	ふだんから行き来がある	14	16.5
5	一緒に遊んだり、出かけたりする	7	8.2
6	付き合いはない	6	7.1
7	無回答	1	1.2
	全体	85	100.0



問 34 あなたは、ボランティアからの支援を受けたことがありますか。（○は1つ）

ボランティアからの支援は「受けたことはなく、これからも受けたいとは思わない」が51.8%と半数を超えて最も高く、次いで「受けたことはないが、できれば受けたい」が28.2%、「現在、受けている」が7.1%となっています。

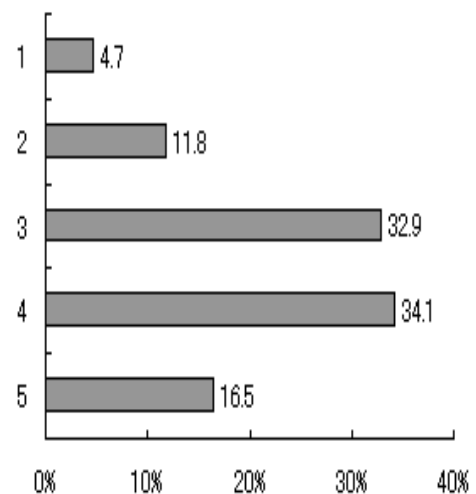
No	カテゴリー名	n	%
1	現在、受けている	6	7.1
2	現在は受けていないが、これまでに受けたことがある	4	4.7
3	受けたことはないが、できれば受けたい	24	28.2
4	受けたことはなく、これからも受けたいと思わない	44	51.8
5	無回答	7	8.2
	全体	85	100.0



問 35 あなたは、ボランティアなどの社会奉仕活動に参加していますか。（○は1つ）

社会奉仕活動への参加状況は「参加したことはないし、これからも参加したいとは思わない」が34.1%と最も高く、次いで「参加したことはないが、できれば参加したい」が32.9%、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」が11.8%となっています。

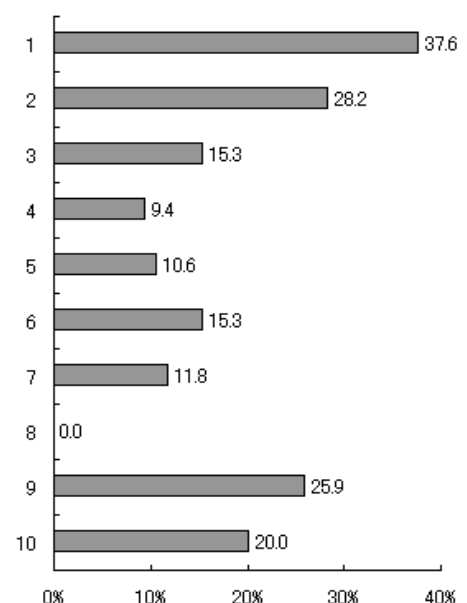
No.	カテゴリー名	n	%
1	現在、参加している	4	4.7
2	現在は参加していないが、過去に参加したことがある	10	11.8
3	参加したことはないが、できれば参加したいと思う	28	32.9
4	参加したことはないし、これからも参加したいとは思わない	29	34.1
5	無回答	14	16.5
	全体	85	100.0



問 36 障がい者の教育環境をより良くするために、町の保育所や学校に望むことはありますか。（○は3つまで）

町の保育所や学校に望むことは「教職員の障がいへの理解を深めること」が37.6%と最も高く、次いで「障がいの状態に適した指導をすること」が28.2%、「特にない」が25.9%、「相談体制を充実すること」と「こども同士の理解を深める交流機会を増やすこと」が15.3%となっています。

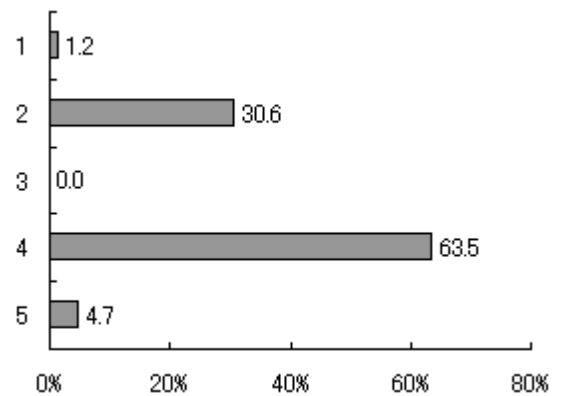
No.	カテゴリー名	n	%
1	教職員の障がいへの理解を深めること	32	37.6
2	障がいの状態に適した指導をすること	24	28.2
3	就学相談や進路相談などの相談体制を充実すること	13	15.3
4	施設、設備、教材を充実すること	8	9.4
5	通常の学級への受け入れを進めること	9	10.6
6	こども同士の理解を深める交流機会を増やすこと	13	15.3
7	医療的なケアを受けられるようにすること	10	11.8
8	その他	0	0.0
9	特にない	22	25.9
10	無回答	17	20.0
	全体	85	100.0



問 37 平成 18 年 4 月から「障がい者自立支援法」がはじまり、これまでのサービスが大きく変わりました。次のことについて、あなたは知っていますか。（○は 1 つ）

自立支援法によるサービスの変化は「よくわからない」が 63.5%と 6 割を超えて最も高く、次いで「1 割の自己負担がはじまったことを知っている」が 30.6%、「ある程度知っている」が 1.2% となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	自分の利用するサービスの名前、内容、利用要件などをある程度知っている	1	1.2
2	サービスを利用する際に 1 割の自己負担がはじまったことを知っている	26	30.6
3	その他	0	0.0
4	よくわからない	54	63.5
5	無回答	4	4.7
	全体	85	100.0

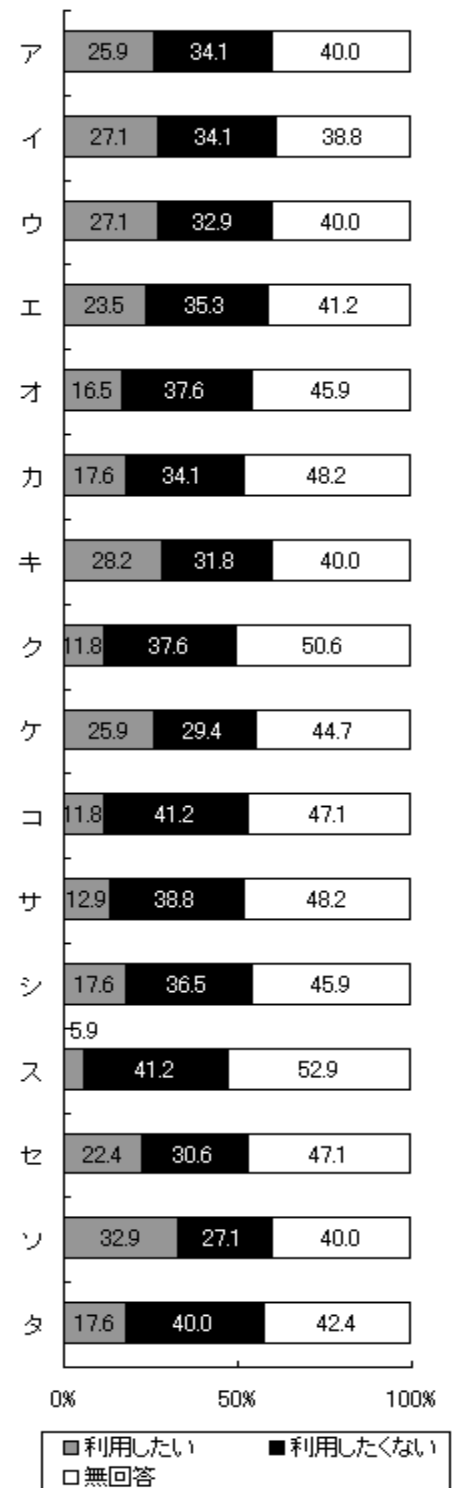


問 38 次のサービスのなかで、あなたがこれから利用したいサービスはありますか。
 (それぞれのサービスについて、あてはまる番号に○)

今後利用したいサービスは、16 サービスのうち「地域活動支援センター」のみ「利用したい」の割合が高くなっています。

また、「利用したい」の割合が高いサービスは「地域活動支援センター」が32.9%と最も高く、次いで「療養介護」が28.2%、「生活介護」と「自立訓練（機能訓練）」が27.1%となっています。

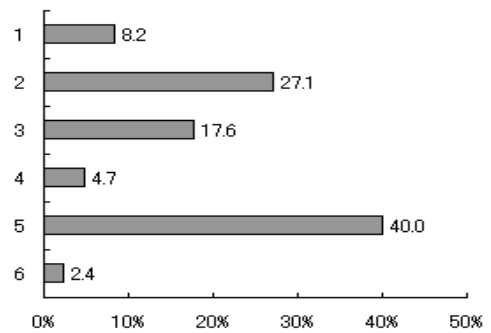
	全体	利用 したい	利用した くない	無回答
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	85	22	29	34
	100.0	25.9	34.1	40.0
イ 生活介護	85	23	29	33
	100.0	27.1	34.1	38.8
ウ 自立訓練 (機能訓練)	85	23	28	34
	100.0	27.1	32.9	40.0
エ 自立訓練 (生活訓練)	85	20	30	35
	100.0	23.5	35.3	41.2
オ 就労移行支援	85	14	32	39
	100.0	16.5	37.6	45.9
カ 就労継続支援	85	15	29	41
	100.0	17.6	34.1	48.2
キ 療養介護	85	24	27	34
	100.0	28.2	31.8	40.0
ク 児童デイサービス	85	10	32	43
	100.0	11.8	37.6	50.6
ケ 短期入所 (ショートステイ)	85	22	25	38
	100.0	25.9	29.4	44.7
コ 共同生活援助 (グループホーム)	85	10	35	40
	100.0	11.8	41.2	47.1
サ 共同生活介護 (ケアホーム)	85	11	33	41
	100.0	12.9	38.8	48.2
シ 施設入所支援	85	15	31	39
	100.0	17.6	36.5	45.9
ス 手話通訳者派遣	85	5	35	45
	100.0	5.9	41.2	52.9
セ 移動支援事業	85	19	26	40
	100.0	22.4	30.6	47.1
ソ 地域活動 支援センター	85	28	23	34
	100.0	32.9	27.1	40.0
タ 特別入浴事業	85	15	34	36
	100.0	17.6	40.0	42.4



問 39 あなたは、障がい者の意見が町の取り組みやサービスに反映されていると感じていますか。
 (○は1つ)

障がい者の意見の反映は「わからない」が40.0%と最も高く、次いで「まあまあ反映されている」が27.1%、「あまり反映されていない」が17.6%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	とても反映されている	7	8.2
2	まあまあ反映されている	23	27.1
3	あまり反映されていない	15	17.6
4	まったく反映されていない	4	4.7
5	わからない	34	40.0
6	無回答	2	2.4
	全体	85	100.0

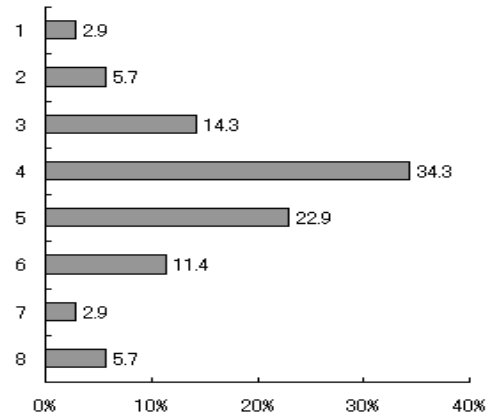


Ⅲ－５ 知的障がい者

問１ あなたの年齢は（３月１日現在）。（○は１つ）

回答者の年齢は「30～39歳」が34.3%と最も高く、次いで「40～49歳」が22.9%、「18～29歳」が14.3%となっています。

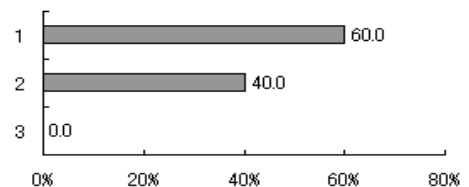
No.	カテゴリー名	n	%
1	0～6歳	1	2.9
2	7～17歳	2	5.7
3	18～29歳	5	14.3
4	30～39歳	12	34.3
5	40～49歳	8	22.9
6	50～59歳	4	11.4
7	60～64歳	1	2.9
8	無回答	2	5.7
	全体	35	100.0



問２ あなたの性別は。（○は１つ）

回答者の性別は「男性」が60.0%、「女性」が40.0%となっており、男性の割合が高くなっています。

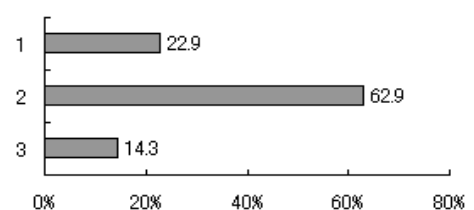
No.	カテゴリー名	n	%
1	男性	21	60.0
2	女性	14	40.0
3	無回答	0	0.0
	全体	35	100.0



問３ あなたの手帳は。（○は１つ）

障がい者手帳の種類は、「療育手帳B」が62.9%と最も高く、次いで「療育手帳A」が22.9%となっています。

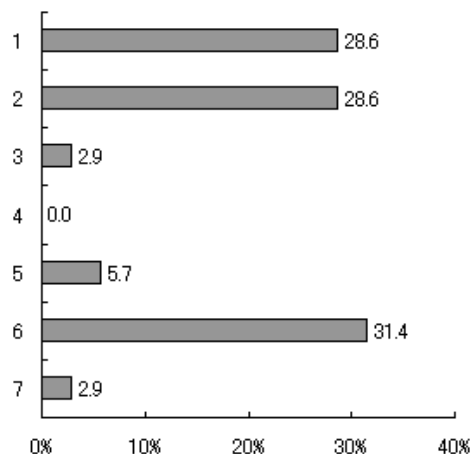
No.	カテゴリー名	n	%
1	療育手帳A	8	22.9
2	療育手帳B	22	62.9
3	無回答	5	14.3
	全体	35	100.0



問4 現在のお住まいは。(1つに○)

現在の住居は「その他」が31.4%と最も高く、次いで「もち家」と「町営住宅・道営住宅」が28.6%となっています。

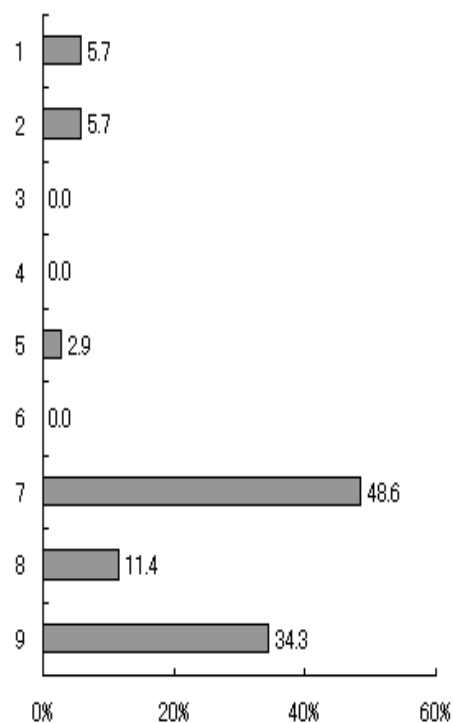
No.	カテゴリー名	n	%
1	もち家（一戸建、マンション等）	10	28.6
2	町営住宅・道営住宅	10	28.6
3	社宅	1	2.9
4	民間の借家（一戸建、マンション、アパート等）	0	0.0
5	間借り（一戸建、アパート等の部屋の一部を賃借）	2	5.7
6	その他	11	31.4
7	無回答	1	2.9
	全体	35	100.0



問5 お住まいを改修したいですか。(あてはまるものすべてに○)

住宅の改修意向は「今のところ、改修の必要はない」が48.6%と最も高くなっています。改修意向の内容では「その他」が11.4%と最も高く、次いで「玄関周りの段差を解消」と「廊下や居室などの段差を解消」が5.7%となっています。

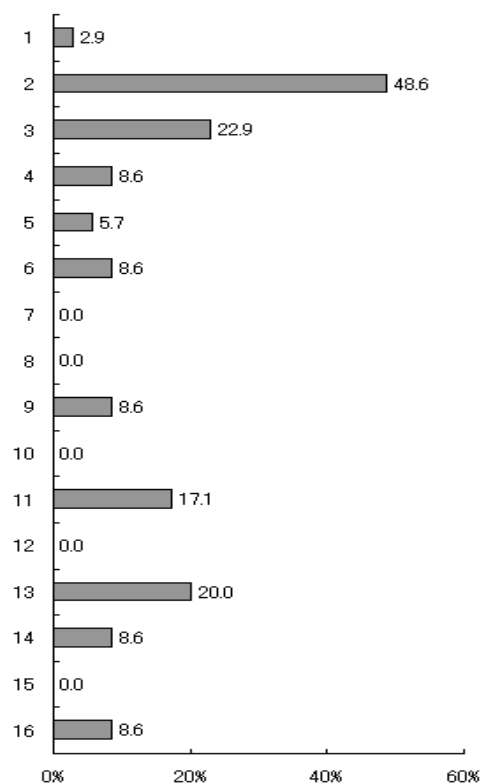
No.	カテゴリー名	n	%
1	玄関回りの段差を解消したい	2	5.7
2	廊下や居室などの段差を解消したい	2	5.7
3	玄関回りに手すりを取り付けたい	0	0.0
4	廊下に手すりを取り付けたい	0	0.0
5	浴室や浴槽に手すりの取り付けなどの改修をしたい	1	2.9
6	トイレに手すりの取り付けなどの改修をしたい	0	0.0
7	今のところ、改修の必要はない	17	48.6
8	その他	4	11.4
9	無回答	12	34.3
	全体	35	100.0



問6 ふだん、あなたを介助してくれるひとはだれですか。（あてはまるものすべてに○）

介助者は「父・母」が48.6%と最も高く、次いで「兄弟、姉妹」が22.9%、「その他」が20.0%となっています。なお、「介助をしてくれるひとがいない」の回答はありませんでした。

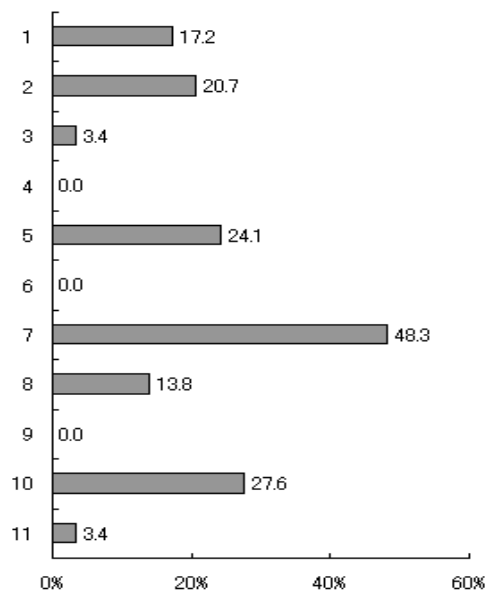
No.	カテゴリー名	n	%
1	配偶者（妻・夫）	1	2.9
2	父・母	17	48.6
3	兄弟、姉妹	8	22.9
4	祖父、祖母	3	8.6
5	こども・こどもの配偶者	2	5.7
6	その他の家族、親戚	3	8.6
7	近所のひと	0	0.0
8	ともだち（近所ではない）	0	0.0
9	ホームヘルパー	3	8.6
10	ガイドヘルパー（外出時の付き添い）	0	0.0
11	入院、入所中の看護者	6	17.1
12	ボランティア	0	0.0
13	その他	7	20.0
14	介助は必要ない	3	8.6
15	介助をしてくれるひとがいない	0	0.0
16	無回答	3	8.6
	全体	35	100.0



問7 介助者が介助できなくなったとき、あなたはどうしたいですか。（○は3つまで）

介助者が解除できなくなったときの意向は「病院・施設に入院（入所）する」が48.3%と最も高く、次いで「わからない」が27.6%、「ホームヘルパーに頼む」が24.1%となっています。

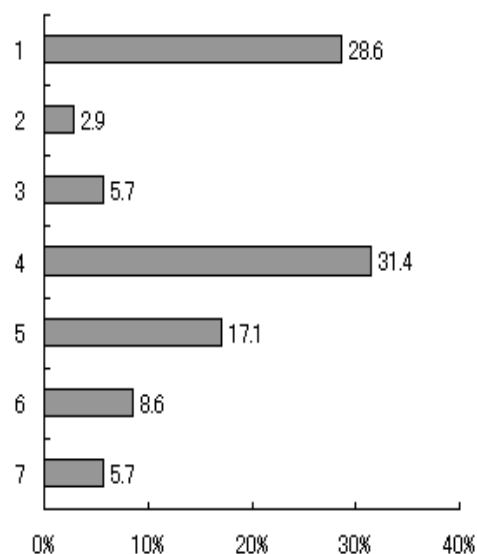
No.	カテゴリー名	n	%
1	同居の家族にたのむ	5	17.2
2	別居の家族・親戚にたのむ	6	20.7
3	近所のひとにたのむ	1	3.4
4	ボランティアにたのむ	0	0.0
5	ホームヘルパーにたのむ	7	24.1
6	家政婦にたのむ	0	0.0
7	病院・施設に入院（入所）する	14	48.3
8	その他	4	13.8
9	だれにもたのまない	0	0.0
10	わからない	8	27.6
11	無回答	1	3.4
	非該当	6	
	全体	29	100.0



問8 あなたは、これから、どのような暮らしをしたいですか。（○は1つ）

今後希望する暮らし方は「障がい者施設で暮らしたい」が31.4%と最も高く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が28.6%、「ひとりで暮らしたい」が17.1%となっています。

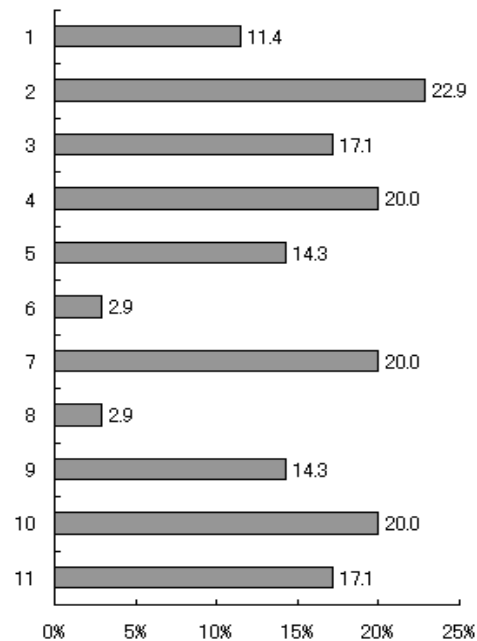
No.	カテゴリー名	n	%
1	家族と一緒に暮らしたい	10	28.6
2	ともだちと一緒に暮らしたい	1	2.9
3	グループホームで暮らしたい	2	5.7
4	障がい者施設で暮らしたい	11	31.4
5	ひとりで暮らしたい	6	17.1
6	その他	3	8.6
7	無回答	2	5.7
	全体	35	100.0



問9 いまの暮らしでこまっていること、心配なことはありますか。（○は3つまで）

いまの暮らしで困っていることについて「働くところがない」が22.9%と最も高く、次いで「結婚できない、結婚生活が続けられない」と「将来住む家があるのかどうか心配」、「こまっていることはない」が20.0%となっています。

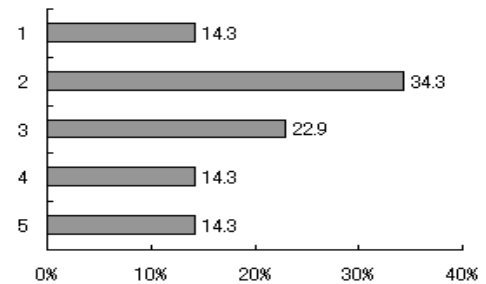
No.	カテゴリー名	n	%
1	必要な保健・福祉・医療のサービスが受けられない	4	11.4
2	働くところがない	8	22.9
3	治療などにお金がかかる	6	17.1
4	結婚できない、結婚生活が続けられない	7	20.0
5	趣味や生きがいをもてない	5	14.3
6	介助や援助をしてくれるひととうまうかない	1	2.9
7	将来、住む家があるかどうか心配	7	20.0
8	近所のひととうまうかない	1	2.9
9	その他	5	14.3
10	こまっていることはない	7	20.0
11	無回答	6	17.1
	全体	35	100.0



問 10 あなたは、これまでに差別や、いやな思いをしたことはありますか。（○は1つ）

差別やいやな思いをした経験は「ときどきする」が34.3%と最も高く、次いで「あまりしない」が22.9%、「よくする」と「まったくしない」が14.3%となっています。

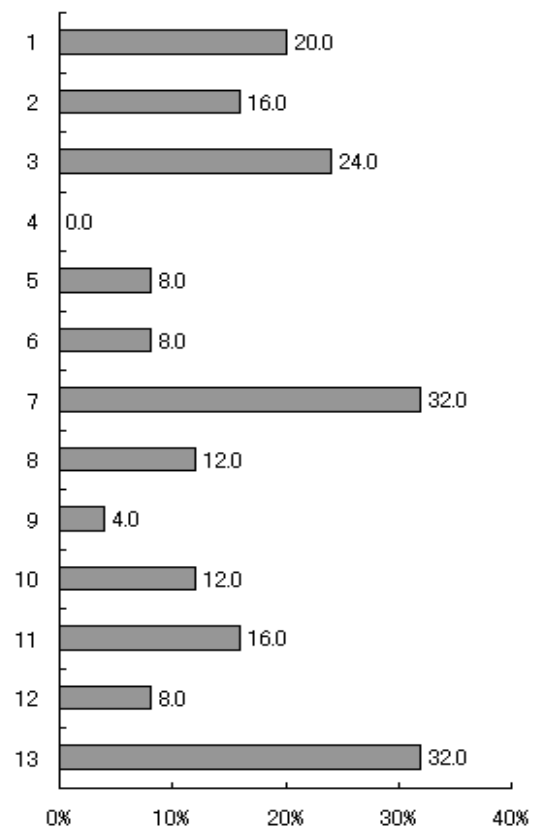
No.	カテゴリー名	n	%
1	よくする（感じる）	5	14.3
2	ときどきする（感じる）	12	34.3
3	あまりしない（感じたことはない）	8	22.9
4	まったくしない（感じたことはない）	5	14.3
5	無回答	5	14.3
	全体	35	100.0



問 11 どのようなところで、いやな思いをしますか。（○は3つまで）

いやな思いをした場面は「まちでのひとの目」が32.0%と最も高く、次いで「ひととのつきあい」が24.0%、「学校」が20.0%となっています。

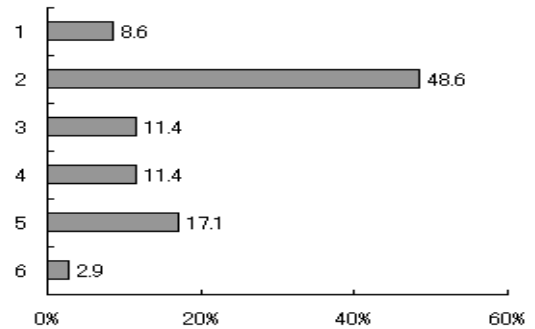
No.	カテゴリー名	n	%
1	学校	5	20.0
2	仕事、収入	4	16.0
3	ひととのつきあい	6	24.0
4	スポーツ・趣味のとき	0	0.0
5	近所とのつきあい	2	8.0
6	地区の集まり	2	8.0
7	まちでのひとの目	8	32.0
8	お店	3	12.0
9	役場	1	4.0
10	施設や病院	3	12.0
11	交通機関をつかうとき	4	16.0
12	その他	2	8.0
13	無回答	8	32.0
	非該当	10	
	全体	25	100.0



問 12 町職員が障がい者のことを理解していると思いますか。（〇は1つ）

町職員の障がい者への理解について「まあまあ理解している」が48.6%と最も高く、次いで「わからない」が17.1%、「あまり理解していない」と「まったく理解していない」が11.4%となっています。なお、「とても理解している」と「まあまあ理解している」の合計は57.1%と半数を超えています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	とても理解している	3	8.6
2	まあまあ理解している	17	48.6
3	あまり理解していない	4	11.4
4	まったく理解していない	4	11.4
5	わからない	6	17.1
6	無回答	1	2.9
	全体	35	100.0

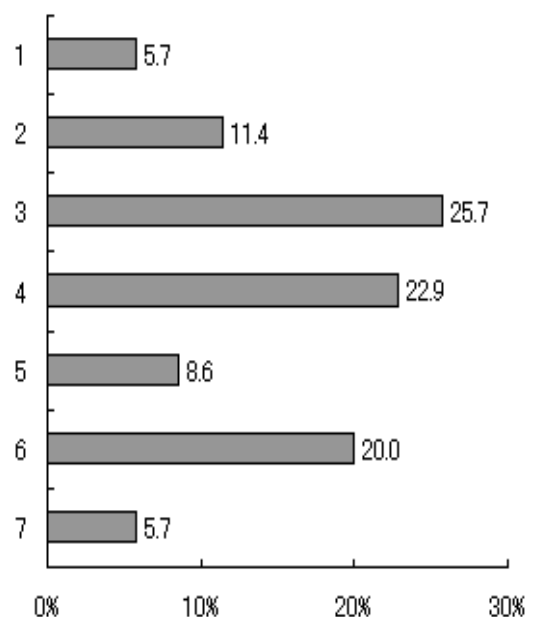


問 13 あなたは、自立支援法以前よりも障がいへの理解が深まったと思いますか（〇は1つ）

障がいに対する理解の変化は「かわらない」が25.7%と最も高く、次いで「あまり深まっていない」が22.9%、「わからない」が20.0%となっています。

なお「かなり深まった」と「すこし深まった」を合わせると17.1%となり、理解が進んでいると感じている回答者は2割以下にとどまっています。

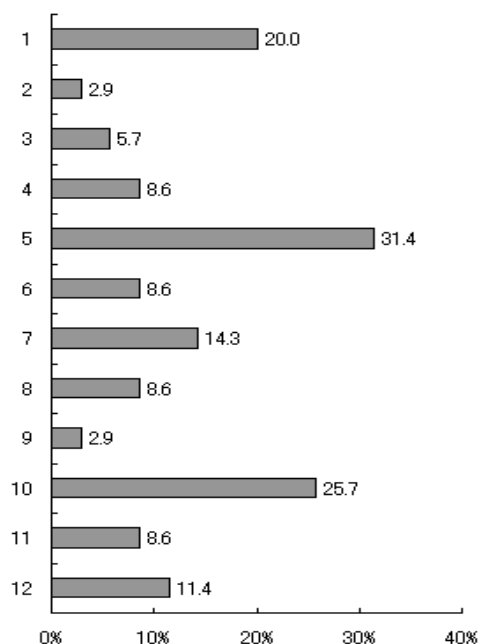
No.	カテゴリー名	n	%
1	かなり深まった	2	5.7
2	すこし深まった	4	11.4
3	かわらない	9	25.7
4	あまり深まっていない	8	22.9
5	まったく深まっていない	3	8.6
6	わからない	7	20.0
7	無回答	2	5.7
	全体	35	100.0



問 14 あなたの相談相手は。(〇は3つまで)

相談相手は「作業所の指導員・ケアマネジャー」が31.4%と最も高く、次いで「その他」が25.7%、「役場、保健師」が20.0%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	役場、保健師（ふれあいセンター）	7	20.0
2	保健所、総合相談所等（道の機関）	1	2.9
3	障がい者相談支援事業所（地域生活支援センター・ハート・釧路）	2	5.7
4	知的障がい者相談員・民生委員	3	8.6
5	作業所の指導員・ケアマネジャー	11	31.4
6	障がい者団体	3	8.6
7	病院・医院	5	14.3
8	保育所・学校	3	8.6
9	ホームヘルパー・ガイドヘルパー	1	2.9
10	その他	9	25.7
11	相談しない	3	8.6
12	無回答	4	11.4
	全体	35	100.0

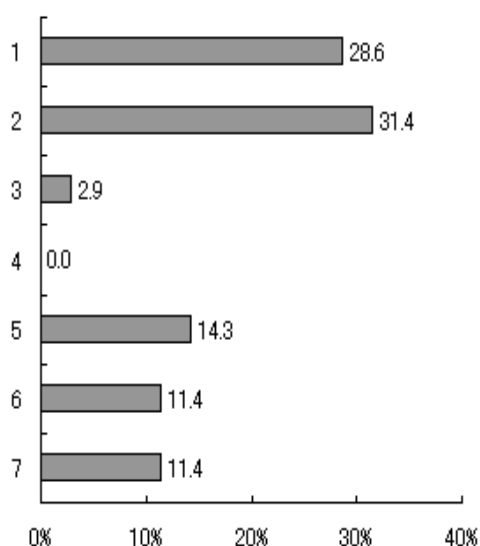


問 15 相談するところでは、あなたのことをよくきいてくれますか。(〇は1つ)

相談への対応は「まあまあきいてくれる」が31.4%と最も高く、次いで「よくきいてくれる」が28.6%、「わからない」が14.3%となっています。

なお、「よくきいてくれる」と「まあまあきいてくれる」の合計は60.0%となり、6割の方は「話をきいてくれる」と感じています。

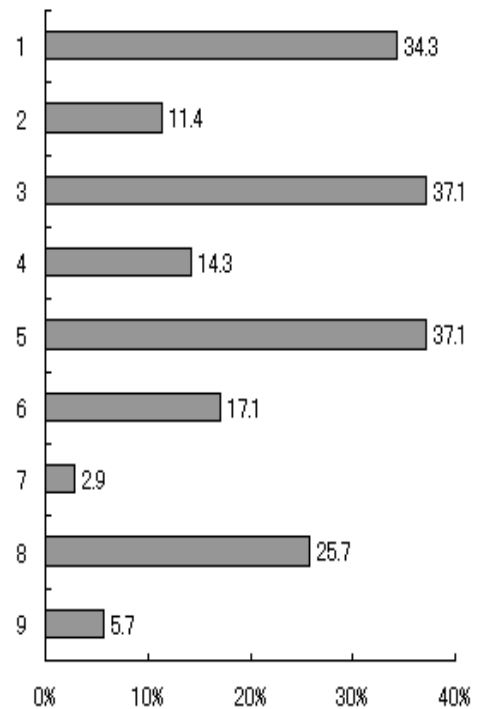
No.	カテゴリー名	n	%
1	よくきいてくれる	10	28.6
2	まあまあきいてくれる	11	31.4
3	あまりきいてくれない	1	2.9
4	まったくきいてくれない	0	0.0
5	わからない	5	14.3
6	相談したことがない	4	11.4
7	無回答	4	11.4
	全体	35	100.0



問 16 もっと相談しやすくなるには、どのようなことが必要ですか。（〇は3つまで）

相談しやすくなるために必要なことは「1か所でなんでも相談にのってくれること」と「親身になって相談にのってくれること」が37.1%と最も高く、次いで「いつでも相談にのってくれること」が34.3%となっています。

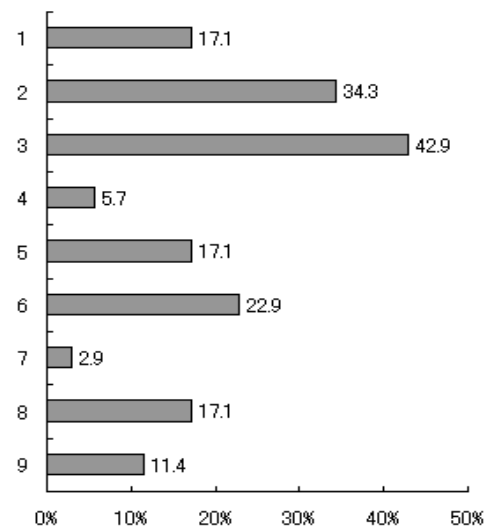
No.	カテゴリー名	n	%
1	いつでも相談にのってくれること	12	34.3
2	電話やインターネットなど、面接以外で相談にのってくれること	4	11.4
3	1か所でなんでも相談にのってくれること	13	37.1
4	家などに訪問して相談にのってくれること	5	14.3
5	親身になって、さまざまなことの相談にのってくれること	13	37.1
6	専門的な相談にのってくれること	6	17.1
7	その他	1	2.9
8	特にない	9	25.7
9	無回答	2	5.7
	全体	35	100.0



問 17 どのようなことをもっと知りたいですか。（〇は3つまで）

知りたい情報は「福祉制度や利用手続きのこと」が42.9%と最も高く、次いで「毎日の暮らしに関すること」が34.3%、「医療や訓練に関すること」が22.9%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	仕事や学校の紹介	6	17.1
2	毎日の暮らしに関すること	12	34.3
3	福祉制度や利用手続きのこと	15	42.9
4	趣味やスポーツに関すること	2	5.7
5	レジャーや旅行に関すること	6	17.1
6	医療や訓練に関すること	8	22.9
7	その他	1	2.9
8	特にない	6	17.1
9	無回答	4	11.4
	全体	35	100.0

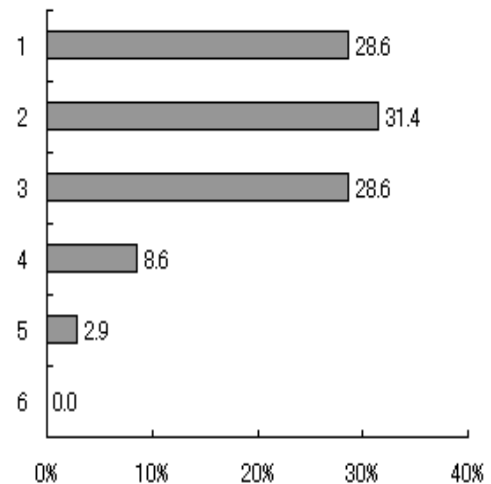


問 18 あなたは、ふだん、どれくらい外出していますか。（○は1つ）

外出の頻度は「週に1～3回」が31.4%と最も高く、次いで「ほぼ毎日」と「月に1～2回」が28.6%となっています。

なお「まったく外出しない」も2.9%みられます。

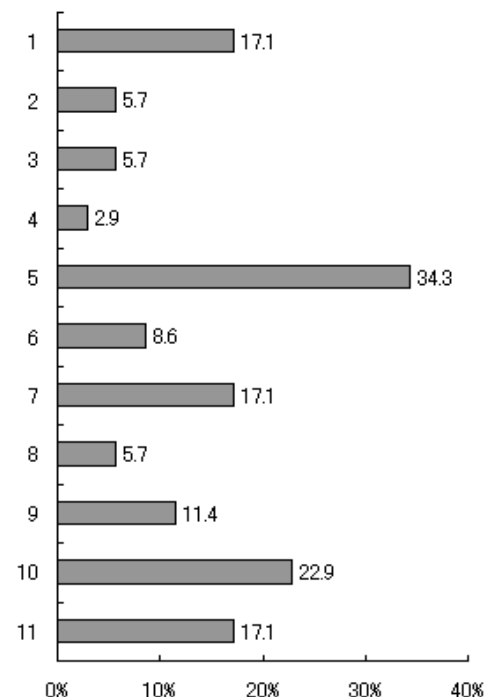
No.	カテゴリー名	n	%
1	ほぼ毎日	10	28.6
2	週に1～3回	11	31.4
3	月に1～2回	10	28.6
4	年に数回	3	8.6
5	まったく外出しない	1	2.9
6	無回答	0	0.0
	全体	35	100.0



問 19 ふだん、不便なことや、こまることは。（○は3つまで）

不便なこと、困ることは「外出のとき、緊急時になったときが心配」が34.3%と最も高く、次いで「特にない」が22.9%、「バスなどの交通機関が少ない」と「外出するとき、たくさんお金がかかる」が17.1%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	バスなどの交通機関が少ない	6	17.1
2	歩道が歩きにくい（せまい、スロープや誘導ブロックがない など）	2	5.7
3	外出のとき、障がい者用のトイレが少ない	2	5.7
4	施設や建物の設備が利用しにくい（階段、エレベーター、案内表示など）	1	2.9
5	外出のとき、緊急時になったときが心配になる	12	34.3
6	ひとの目が気になる	3	8.6
7	外出するとき、たくさんお金がかかる	6	17.1
8	介助者がいない	2	5.7
9	その他	4	11.4
10	特にない	8	22.9
11	無回答	6	17.1
	全体	35	100.0

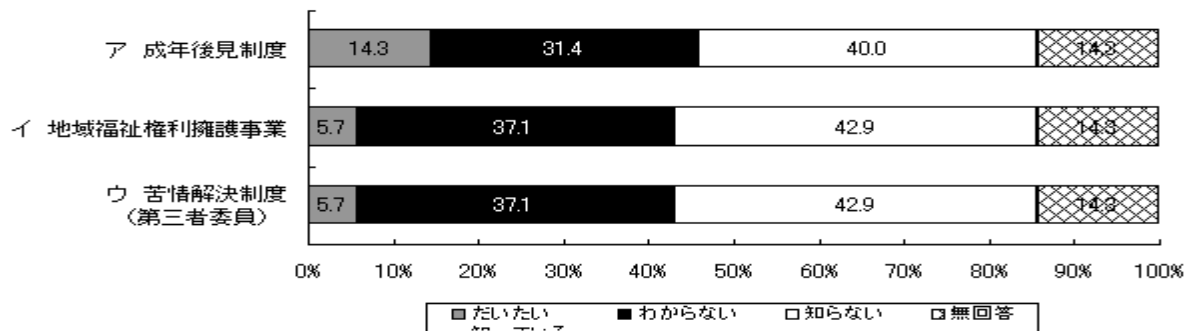


問 20 あなたは、ア～ウのことについて知っていますか。（それぞれに○は1つ）

選択肢に挙げた3つの制度について「知らない」が成年後見制度で40.0%、地域福祉権利擁護事業で42.9%、苦情解決制度で42.9%となっており、最も高くなっています。

なお、「ある程度知っている」は成年後見制度で14.3%、地域福祉権利擁護事業と苦情解決制度で5.7%となっており、成年後見制度が最も知られていますが、1割台にとどまっています。

	全体	だいたい知っている	わからない	知らない	無回答
ア 成年後見制度	35	5	11	14	5
	100.0	14.3	31.4	40.0	14.3
イ 地域福祉権利擁護事業	35	2	13	15	5
	100.0	5.7	37.1	42.9	14.3
ウ 苦情解決制度 (第三者委員)	35	2	13	15	5
	100.0	5.7	37.1	42.9	14.3

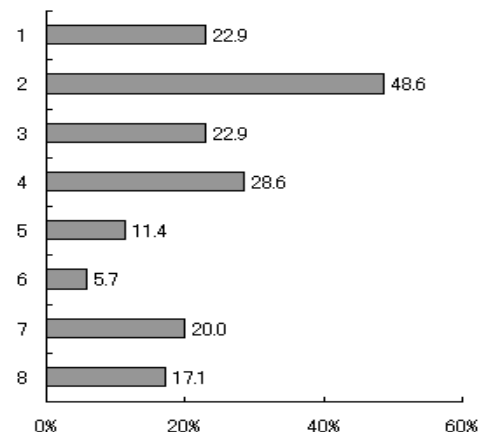


問 21 台風や地震のとき、心配なことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

自然災害時の心配事は「ひとりでの避難ができない（むずかしい）」が48.6%と最も高く、次いで「避難所での生活ができない（むずかしい）」が28.6%、「避難の情報がわからない（しにくい）」と「助けをよべない（むずかしい）」が22.9%となっています。

なお、「特にない」も20.0%みられます。

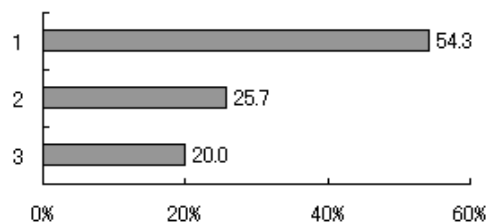
No.	カテゴリー名	n	%
1	避難の情報がわからない（しにくい）	8	22.9
2	ひとりでの避難ができない（むずかしい）	17	48.6
3	助けをよべない（むずかしい）	8	22.9
4	避難所での生活ができない（むずかしい）	10	28.6
5	薬が手にはいらない（むずかしい）	4	11.4
6	その他	2	5.7
7	特にない	7	20.0
8	無回答	6	17.1
	全体	35	100.0



問 22 災害時に支援を受けるための登録制度があれば、利用したいですか。（○は1つ）

災害時要援護者の登録については「登録して利用したい」が54.3%、「登録したくない」が25.7%となっており、「登録して利用したい」が半数以上を占めています。

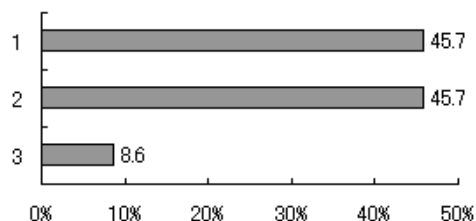
No	カテゴリー名	n	%
1	登録して利用したい	19	54.3
2	登録したくない	9	25.7
3	無回答	7	20.0
	全体	35	100.0



問 23 あなたは仕事をしていますか。（○は1つ）

就業状況は「仕事をしている」と「仕事をしていない」がともに45.7%で同数となっています。

No	カテゴリー名	n	%
1	仕事をしている	16	45.7
2	仕事をしていない	16	45.7
3	無回答	3	8.6
	全体	35	100.0

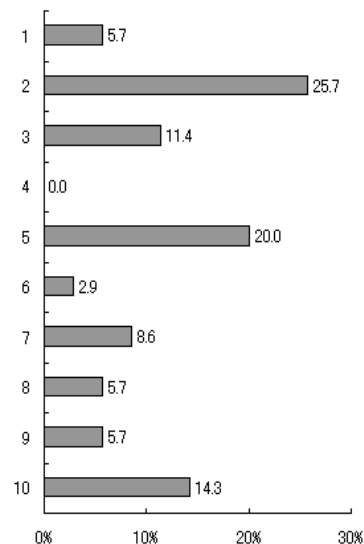


問 24 障がい者が働きやすくするのに必要なことは。（○は1つ）

障がい者の就業について期待することは「障がい者も働くことのできる施設や設備がよくなること」が25.7%と最も高く、次いで「生活できる給料がもらえること」が20.0%、「事業主や職場の仲間に理解があること」が11.4%となっています。

なお「特にない」も5.7%（2人）みられます。

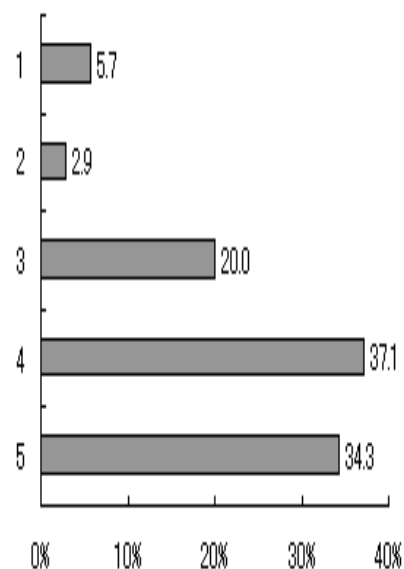
No.	カテゴリー名	n	%
1	就労条件が柔軟になること（状態に応じた労働時間、通勤への配慮など）	2	5.7
2	障がい者も働くことのできる施設や設備がよくなること	9	25.7
3	事業主や職場の仲間に理解があること	4	11.4
4	労働者の健康管理体制がよくなること	0	0.0
5	生活できる給料がもらえること	7	20.0
6	自営業を希望する障がい者への支援がよくなること	1	2.9
7	仕事の能力を身につける訓練や研修の機会がよくなること	3	8.6
8	その他	2	5.7
9	特にない	2	5.7
10	無回答	5	14.3
	全体	35	100.0



問 25 あなたは、パソコンやインターネットを利用していますか。（○は1つ）

パソコンやインターネットの利用状況は「パソコンやインターネットは利用したくない」が37.1%と最も高く、次いで「パソコンやインターネットを利用していないが、できればやりたい」が20.0%、「パソコンを利用している（できる）」が5.7%となっています。

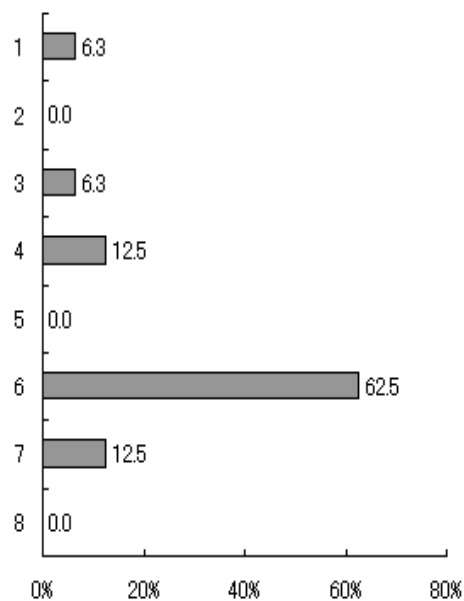
No.	カテゴリー名	n	%
1	パソコンを利用している（できる）	2	5.7
2	インターネットを利用している（できる）	1	2.9
3	パソコンやインターネットを利用していないが、できればしたい	7	20.0
4	パソコンやインターネットは利用したくない	13	37.1
5	無回答	12	34.3
	全体	35	100.0



問 26 仕事をしているひとがお答えください。どんな仕事をしていますか。（○は1つ）

仕事の形態は「授産施設、共同作業所」が62.5%と6割を超えて最も高く、次いで「自営業、家事の手伝い」と「その他」が12.5%となっています。

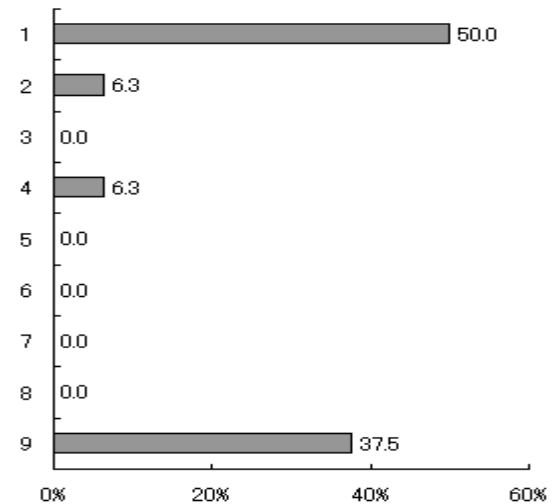
No.	カテゴリー名	n	%
1	正規の社員、職員	1	6.3
2	会社・団体などの役員	0	0.0
3	臨時雇い、パート、アルバイト	1	6.3
4	自営業、家業の手伝い	2	12.5
5	内職	0	0.0
6	授産施設、共同作業所	10	62.5
7	その他	2	12.5
8	無回答	0	0.0
	非該当	19	
	全体	16	100.0



問 27 仕事をしているひとがお答えください。仕事の収入は1年間でどれくらいですか。
(○は1つ)

年収は「25万円」までが50.0%と最も高く、次いで「50万円まで」と「200万円まで」が6.3% (各1人) となっており、回答者の年収は200万円以下となっています。

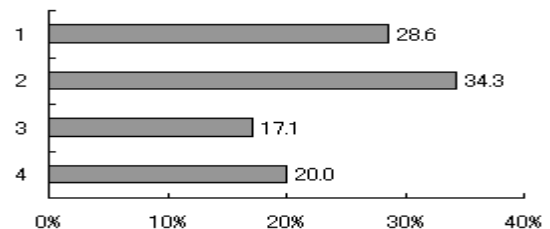
No.	カテゴリー名	n	%
1	25万円まで	8	50.0
2	50万円まで	1	6.3
3	100万円まで	0	0.0
4	200万円まで	1	6.3
5	300万円まで	0	0.0
6	400万円まで	0	0.0
7	500万円まで	0	0.0
8	500万円以上	0	0.0
9	無回答	6	37.5
	非該当	19	
	全体	16	100.0



問 28 あなたは、スポーツ、文化、交流などの活動に参加していますか。(○は1つ)

スポーツ等への参加状況は「参加してみたいが、していない」が34.3%と最も高く、次いで「参加している」が28.6%、「参加したくない」が17.1%となっています。

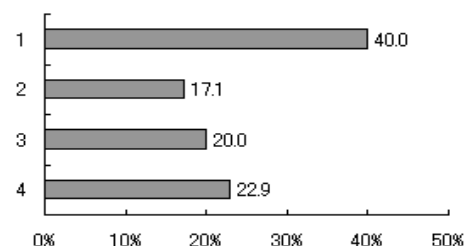
No.	カテゴリー名	n	%
1	参加している	10	28.6
2	参加してみたいが、していない	12	34.3
3	参加したくない	6	17.1
4	無回答	7	20.0
	全体	35	100.0



問 29 これから文化、交流などの活動に参加したいですか。(○は1つ)

今後の参加意向は「参加したい」が40.0%と最も高く、次いで「参加したくない」が20.0%、「参加したいができない(むずかしい)」が17.1%となっています。

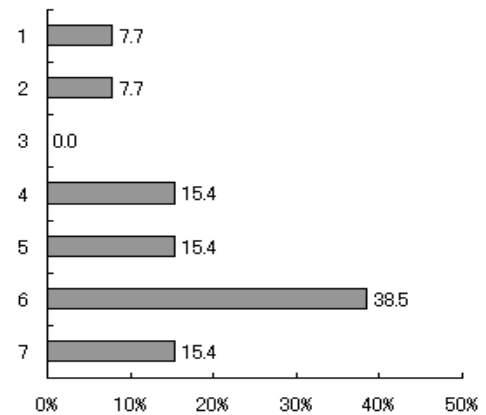
No.	カテゴリー名	n	%
1	参加したい	14	40.0
2	参加したいができない(むずかしい)	6	17.1
3	参加したくない	7	20.0
4	無回答	8	22.9
	全体	35	100.0



問 30 参加できない、参加しないひとへ。そのおもな理由はなんですか。（〇は1つ）

参加できない、しない理由は「その他」が38.5%と最も高く、次いで「曜日や時間が自分の都合とあわないから」と「どのような活動があるかわからないから」が15.4%となっています。

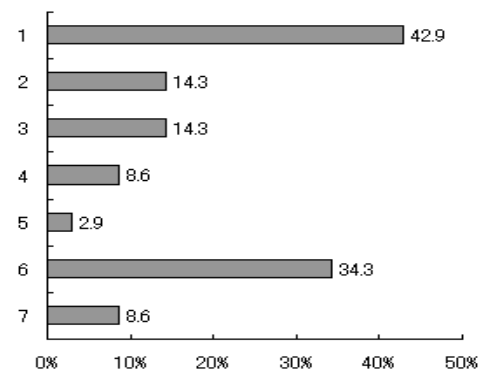
No.	カテゴリー名	n	%
1	障がいがおもい、高齢だから	1	7.7
2	参加するまでの移動手段がないから	1	7.7
3	参加するには介助が必要だから	0	0.0
4	曜日や時間が自分の都合とあわないから	2	15.4
5	どのような活動があるかわからないから	2	15.4
6	その他	5	38.5
7	無回答	2	15.4
	非該当	22	
	全体	13	100.0



問 31 ふだん、近所のひとと、どのようなつきあいをしていますか。（〇は3つまで）

近所づきあいは「会ったときは挨拶をする」が42.9%と最も高く、次いで「つきあいはない」が34.3%、「世間話をする」と「町内会などの活動を一緒にする」が14.3%となっています。

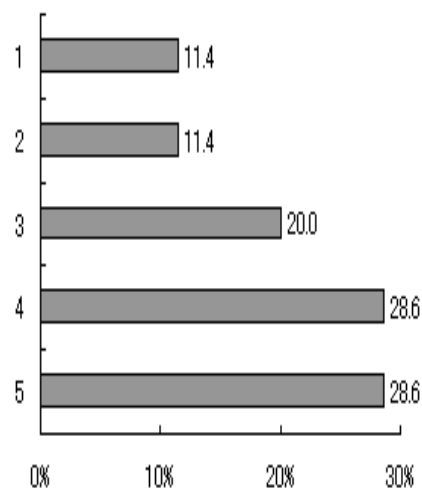
No.	カテゴリー名	n	%
1	会ったときは挨拶をする	15	42.9
2	世間話をする	5	14.3
3	町内会などの活動を一緒にする	5	14.3
4	ふだんから行き来がある	3	8.6
5	一緒に遊んだり、でかけたりする	1	2.9
6	つきあいはない	12	34.3
7	無回答	3	8.6
	全体	35	100.0



問 32 あなたは、ボランティアからの支援を受けたことがありますか。（○は1つ）

ボランティアからの支援は「受けたことはなく、これからも受けたいとは思わない」が28.6%と最も高く、次いで「受けたことはないが、できれば受けたい」が20.0%、「現在、受けている」と「現在受けていないが、これまでに受けたことがある」が11.4%となっています。

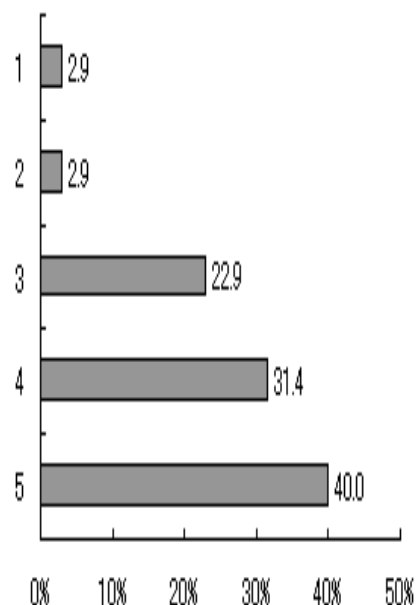
No.	カテゴリー名	n	%
1	現在、受けている	4	11.4
2	現在は受けていないが、これまでに受けたことがある	4	11.4
3	受けたことはないが、できれば受けたい	7	20.0
4	受けたことはなく、これからも受けたいと思わない	10	28.6
5	無回答	10	28.6
	全体	35	100.0



問 33 あなたは、ボランティアなどの社会奉仕活動に参加していますか。（○は1つ）

社会奉仕活動への参加状況は「参加したことはないし、これからも参加したいとは思わない」が31.4%と最も高く、次いで「参加したことはないが、できれば参加したい」が22.9%、「現在、参加している」と「現在は参加していないが、これまでに参加したことがある」が2.9%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	現在、参加している	1	2.9
2	現在は参加していないが、これまでに参加したことがある	1	2.9
3	参加したことはないが、できれば参加したい	8	22.9
4	参加したことはないし、これからも参加したいと思わない	11	31.4
5	無回答	14	40.0
	全体	35	100.0

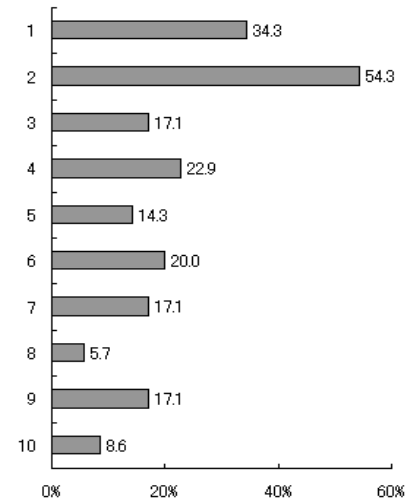


問 34 障がい者の教育環境をよくするために、町の保育所や学校に望むことはありますか。
 (○は3つまで)

町の保育所や学校に望むことは「障がいの状態にあった指導をすること」が54.3%と最も高く、次いで「教職員の障がいへの理解を深めること」が34.3%、「施設、設備、教材をよくする」が22.9%となっています。

なお、「特にない」も17.1%みられます。

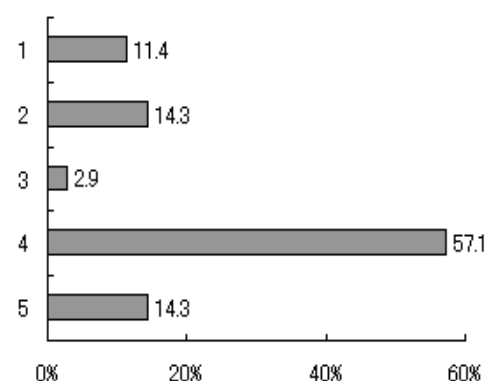
No	カテゴリー名	n	%
1	教職員の障がいへの理解を深めること	12	34.3
2	障がいの状態にあった指導をすること	19	54.3
3	就学相談や進路相談などの相談体制をよくする	6	17.1
4	施設、設備、教材をよくする	8	22.9
5	通常の学級への受け入れを進めること	5	14.3
6	こども同士の理解を深める交流機会をふやすこと	7	20.0
7	医療的なケアを受けられるようにすること	6	17.1
8	その他	2	5.7
9	特にない	6	17.1
10	無回答	3	8.6
	全体	35	100.0



問 35 平成18年4月から「障がい者自立支援法」がはじまり、これまでのサービスがおおきく変わりました。次のことについて、あなたは知っていますか。(○は1つ)

自立支援法によるサービスの変化は「よくわからない」が57.1%と半数を超えて最も高く、次いで「1割の自己負担がはじまったことを知っている」が14.3%、「サービスの名前、内容、利用要件などをだいたい知っている」が11.4%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	自分の利用するサービスの名前、内容、利用要件などをだいたい知っている	4	11.4
2	サービスを利用するときに1割の自己負担がはじまったことを知っている	5	14.3
3	その他	1	2.9
4	よくわからない	20	57.1
5	無回答	5	14.3

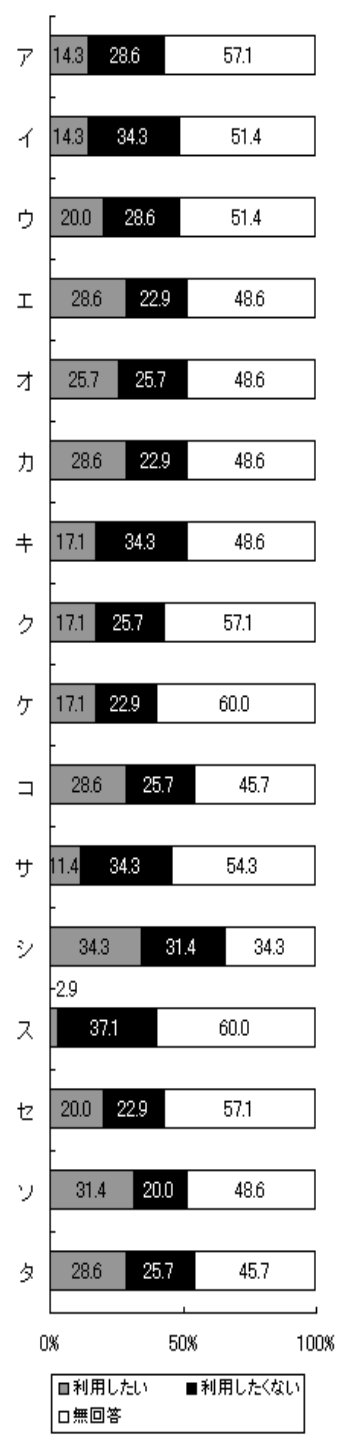


全体	35	100.0
----	----	-------

問 36 次のサービスのなかで、あなたがこれから利用したいサービスはありますか。
(それぞれのサービスについて、あてはまる番号に○)

今後利用したいサービスは、16 サービスのうち「自立訓練（生活訓練）」と「就労継続支援」、「共同生活援助」、「施設入所支援」、「地域活動支援センター」「特別入浴事業」の6事業で「利用したい」の割合が高く、「就労移行支援」では「利用したい」と「利用したくない」は同じ割合となっています。また、「利用したい」の割合が高いサービスは「施設入所支援」が34.3%と最も高く、次いで「地域活動支援センター」が31.4%、「自立訓練（生活訓練）」と「就労継続支援」、「共同生活援助」、「特別入浴事業」が28.6%となっています。

	全体	利用したい	利用したくない	無回答
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	35	5	10	20
	100.0	14.3	28.6	57.1
イ 生活介護	35	5	12	18
	100.0	14.3	34.3	51.4
ウ 自立訓練（機能訓練）	35	7	10	18
	100.0	20.0	28.6	51.4
エ 自立訓練（生活訓練）	35	10	8	17
	100.0	28.6	22.9	48.6
オ 就労移行支援	35	9	9	17
	100.0	25.7	25.7	48.6
カ 就労継続支援	35	10	8	17
	100.0	28.6	22.9	48.6
キ 療養介護	35	6	12	17
	100.0	17.1	34.3	48.6
ク 児童デイサービス	35	6	9	20
	100.0	17.1	25.7	57.1
ケ 短期入所 (ショートステイ)	35	6	8	21
	100.0	17.1	22.9	60.0
コ 共同生活援助 (グループホーム)	35	10	9	16
	100.0	28.6	25.7	45.7
サ 共同生活介護 (ケアホーム)	35	4	12	19
	100.0	11.4	34.3	54.3
シ 施設入所支援	35	12	11	12
	100.0	34.3	31.4	34.3
ス 手話通訳者派遣	35	1	13	21
	100.0	2.9	37.1	60.0
セ 移動支援事業	35	7	8	20
	100.0	20.0	22.9	57.1
ソ 地域活動 支援センター	35	11	7	17
	100.0	31.4	20.0	48.6
タ 特別入浴事業	35	10	9	16
	100.0	28.6	25.7	45.7



問 37 障がい者の意見が町の取り組みやサービスに反映されていると思いますか。（○は1つ）

障がい者の意見の反映は「わからない」が37.1%と最も高く、次いで「まあまあ反映されている」が28.6%、「あまり反映されていない」が14.3%となっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	とても反映されている	1	2.9
2	まあまあ反映されている	10	28.6
3	あまり反映されていない	5	14.3
4	まったく反映されていない	2	5.7
5	わからない	13	37.1
6	無回答	4	11.4
	全体	35	100.0

